

堺市津波避難計画



平成 26 年 3 月



堺市

Sakai City

目 次

第1章 総則	2
1-1. 計画の目的	2
1-2. 計画の修正	2
1-3. 計画が対象とする期間	2
1-4. 計画策定までの経過	2
第2章 最大クラスの津波浸水想定	4
2-1. 大阪府から発表された南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波浸水想定	4
2-2. 津波浸水想定区域と本市の地形	5
第3章 津波避難の基本方針	6
3-1. 基本的な考え方	6
3-2. 津波避難対象地域と津波注意地域	6
3-3. 避難路・避難経路	7
3-4. 避難目標	7
3-5. 津波避難ビル	9
第4章 臨海部における対策	10
第5章 避難	11
5-1. 避難指示の発令	11
5-2. 避難行動について	12
5-3. 気象庁が発表する津波に関する警報・注意報	12
5-4. 避難情報の発信と収集	13
第6章 災害時要援護者の避難	16
第7章 津波率先避難等協力事業所登録制度	17
7-1. 東日本大震災の状況と率先避難	17
7-2. 津波率先避難等協力事業所登録制度の創設	17
第8章 啓 発	19
第9章 各校区における避難計画	23
9-1. 校区カルテ記載内容	23
9-2. 校区カルテ	23

はじめに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、三陸沖の広い範囲を震源域にわが国観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、最大震度7、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で揺れが観測されました。この地震に伴い、北海道から沖縄にかけて津波が到達し、とりわけ東北地方沿岸部を中心に大きな被害をもたらしました。

東日本大震災以降、平成23年6月には、津波対策の推進に関する法律が施行され、その中で国民の迅速かつ適切な避難行動を確保するため津波避難計画を策定し、住民に周知することが市町村の努力義務として定められました。また、国の中央防災会議の専門調査会において、東日本大震災の地震・津波被害の検証並びに今後発生が危惧される津波災害等への対策が検討され、以下の2つのレベルの津波を想定することが基本とされました。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を最優先として避難を軸とした総合的な対策を構築すること、比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命及び財産を保護するため海岸保全施設等の整備を進めることが示され、災害対策基本法の改正や防災基本計画の改正などに反映されています。

平成24年8月には、内閣府から南海トラフの巨大地震における津波浸水想定が公表され、平成25年8月には大阪府より府内市町村ごとの詳細な津波浸水想定が公表されました。さらに同年10月には、大阪府域の人的被害想定として、津波による死者数が堺市内で最大約6千人、ただし迅速な避難を行えば死者数ゼロになると想定されました。

本市では、住民の早期避難を実現するため、平成23年8月以降地域住民の皆様と協働で取り組んできた津波避難対策を基盤に、大阪府の津波浸水想定公表後、直ちに「堺市津波避難対策検討協議会」を開催しました。その後、地域住民の皆様と各小学校区でワークショップを実施し、最大クラスの地震・津波の新たな想定に基づく津波ハザードマップを作成いたしました。

今般、住民の皆様とともに取り組んだ成果を踏まえ具体的な地域毎の津波避難の計画としての要素を盛り込み、より実効性の高い本市の津波避難計画を策定しました。

津波災害から市民の生命と安全を確保するため、この計画をもとに住民主体の訓練をはじめ、自助・共助・公助が連携した取り組みを推進していきます。

擁護壘（ようごじ）

大浜公園（堺区）には擁護壘という記念石碑があり、安政元年（1854年）に発生した安政南海地震による「地震と津波」の恐ろしさとともに、当時の堺の人々がどのように津波災害に対応したかが刻まれています。



第1章 総則

■ 1-1. 計画の目的

本計画は、堺市域に係る災害に関し、堺市及び防災関係機関が市民や事業者等の協力のもと実施すべき災害対策を定めた堺市地域防災計画に基づき、今後予想される「南海トラフ巨大地震」による津波の発生に備え、本市における津波避難対策の基本的な事項を定めるとともに、地域別に津波避難方策を明確化することにより、津波から住民等が生命や安全を守るための迅速かつ適切な避難行動を実施することを目的とします。また、市民や各団体等の津波避難対策の指針とすることを目的としています。

■ 1-2. 計画の修正

本計画は、最新の科学的知見による津波被害想定の更新や土地条件、社会的状況などの変化に合わせ、必要に応じて計画の修正を行うものとします。

■ 1-3. 計画が対象とする期間

本計画は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの間において、市民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画とします。

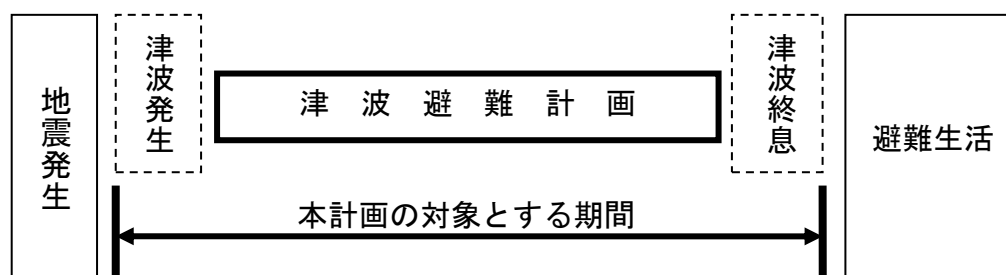


図 1-1 計画が対象とする期間

■ 1-4. 計画策定までの経過

東日本大震災での想定を大きく超える津波被害等の教訓を踏まえ、高い確率で発生が危惧される南海トラフ巨大地震の津波から市民の生命と安全を守るため、国が取りまとめる南海トラフ巨大地震による津波想定公表を待つことなく、市では平成23年8月より、最大津波高さ3.0mの2倍となる6.0m、満潮位を考慮して6.8mを最大クラスの津波高さとして暫定的に仮定し、喫緊の課題として津波避難対策に取り組むこととしました。

同年9月には、市民、警察、消防、自衛隊など防災関係機関の参画のもと「堺市津波避難対策検討協議会」を発足させ、津波避難の基本方針等について情報交換・共有を図るとともに、平成23年10月より平成24年3月にかけて、住民参加によるワークショップを、津波浸水想定地域に関係する小学校区ごとに開催し、津波からの避難意識を醸成させることを目的に地域住民の皆様と共同で、地域の実情に沿った「暫定版津波警戒マップ」づく

りを実施し、平成24年5月に市内全戸に配布しました。以後、各地で住民主体の津波避難訓練を実施し、マップの掲載内容に関する検証等に取り組んできました。

平成25年8月に大阪府が公表した津波浸水想定に基づき、平成25年9月から12月にかけて地域住民の皆様とワークショップを開催しました。大阪府が公表した浸水想定や被害想定を踏まえ、迅速な避難に関する検討や避難経路・目標の再確認により「津波ハザードマップ」を作成し、津波浸水の恐れのある23小学校区の全戸へ配布しました。

これらの取り組みを踏まえ、消防庁の津波避難対策推進マニュアル検討会最終報告（平成25年3月）に準拠して、津波避難計画をまとめました。

第2章 最大クラスの津波浸水想定

■ 2-1. 大阪府から発表された南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波浸水想定

大阪府では、大阪府防災会議のもとに「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」を設置し、有識者の参画を得て、科学的・客観的な観点から被害想定や対策の方向性を検討し、平成25年8月に、津波浸水想定を公表しました。津波浸水想定の実施にあたっては、中央防災会議が南海トラフにおいて現在科学的に考えうる最大クラスの地震を想定した様々な地震モデルのうち、大阪湾に影響が大きくなる数ケースを採用したうえ、揺れ・液状化による防潮堤・河川堤防の破堤・沈下、河川の津波溯上（さかのぼり）を考慮した、最も厳しい条件のもとシミュレーションを実施したものです。公表では、地震や津波は自然現象で不確実性を伴うものであり、さらに想定を超える可能性があること（図2-1の矢印）についても指摘されています。

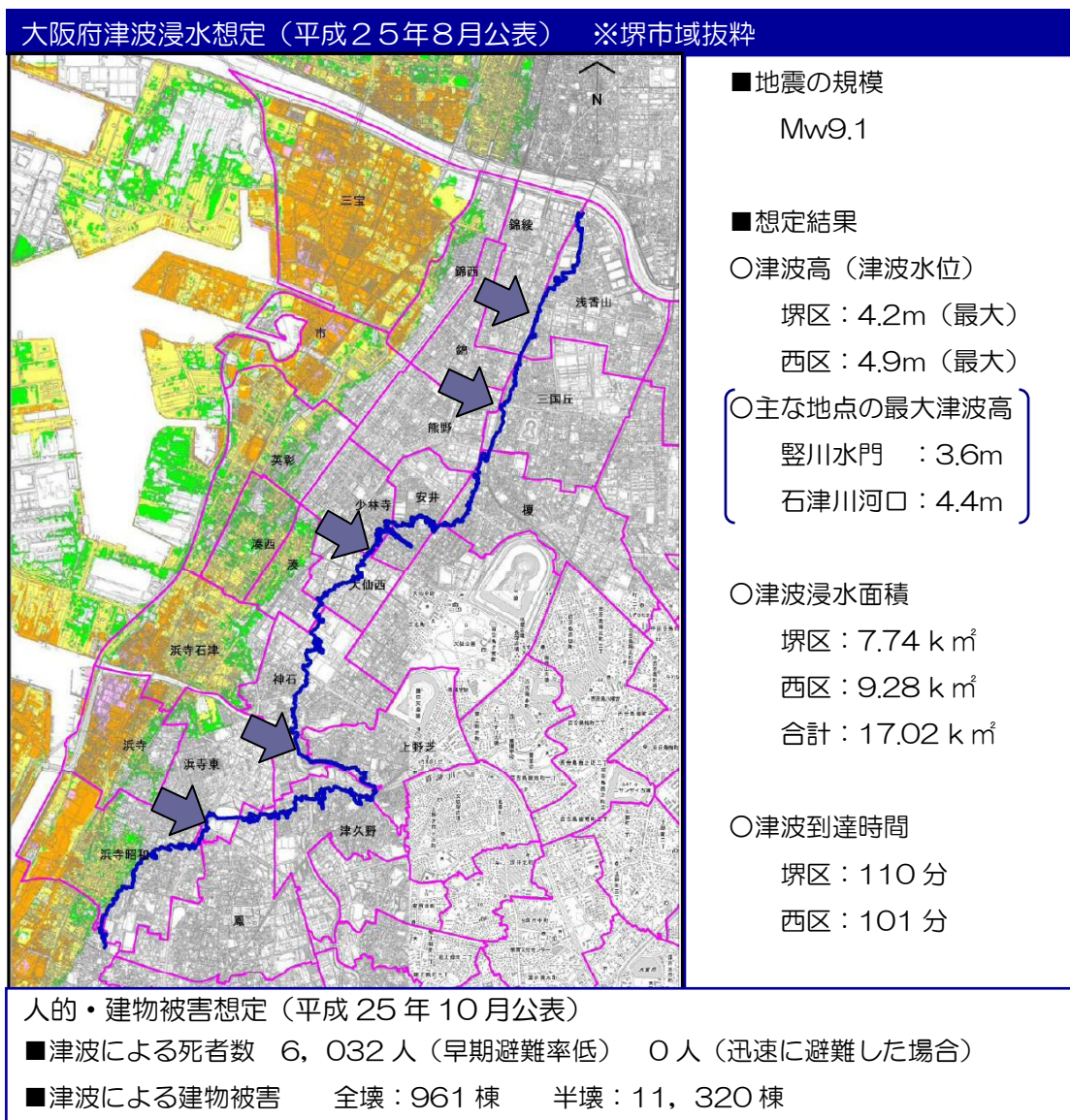


図2-1 大阪府津波浸水想定(堺市域抜粋)

■ 2-2. 津波浸水想定区域と本市の地形

本市の沿岸部から東の標高の高い所までの地形を踏まえ、津波避難方針の検討を実施しました。

堺区及び西区の主要幹線道路の断面で地形を検証した結果、大阪府の浸水想定区域（青矢印）より東側でも標高が低いところがあり、標高 6.8m の地点（緑矢印）の東側がより高くなっています。（図 2-2）

大阪府の津波浸水想定は自然現象としての不確実性と津波浸水域がさらに拡大する可能性も示されていることから、標高 6.8m 以上の高い所がより安全であることが分かります。

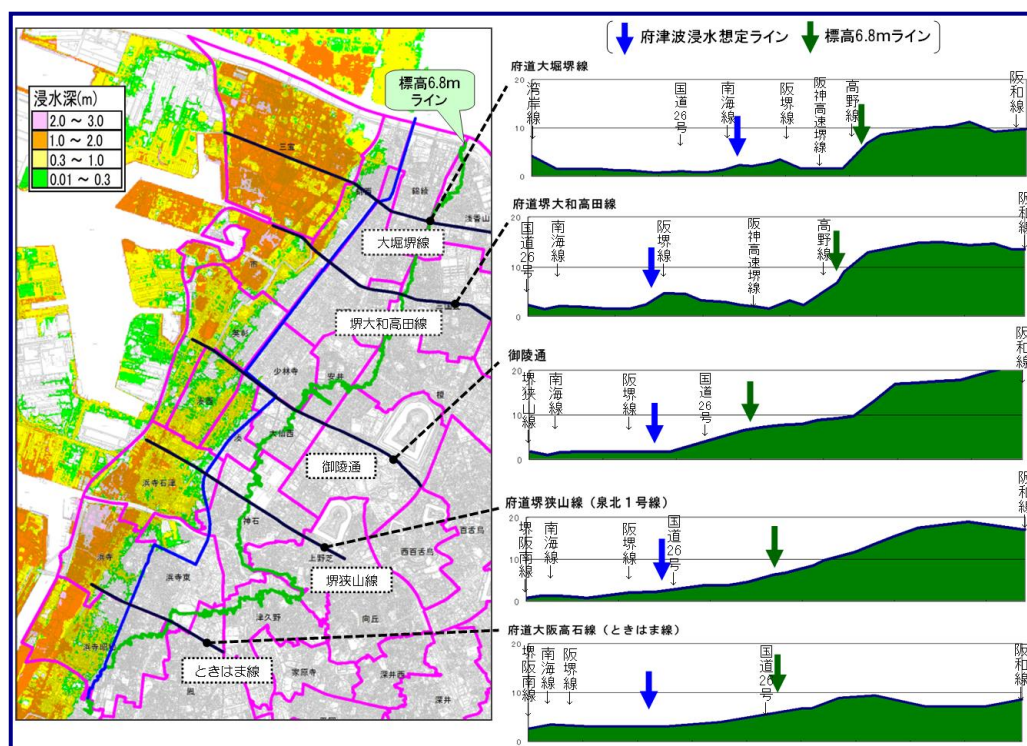


図 2-2 堺市の地形

《参考》大阪府が公表した震度分布と液状化可能性（平成25年8月）

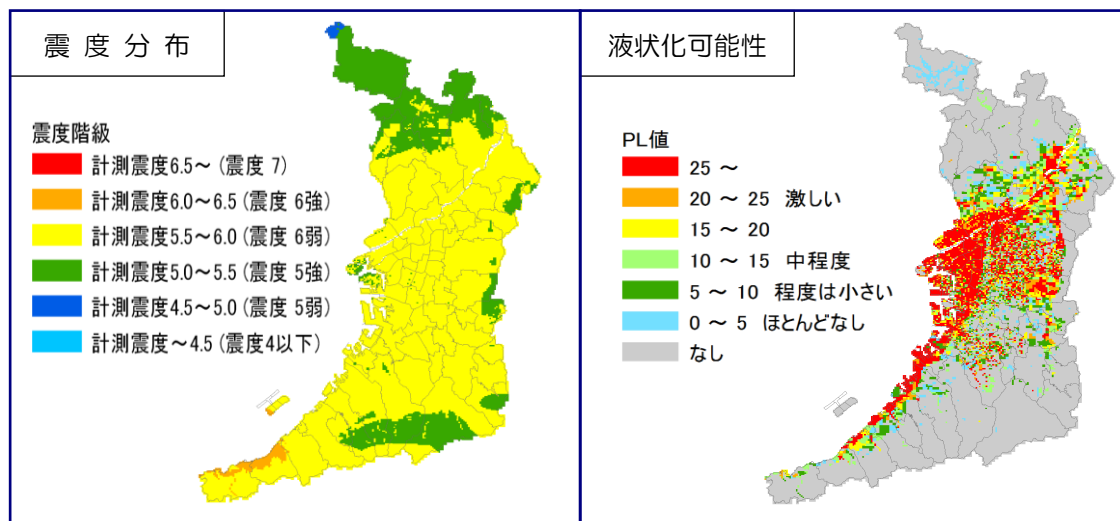


図 2-3 震度分布と液状化可能性

第3章 津波避難の基本方針

■ 3-1. 基本的な考え方

津波被害想定や本市の地形を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合における、本市の津波避難に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

- 地震発生後、津波の第一波が到達するまでの約100分間にJR阪和線为目标に東の標高6.8mより高い所（津波避難目標等）に徒歩で避難する。
- 災害時要援護者や避難が遅れた避難者は、緊急一時的に津波避難ビル等へ避難する。

■ 3-2. 津波避難対象地域と津波注意地域

「2-2. 津波浸水想定区域と本市の地形」の検討結果を踏まえ、大阪府の被害想定において津波の浸水が予想される地域を基本に、津波警報・大津波警報発表時直ちに「避難する地域」として津波避難対象地域を設定しました。また、津波浸水想定区域より東側で標高6.8mより低い地域は、大津波警報発表時「直ちに避難できるよう準備し情報収集に努める地域」として津波注意地域を設定しました。津波避難対象地域は、P7の図 3-1 のとおり市民の皆様にはわかりやすく表現するため幹線道路等を基本に設定しています。

表 3-1 津波避難対象地域と津波注意地域

	津波避難対象地域を含む校区	津波注意地域の校区
堺区 (16校区)	三宝校区、錦西校区（一部）、錦校区（一部）、市校区、少林寺校区（一部）、大仙西校区（一部）、湊校区（一部）、湊西校区、英彰校区、神石校区（一部）	錦綾校区、浅香山校区、熊野校区、榎校区、三国丘校区、安井校区、
西区 (7校区)	浜寺石津校区（一部）、浜寺校区、浜寺東校区（一部）、浜寺昭和校区（一部）	鳳校区、津久野校区、上野芝校区
※参考 対象人口	約8万6千人	約6万5千人

注) それぞれの地域に該当する町丁は巻末資料-7~8に示します

注) 対象人口は、平成26年1月の住民基本台帳による

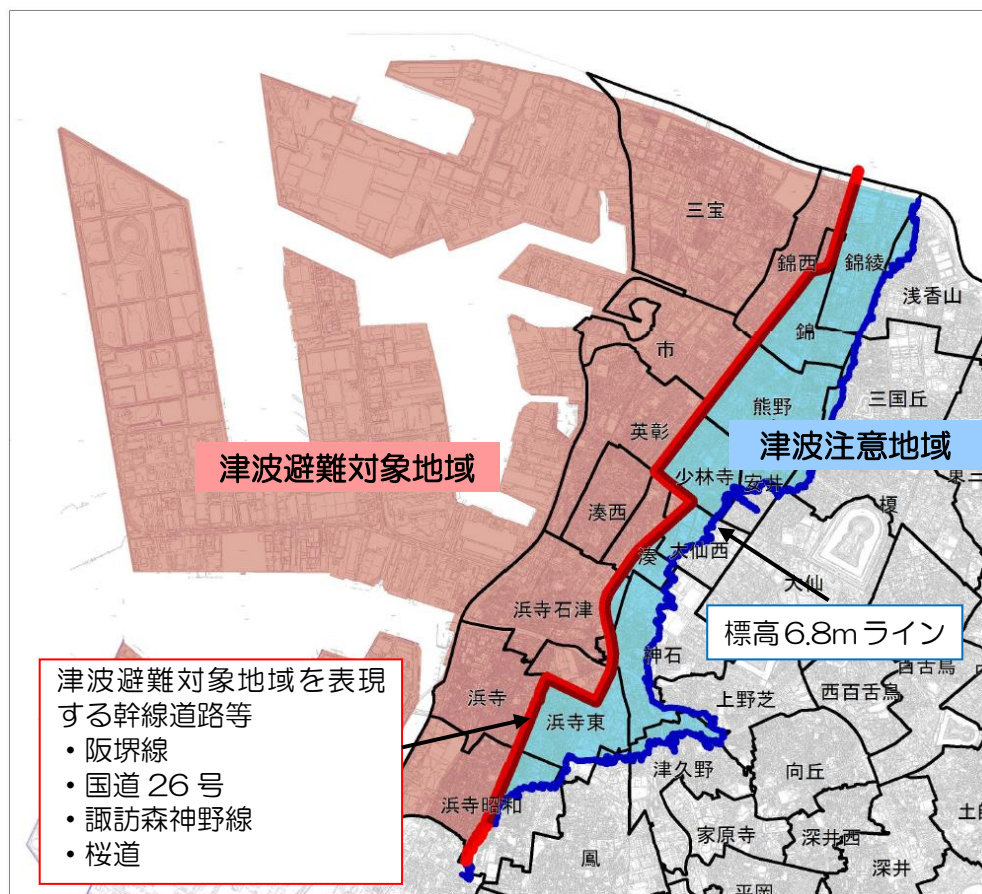


図3-1 津波避難対象地域と津波注意地域

3-3. 避難路・避難経路

市では、幅員16m以上の道路（安全を確認できた10m以上の道路）を「避難路」として指定しています。市では今後も道路の整備や橋梁の耐震化、住宅・建築物の耐震化促進、液状化対策の検討を進め、より安全な避難路の確保に取り組みます。

また、自宅等から市が指定した避難路や避難目標までに通る道路を「避難経路」として、ワークショップでの検討を踏まえ各校区で設定しました。避難経路は、居住地域内から幅員の広い避難路へ至るまでの経路です。したがって、幅員の狭い道路もあり、地震による建物の倒壊や交通渋滞等により通行が不可能になることも想定されます。災害発生時のみならず普段からあらゆる事態を考えて、複数の避難経路を確認しておくことも重要です。

3-4. 避難目標

津波からの避難目標は、標高6.8mより高い所にある公共施設等の建物のほか公園、広場、グラウンド、道路等の屋外空間を「津波避難目標」とし、校区ごとに具体的な津波避難目標を定めました。

＜主な津波避難目標＞

- 堺区** 浅香山小学校、浅香山中学校、方違神社、三国丘中学校、大阪府立大阪女子大跡、大仙公園、JR上野芝駅、霞ヶ丘公園 など
- 西区** 大仙公園、霞ヶ丘公園、津久野小学校、JR上野芝駅、浜寺中学校、大鳥大社、浜寺南中学校、羽衣国際大学、鳳小学校 など

市民自らが、これらの避難目標まで避難し、津波に関する情報収集を行い、状況に応じて、より標高の高い安全な場所へ避難を行います。

避難目標は、津波災害のおそれが解消されるまでの間、一定時間避難場所とするものです。市では安全を確認した上で避難所生活が必要と判断した場合には、指定避難所（生活避難所）の開設や生活関連物資の供給など必要な対策を速やかに講じます。

避難の概念図は、以下のとおりです。



図 3-2 (1) 津波避難の概念図 (堺区)

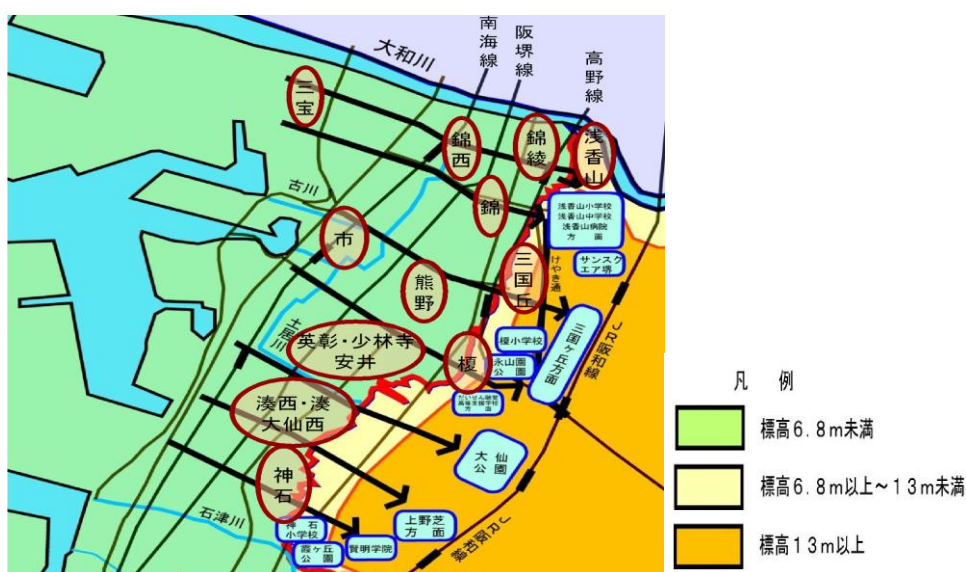


図 3-2 (2) 津波避難の概念図 (西区)

■ 3-5. 津波避難ビル

津波避難ビルとは、災害時要援護者や避難が遅れた方が緊急一時的に避難するための建物です。津波避難対象地域および津波注意地域に所在する以下の要件を目安とした建物で、当該建物の所有者等の了解を得られ本市と協定を交わした建物を「津波避難ビル」として指定しています。

＜津波避難ビルの選定基準＞

- 鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリート造の建物
※前面に防潮堤や強固な建物等がある場合、鉄骨造の建物も指定しています。
- 昭和56年の新建築基準法の耐震基準に適合した建物、耐震補強済みの建物
- 3階以上の階高を有する建物

津波警報・大津波警報発表時には、近隣の津波避難ビルに一時避難することが可能です。民間ビル、ホテル、小・中学校、市営住宅などを津波避難ビルの指定された津波避難ビルには下記の看板（※①）を設置しています。

また、市が指定した津波避難ビルの中には、開設時間を同ビルの営業時間等に限定した避難ビルが含まれています。同ビルの開設時間以外は施錠されているなど避難することが困難です。予め複数の津波避難ビルを確認してください。時間指定の津波避難ビルには避難可能な時間を看板に明記しています（※②）。

津波避難ビルの情報は、堺市ホームページ、市政情報センター、各区役所（市政情報コーナー、自治推進課）でもお知らせしています。

※平成26年3月末時点の施設を巻末資料-9~10に掲載



図 3-3 津波避難ビル表示看板

避難目標への避難が困難な場合で、最寄りに市が指定する避難ビルがない場合等は、出来るだけ丈夫で高い建物や場所に避難することも有効な避難方法となります。

第4章 臨海部における対策

堺浜（堺区）には、J-GREEN 堺や堺浜シーサイドステージ、海とのふれあい広場等、7-3区（西区）には、みなと堺グリーンひろば（硬式野球場含む）や芝生広場等の市民が多数集まる施設が所在しており、津波警報や大津波警報が発表されたとき、その場所からJR阪和線を目標とする標高6.8mより高い所まで避難するには距離があります。そこで、本市では地区内の企業や事業者と連携を図りながら津波避難ビルや津波避難場所を選定しており、今後取り組みを進めます。

また、臨海部の石油コンビナート等特別防災区域の津波対策については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、大阪府が「大阪府石油コンビナート等 防災計画」「大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画」を策定し、ブロック毎に地区内避難（垂直避難）と地区外避難（水平避難）を定め、臨海部の事業所へ指導・啓発を行うこととなっています。本市でも大阪府と協力・連携しながら実効性のある避難対策の実現に努めます。

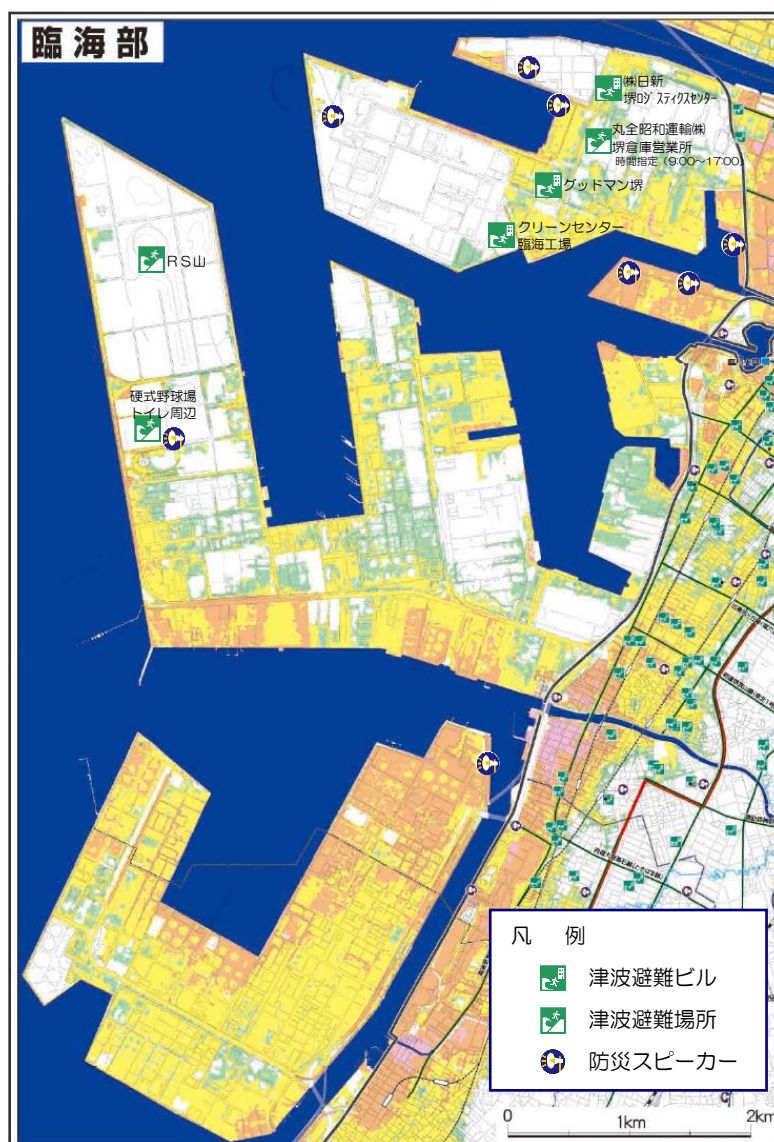


図 4-1 臨海部の津波避難対策（平成 26 年 3 月末現在）

第5章 避難

■ 5-1. 避難指示の発令

市は、「堺市地域防災計画」に従って、津波浸水想定区域、その他津波被害のおそれがあり、特に避難が必要な地域に対して、速やかに避難指示を発令し、市民の皆様の安全確保を図ります。

(1) 避難指示の発令基準と発令地域

発令基準：気象庁から大阪府沿岸部に津波警報または大津波警報が発表されたとき、あるいは市長が必要と認めたとき。

発令地域：表 5-1 の地域。市民の皆様に分かりやすく表現するため、幹線道路を基本に設定しています。

表 5-1 避難指示の発令地域

<p>① 津波警報・大津波警報が発表されたとき、避難指示を発令 津波避難対象地域（図 5-1 の地域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大和川以南～御陵通⇒ 阪堺線以西 ●御陵通以南～諏訪神線⇒ 国道 26 号以西 ●諏訪神線以南～大鳥街道⇒ 桜道以西 ●大鳥街道以南⇒ 6.8m 以西
<p>②大津波警報が発表され、想定を超える津波が確認されたとき 津波避難対象地域加えて津波注意地域に対して避難指示を発令 津波避難対象地域（図 5-1 の地域）および 津波注意地域（図 5-1 の地域）</p>

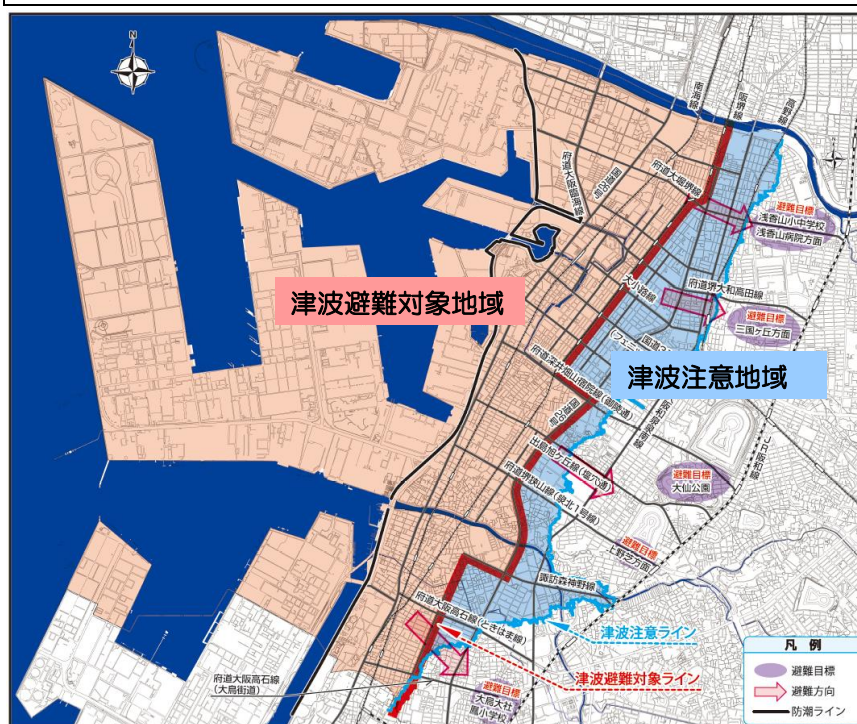


図 5-1 津波避難対象地域と津波注意地域

(2) 防潮堤の地震動や液状化に対する影響について

大阪府防災会議の南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会において、大阪湾に整備された防潮堤の耐震性について点検を行ったところ、マグニチュード8クラスの地震動や液状化で津波警報時に想定される津波を防御することができない可能性について示されました。この点検結果を踏まえ、本市では、大津波警報と津波警報が発表されたときの避難すべき地域を同じ範囲に設定しました。

■ 5-2. 避難行動について

大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときの避難行動は次のとおりです。

表 5-2 警報・注意報の避難行動

	津波避難対象地域での行動 (図 5-1 の地域)	津波注意地域での行動 (図 5-1 の地域)
大津波警報	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに避難行動を開始 東の高い所にある避難目標(標高 6.8m 以上)へ避難 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに避難できるよう準備を行い、情報収集に努める。 ⇒想定を上回る津波が発生した場合に避難行動 東の高い所にある避難目標(標高 6.8m 以上)へ避難
津波警報	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに避難行動を開始。 東の高い所にある避難目標(標高 6.8m 以上)へ避難 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集に努める。
津波注意報	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集に努める

○地震発生から避難までの流れ

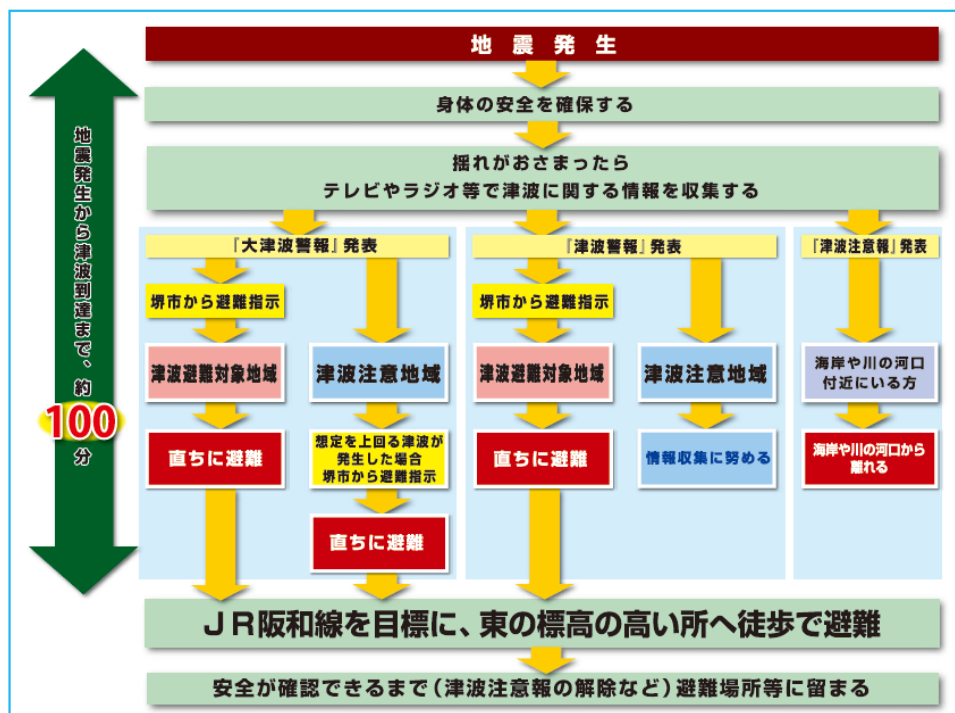


図 5-2 避難行動の流れ

※市では、大阪府に加え、和歌山県、徳島県、淡路島南部の最新情報を収集し、状況に応じて避難指示を発令します。

■ 5-3. 気象庁が発表する津波に関する警報・注意報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表（地震発生から約3分）

「大津波警報 巨大」(3m 超)、「津波警報 高い」(1~3m)、「津波注意報」(0.2~1m) 及び到達予想時刻、各地の満潮時刻を津波予報区ごとに発表されます。

※マグニチュード8を超えるような巨大地震では数分内に推定した地震規模が過小評価されるおそれがあることから、津波の高さは「巨大」「高い」と定性的表現されます。

表 5-3 気象庁の発表する警報の種類と表現

	予想される津波の高さ	
	数値での発表	巨大地震の場合の表現
大津波警報 (特別警報※)	10m 超 (10m<高さ)	巨 大
	10m (5m<高さ≤10m)	
	5m (3m<高さ≤5m)	
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高 い
津波注意報	1m (20 cm≤高さ≤1m)	—

※特別警報は、これまでにない危険が迫っていることをお知らせするものです。

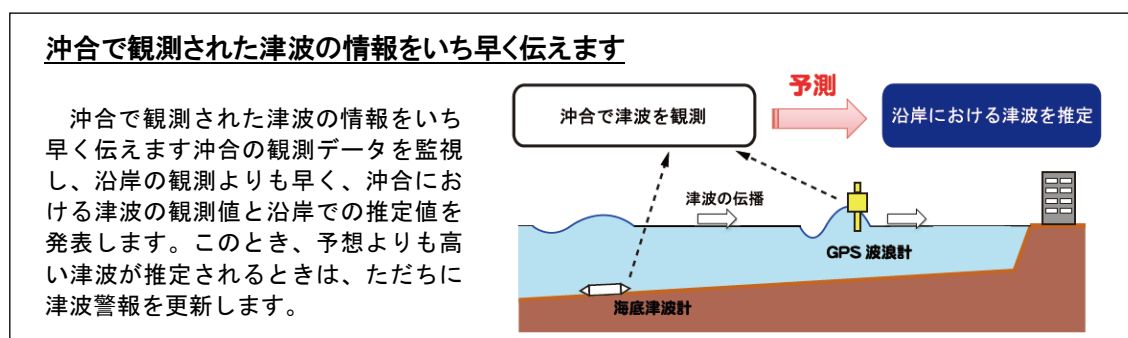
(2) 大津波警報・津波警報・注意報の更新情報発表（地震発生から約 15 分）

より精度の高い津波の高さ予測に更新するため、全国各地の広帯域地震計（より長周期の地震波も観測）により記録された地震波を解析し、津波警報の更新に必要なモーメントマグニチュード (Mw) を推定し、地震発生から約 15 分で必要に応じて津波更新情報が発表されます。

(3) 沖合の津波観測データ等の情報の発表（随時更新）

沿岸の観測データ発表に加え、GPS 波浪計とより沖合に設置している沖合水圧計、ブイ式海底津波計の観測データを用い、沖合における観測値と沿岸で推定される津波高さが発表されます。

※気象庁ホームページより



■ 5-4. 避難情報の発信と収集

市は、地震発生直後、気象庁から発表される情報に従って、避難が必要な場合には避難指示を行います。避難行動の開始にあたっては、市及び関係機関が発表する避難指示等の避難情報、テレビやラジオ等での津波情報を正確に入手することが重要です。

市が避難指示を行う場合、市防災行政無線を活用した防災スピーカー・モーターサイレン（屋外）の吹鳴、広報車等の活用、おおさか防災ネットの防災情報メールや緊急速報メールの配信、ツイッターなどにより、住民に直接情報を伝達するとともに、テレビやラジオ等放送事業者による情報提供を行います。

市及び関係機関が行う住民への情報伝達方法については、P15の表5-4に記載しています。

また、津波からの避難行動を開始する際には、津波警報が大津波警報に更新されることがあることにも留意するとともに、市からの情報が受信できない場合や停電になることも想定し、電池式ラジオなどからも情報を入手できるよう備えることも必要です。地震発生時における具体の避難行動を事前に確認しておくことも重要です。

表 5-4 市及び関係機関が行う住民への情報伝達方法

大津波警報・津波警報発表時	<p>① 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用した防災行政無線による情報伝達（自動） 警報発表時には、全国瞬時警報システム（J-ALERT）より自動的に国が発信する警報音と避難指示文言が防災スピーカー（屋外）から流れる。（※詳細は巻末資料－13に記載）</p> <p>② 防災行政無線による情報伝達（手動） その後、堺市の手動操作により防災スピーカー（屋外）からサイレンの吹鳴及び音声で避難指示の詳しい内容を伝達する。（※詳細は巻末資料－13に記載） 【サイレンの吹鳴箇所について】 津波避難対象地域を対象とした堺区21か所、西区11か所、計32か所のサイレンを吹鳴する。ただし、想定を超える津波が確認された場合には、津波注意地域を対象とした堺区6か所、西区1か所の計7か所のサイレンを合わせて計39か所を吹鳴する。（※詳細は巻末資料－14～15に記載）</p> <p>③ 携帯メールを利用した情報提供 おおさか防災ネット（※詳細は巻末資料－16に記載）の防災情報メール・緊急速報メール（※詳細は巻末資料－17に記載）の配信により情報を伝達する。（注意：防災情報メールは、登録時に津波注意報・津波警報を受信する設定が必要、また緊急情報メールは、機種により受信できない場合があります。）</p> <p>④ インターネット等による情報伝達 市ホームページやツイッター、ヤフーサービス上に避難情報等の提供を行う。 また、i-FAX（※詳細は巻末資料－18に記載）により聴覚障害者へ情報を伝達する。</p> <p>⑤ 消防車両等による広報</p> <p>⑥ 放送事業者による情報伝達 テレビ・ラジオ・コミュニティFM等の放送メディアを介した緊急放送、FMC○C○L○（※周波数76.5MHz）の外国語による災害情報の提供</p>
津波注意報発表時	<p>① 防災行政無線による情報伝達（手動） 市内に設置されている防災スピーカー（屋外）のほか市関連施設、防災関係機関、校区の地域会館等に設置した防災行政無線により情報を伝達する。</p> <p>② 携帯メールを利用した情報提供 おおさか防災ネットの防災情報メールの配信により情報を伝達する。（注意：登録時に津波注意報を受信する設定が必要）</p> <p>③ インターネット等による情報伝達 市ホームページやツイッター、ヤフーサービス上に避難情報等の提供を行う。 また、i-FAXにより聴覚障害者へ災害情報を提供する。</p> <p>④ 広報車・パトカー等による情報伝達</p> <p>⑤ 放送事業者による情報伝達 テレビ・ラジオ・コミュニティFM等の放送メディアを介した緊急放送、FMC○C○L○の外国語による災害情報の提供</p>

第6章 災害時要援護者の避難

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人をいい、一般的に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等があげられています。また、情報面では外国人も含まれます。

これら災害時要援護者の避難については、周辺住民の支援や地域ぐるみの協力が不可欠です。市では、災害時要援護者に配慮しながら地域住民が安全に避難できるよう訓練の実施等を通じて自主防災組織等の活動を活性化させ、災害時要援護者支援を円滑に実施するためのネットワーク・体制づくりを促進します。

(1) 情報伝達面の対応

市が行う同報系無線や広報車による伝達においては、平易で分かりやすい伝達に努めることはもちろんのこと、i-FAX などを利用した災害支援情報の伝達、さらには自主防災組織や自治会などの地域コミュニティ、福祉関係団体、災害ボランティア等を通じた情報伝達体制の整備や手段の確保を図るなど協力体制づくりが必要です。

(2) 避難行動の支援

災害時要援護者に対する具体的な避難行動の支援については、地域の実情に応じて各々の地域や家族単位であらかじめ検討を行っておくことが重要です。また、津波による避難は、津波が到達するまでの時間が限られているため、災害時要援護者の避難を支援する際には、支援者が限られた時間内に安全な場所へ避難することが前提となります。そのためには、支援者本人の身の安全を確保する重要性について、あらかじめ十分に検討を行っておく必要があります。

本市においても、個人情報やプライバシーの保護対策を講じながら、民生委員児童委員が中心となり自治連合会や校区福祉委員会が一体となって、災害時要援護者リストを活用した支援対象者の一覧表づくりやその活用方法の検討がすすめられています。具体的な取り組みとして、災害時要援護者及び支援者双方の命を守るため、平常時から地域において、支援対象者の一覧表を活用した支援方法に関する打ち合わせを実施するなどの共助による支援の取組みが必要です。

(3) 地域の共助力の向上

このような共助の取組みを災害発生時に有効に機能させるためには、高齢者の見守りなど地域が実施している日々の活動を通じて、災害時要援護者等と地域住民が顔見知りになり、いざというときに備えて人と人のつながりを深め、地域の共助力を高めていくことが大切です。自主防災訓練などの機会に出前講座などを実施し、地域の防災に対する意識を高め、災害時要援護者と地域住民の相互に理解と協力が得られるような基盤づくりが必要です。

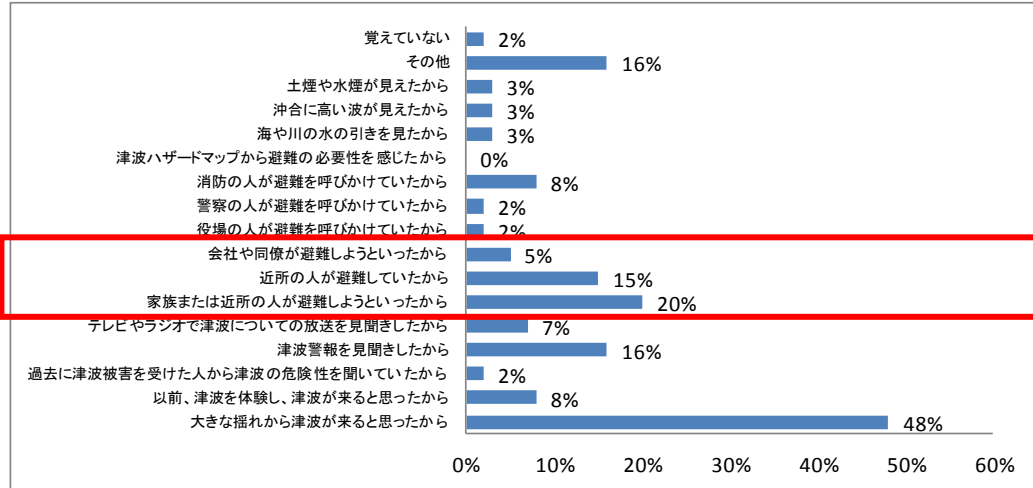
第7章 津波率先避難等協力事業所登録制度

7-1. 東日本大震災の状況と率先避難

堺市では地震発生から津波到達まで約100分あると想定されており、この時間内に高い所まで避難することが重要です。

東日本大震災後、国が行ったアンケート調査※によると避難者のうち、約4割の方の避難のきっかけは、家族や近所の避難しようという声掛けで避難を行ったとされています。

表 7-1 避難のきっかけ



※平成23年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査（内閣府・消防庁・気象庁共同調査）
調査対象：岩手県、宮城県、福島県

7-2. 津波率先避難等協力事業所登録制度の創設

市では、率先避難が多くの人命を守ることに効果があるため、津波避難対象地域及び津波注意地域内に所在する事業所を対象とした「津波率先避難等協力事業所」の登録制度を創設しました。

これは、事業所の従業員等が普段から津波避難の意識を持ち、発災時に津波に関する正確な情報入手と的確で迅速な避難行動を率先して行うことで、周辺住民をはじめ避難経路沿道の市民へ避難行動を呼びかけることにより、より多くの市民の早期避難行動に繋げるものです。

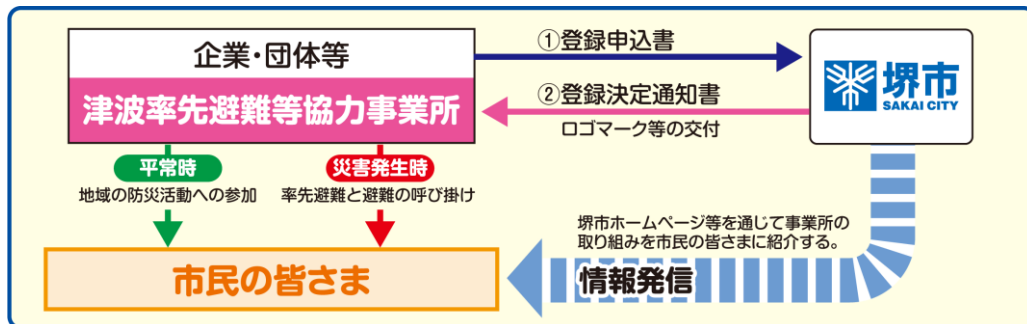


図 7-1 津波率先避難等協力事業所登録制度フロー図

登録事業所には、ロゴマーク及び標高のステッカーを掲示していただいています。



図 7-2 ステッカーの種類

津波率先避難等協力事業所の情報は、堺市ホームページでもお知らせしています。

※平成25年12月末時点の登録施設を巻末資料-19~20に掲載

第8章 啓 発

災害による被害を最小限にするためには、「自らの身の安全は自らが守る」という考え方を基本に、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、「自分の身の安全を守るよう行動すること」が重要です。また、「天災は忘れたころにやってくる」ということわざに象徴されるように、自然災害は、以前の災害を忘れたころに再び起こるもので、日頃から油断することなく備えておかなければいけないものであり、平常時から住民の皆様の防災意識の向上を図るとともに、長期的な視点で継続した防災・減災意識の向上が必要です。このため、市では住民の皆様と協働で次の啓発活動や訓練等の実施・支援を行います。

(1) ハザードマップの作成・活用・周知

南海トラフ巨大地震のリスク情報や避難方法、事前の準備（避難経路・目標の確認）をわかりやすく伝えるため、津波ハザードマップを作成し、市民の皆様にも周知しています。

<マップ面>

- ・津波避難の基本的な考え方
- ・想定される津波浸水深
- ・津波避難対象地域・津波注意地域（避難地域情報と行動に関する情報）
- ・避難目標や避難路（主要幹線）、津波避難ビルに関する情報 など

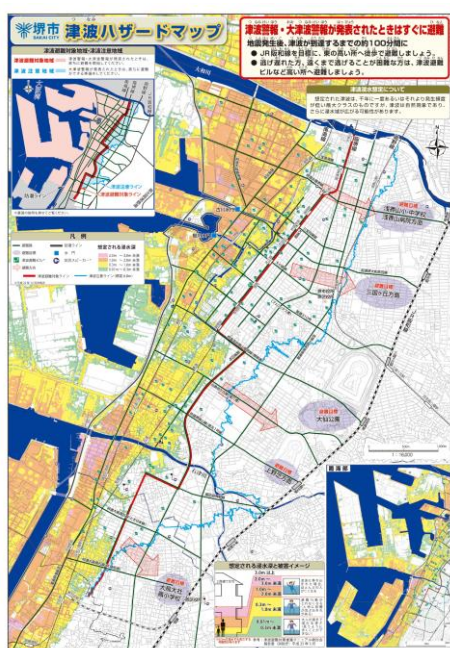


図 8-1 全市版（1 種類）

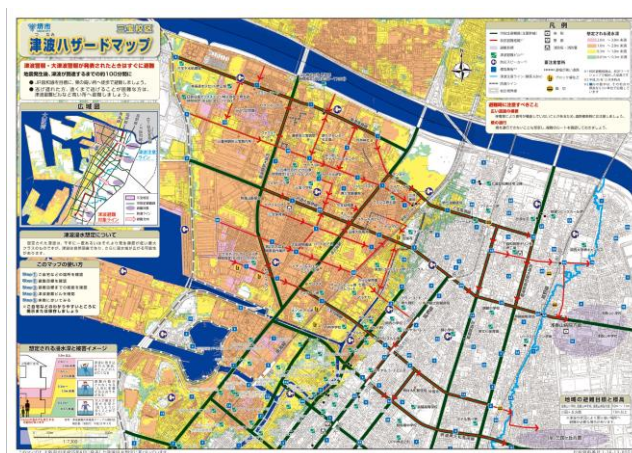


図 8-2 校区版（10種類）

<啓発面>

- ・津波避難対象地域・津波注意地域の設定、地震発生から津波避難までの行動
- ・津波等に関する情報入手方法など

地震や津波に関する情報の入手方法

地震発生時には、防災スピーカーやインターネット、ツイッター、携帯メール、テレビ・ラジオなど、多様な方法で市民の皆さんに地震や津波に関する情報をお知らせします。自分自身で積極的に情報を収集し、迅速な避難行動がとれるよう備えましょう。

携帯電話・スマートフォンなどを活用した情報収集

携帯電話・スマートフォンなどには、堺市や気象庁から緊急速報メールなどが配信されます。情報収集手段として活用しましょう。

	自動配信される情報 (緊急速報メール)	登録によって配信される情報 (防災情報メール)
災害・避難情報	津波警報・ 大津波警報 緊急地震速報 避難指示等	津波警報・ 大津波警報 その他 気象情報等 避難指示等

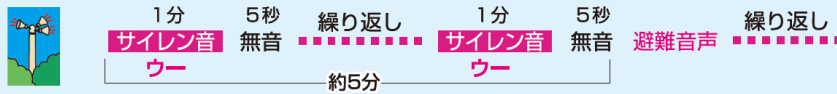
※防災情報メールの登録について

touroku@osaka-bousai.net
に空メールを送信するか、右記QR
コードから手続きを行ってください。



※受信可能機種などは各社に問合せ下さい。

避難指示の時のサイレンの鳴り方

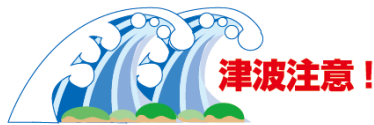


- ・津波避難の基本方針（津波避難8カ条）

津波避難8カ条

① 地震の揺れを感じたら津波に注意！

地震の揺れを感じたら、まず身体の安全を確保しましょう。安全が確保されたら津波に関する情報を確認しましょう。



⑤ 海岸や川には近づかない！

海岸に近づかないことはもちろん、津波は市街地よりも川を早くさかのぼりますので、できるだけ川に近づかず避難しましょう。



② テレビ・ラジオや市の広報で正しい情報を！

テレビ・ラジオや携帯電話などを活用して、正確な情報入手しましょう。



⑥ 地域での協力が大切です！

避難の時にはご近所にも声をかけ合い、みんなでケガや病気の方などの手助けを行い、地域で協力し合う避難を心がけましょう。

③ 避難情報が出たらすぐに避難！

防災スピーカーや携帯メール、テレビ、ラジオ等で避難情報が出たら率先して避難しましょう。たとえ避難情報が出る前でも早めの自主避難を心がけてください。



⑦ お年寄りやお体の不自由な方などの避難に協力を！

避難する時に、お年寄りやお体の不自由な方を見かけたら、地域で協力しましょう。また、長い距離を歩くのが難しい場合は緊急避難場所として、近くの津波避難ビルへ避難しましょう。



④ 避難は徒歩で！

車での避難は、渋滞・混乱を引き起こすので、徒歩で避難しましょう。



⑧ 水が引いても安全が確認できるまで戻らない！

津波は第1波、第2波と何度も押し寄せてきます。津波注意報の解除など安全が確認できるまで避難場所等に留まりましょう。



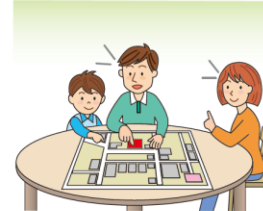
- ・津波からの避難について話し合しましょう

津波からの避難について話し合しましょう

安全・迅速な避難のためには、家族が共通の考えで速やかに行動できるかが重要です。このマップを活用して、家族で津波からの避難について話し合しましょう。

① 避難が必要な地域か確認する

自宅等の位置は？	<input type="checkbox"/> 津波避難対象地域	<input type="checkbox"/> 津波注意地域
避難目標及び避難経路は？		
家族の集合場所や連絡方法は？		
避難経路で注意する箇所は？		
避難目標までかかった時間は？		



② 安全・迅速な避難について考える

対策を行ったら のチェックボックスに チェックをしましょう

その1 家屋の耐震化

安全・迅速な避難の第一歩は、自分の家の耐震性を知ることです。市の耐震診断や耐震補強の補助等を活用し、地震に強い家にししましょう。

問合せ先: 建築都市局開発調整部建築安全課
TEL: 072-228-7482 FAX: 072-228-7854

耐震性の確認 (耐震診断) 耐震補強



その2 家具の固定と配置

家具やテレビなどを固定し、揺れによる転倒や落下を防止しましょう。また、扉をふさがないよう部屋の出入り口付近の家具の配置にも注意しましょう。

家具の固定 家具の配置



その3 非常持出品の準備

避難の際に持ち出す必要最低限の備えを日頃から家族で確認し、準備しておきましょう。

非常持出品の準備



その4 避難目標及び避難経路を確認しましょう

家族で話し合った避難経路や避難目標を、実際に歩いて確認しておきましょう。また、避難経路は火災や倒壊により通れなくなる可能性もあるので、経路などは複数確認しておきましょう。



避難目標を確認 避難経路を確認

その5 避難情報や家族の連絡方法を確認しましょう

地震が発生した時、家族が一緒にいるとは限りません。各自で避難の情報をどのように入手するか、家族の安否確認や連絡方法なども確認しておきましょう。

情報の入手方法を確認

連絡方法を確認



(2) 標高表示看板の設置

避難路及び避難経路沿いに標高表示看板を設置し、日頃から住民がその周辺の地盤高を確認し、津波襲来時に安全な場所へ避難できるよう意識啓発を行います。



写真 標高表示看板の設置状況

(3) 出前講座等の開催

市民や団体に対し、津波に関する基礎的な知識の啓発を行うため、出前講座等を開催します。

(4) 津波啓発看板の設置

津波避難対象地域及び津波注意地域内の駅前や小学校など市民の皆様や来訪者が集う場所に、普段から津波への避難意識を醸成するため、津波災害の危険性や避難方法を示す啓発看板を設置し、啓発を行います。設置場所は巻末資料一25に掲載。



写真 津波啓発看板の設置状況

(5) 津波避難訓練の実施

校区自治連合会や自主防災組織が連携し、校区単位で津波避難訓練を実施するほか、津波避難対象地域に所在する複数の校区等が、広域的かつ相互に協力し、津波率先避難等協力事業所や福祉関連施設等へ参画を呼び掛け、合同で津波避難訓練を実施しています。これらの取り組みを市（区役所等）は推進します。



写真 津波避難訓練の様子

(6) 学校園における津波防災教育の実施

学校園は、幼児、児童、生徒に対し、将来にわたる高い防災意識の基礎を築くため、津波防災教育を実施します。

また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園の実情に応じた組織的な津波避難訓練等を実施するとともに、PTAや校区自治連合協議会と連携し、地域人材の活用や地域の防災訓練への参加など、より効果的な津波防災教育を推進します。

(7) 防災意識の継続

自然災害は、以前の災害を忘れたところに再び起こるもので、訓練や日々の防災・減災に対する心構えを日頃から意識するとともに、災害の教訓を後世に伝え継続していく取り組みが重要です。このため、日々の防災訓練などの実施に加え、区民まつりや大魚夜市など各種イベント等の機会を利用した防災意識を啓発する取り組みが重要です。

第9章 各校区における避難計画

■ 9-1. 校区カルテ記載内容

津波避難対象地域と津波注意地域の各校区について、ワークショップの内容を踏まえて校区単位の避難計画としてカルテに整理しました。

なお、記載内容は以下のとおりです。

① 校区概要

校区人口、避難目標までの概ねの距離並びに地盤高を記載しました。

② 避難路

校区の主な避難路として、東西・南北の幹線道路を記載しました。

③ 基本的な避難方法



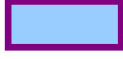



ワークショップでの避難経路検討により、津波浸水想定区域にある校区を南北などのエリアに分けて避難経路を記載しました。

■ 9-2. 校区カルテ

各校区のカルテを、次頁以降に記載しました。

なお、避難経路概念図の凡例は、下記のとおりです。

表 9-1 避難経路概念図の凡例

名称	凡例
校区界	
避難エリア	
避難目標	
避難経路	
津波避難対象ライン	
津波注意ライン	

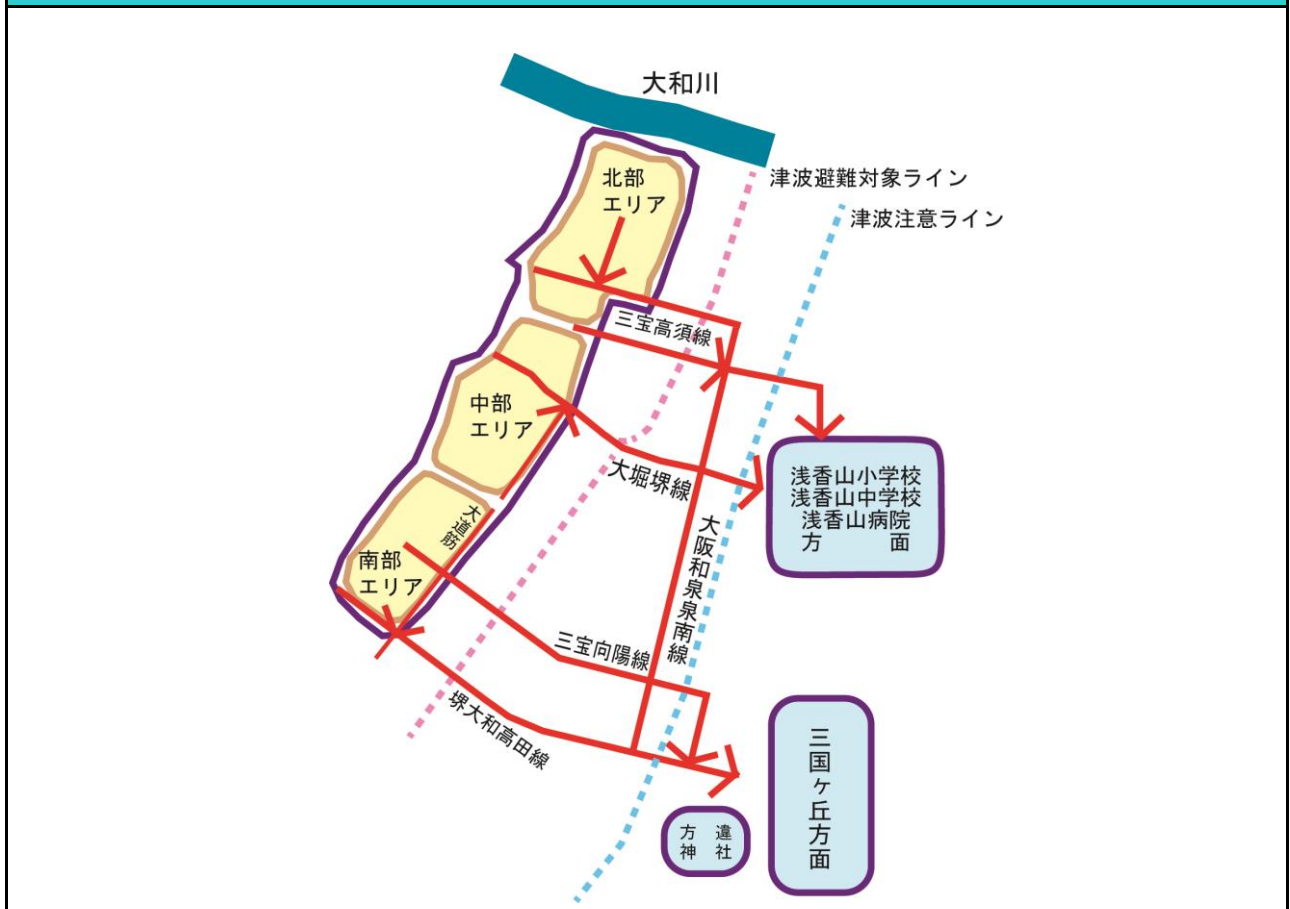
三宝校区					
校区概要			市が指定する避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標迄の距離	地盤高		対象区域と避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：14,585人 世帯数：6,639世帯 ※校区全域が津波避難対象地域	校区中心部から約2.5km 東部は約2km 西部は約3km	0.5m～3m	【東西幹線道路】 ・大堀堺線 ・三宝高須線 ・三宝向陽線 ・堺大和高田線 【南北幹線道路】 ・国道26号 ・大阪臨海線	【北部エリア】 三宝高須線で東へ浅香山駅及び大堀堺線を経て避難目標へ 【中部エリア】 大堀堺線で避難目標へ	・浅香山小学校、浅香山中学校、浅香山病院方面 (約2.5km、10～11m)
		地盤高			
		0.01m～3.0m未満			

避難経路概念図



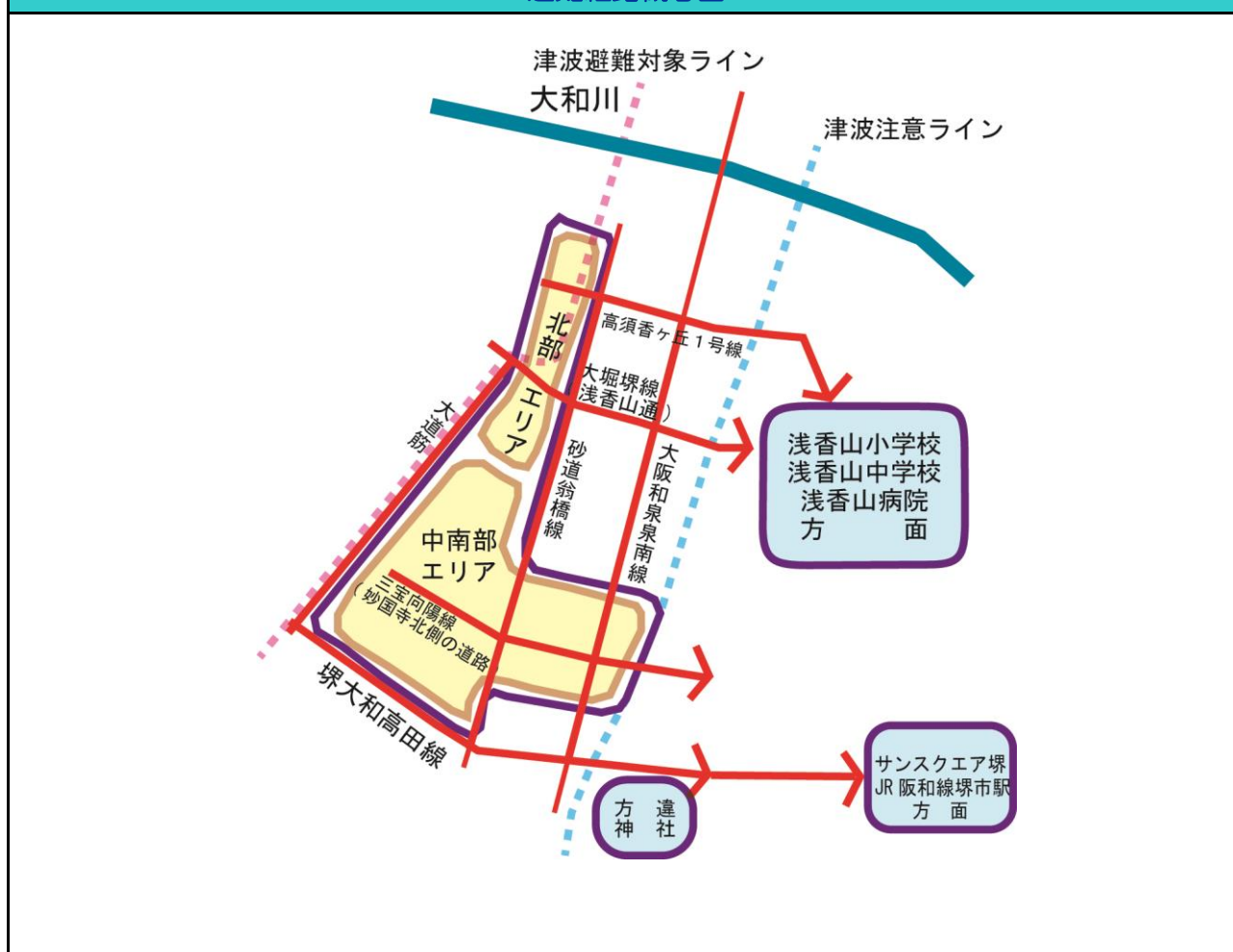
錦西校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：7,259人 世帯数：3,423世帯 ※校区西側の一部が 津波避難対象地域	校区中心部から 約1.0km 東部は約0.7km 西部は約1.1km	1m～4.5m	【東西幹線道路】 ・大堀堺線 ・堺大和高田線 ・三宝高須線 ・三宝向陽線 【南北幹線道路】 ・大道筋 ・錦出島線	【北部エリア】 三宝高須線で東へ 浅香山駅及び大堀堺 線を経て避難目標へ 【中部エリア】 大堀堺線(浅香山通) で避難目標へ 【南部エリア】 三宝向陽線(妙国寺 北側の道路)及び、 堺大和高田線で避難 目標へ	・浅香山小学校、浅香山 中学校、浅香山病院方面 (約1.0km、10～11m) ・三国ヶ丘方面 (約1.5km、13m以上) ・方違神社 (約1.5km、13m以上)
		浸水深			
		0.01m～2.0m 未 満			

避難経路概念図



錦校区					
校区概要			市が指定する避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標迄の距離	地盤高		対象区域と避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：5,486人 世帯数：2,603世帯 ※校区西側の一部が津波避難対象地域	校区中心部から約1.0km 東部は約0.2km 西部は約1.2km	3m~5m	【東西幹線道路】 ・大堀堺線(浅香山通) ・堺大和高田線 【南北幹線道路】 ・大阪和泉南線 ・大道筋 ・砂道翁橋線	【北部エリア】 高須香ヶ丘1号線(浅香山駅へ向かう道路)等で東へ	・浅香山小学校、浅香山中学校、浅香山病院方面 (約1.0km、10m~11m)
		浸水深		なし	【中南部エリア】 堺大和高田線、三方向陽線(妙国寺北側の道路)で東へ

避難経路概念図



錦綾校区					
校区概要			市が指定する避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標迄の距離	地盤高		対象区域と避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：5,443人 世帯数：2,712世帯 ※校区全域が津波注意地域	校区中心部から約0.5km 東部は約0.1km 西部は約0.7km	1m～6.5m	【東西幹線道路】 ・大堀堺線 (浅香山通) 【南北幹線道路】 ・大阪和泉南線	【北部エリア】 大阪和泉南線で南へ 高須香ヶ丘1号線 (浅香山駅へ向かう道路)で東へ	(関西大堺キャンパスを経て) ・浅香山小学校、浅香山中学校、浅香山病院方面 (約0.8km、10m～11m)
		浸水深			
		なし			

避難経路概念図



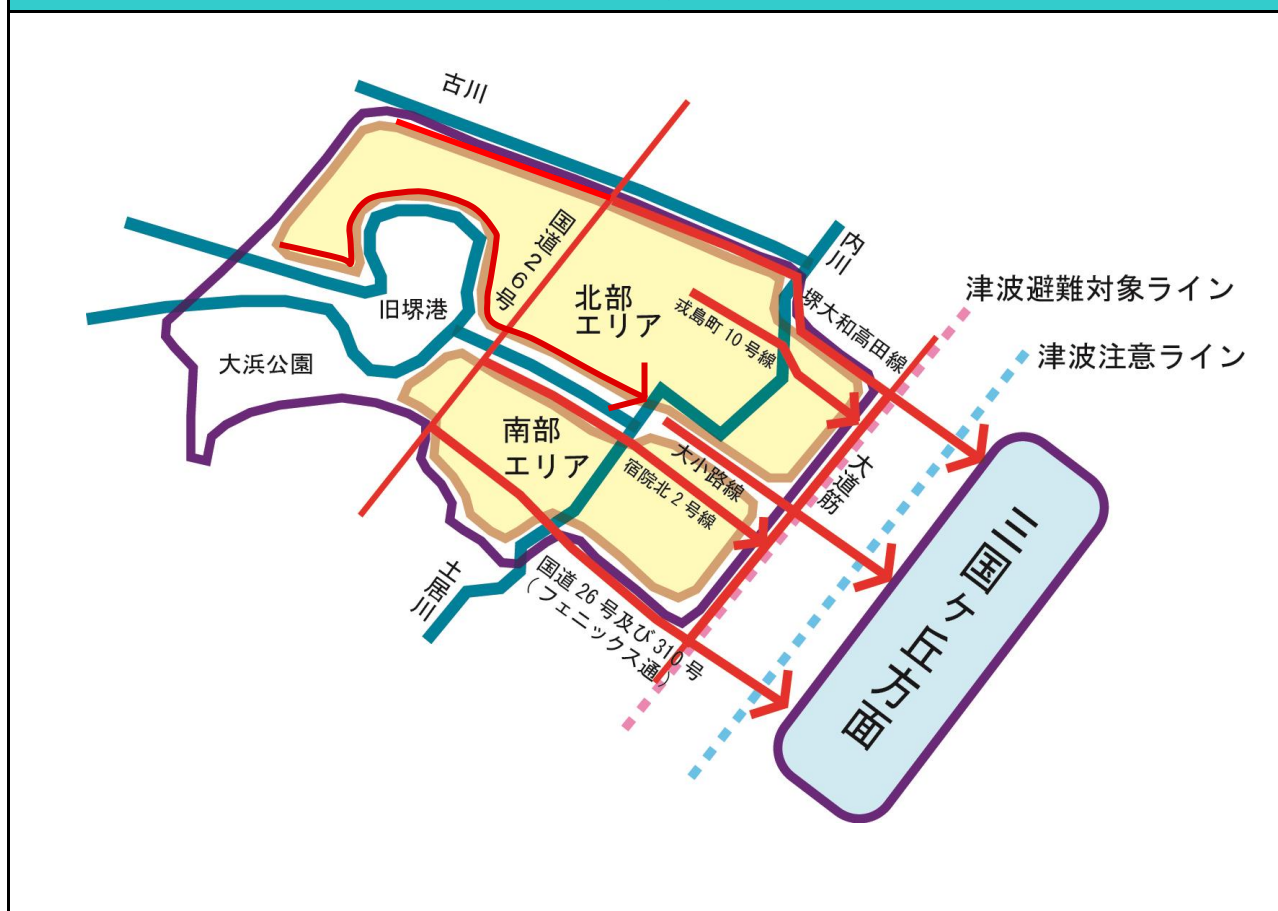
浅香山校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：4,744人 世帯数：2,390世帯 ※校区西側の一部が 津波注意地域	津波注意地域か ら約0.6km	5m～13m以上	【東西幹線道路】 ・大堀堺線 (浅香山通) 【南北幹線道路】 特になし	【北西部エリア】 浅香山小学校へ向か う道路で南東へ	・浅香山小学校 (約0.5km、10m～11m) ・浅香山中学校 (約0.6km、10m～11m)
		浸水深			
		なし			

避難経路概念図



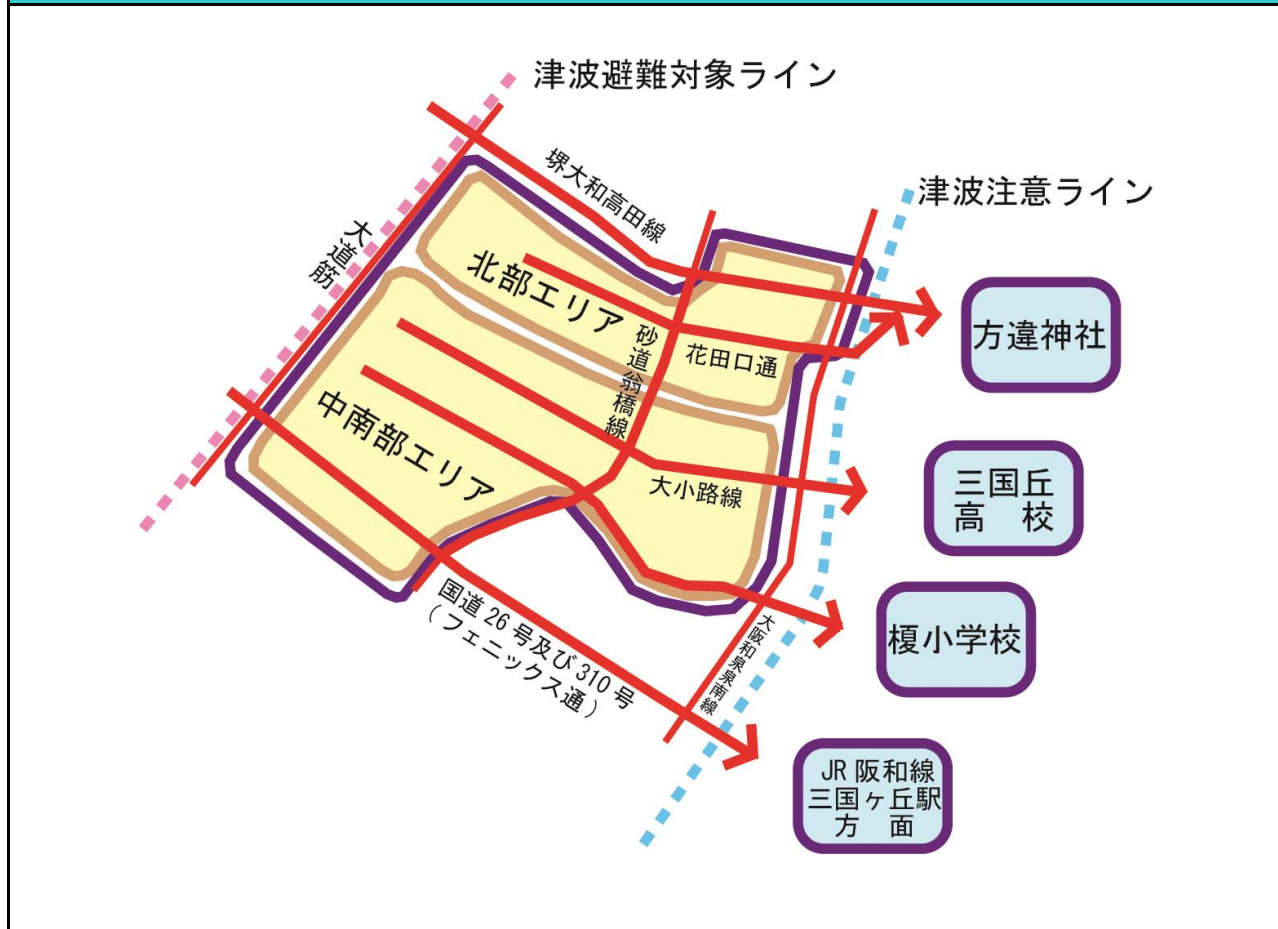
市校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：8,545人 世帯数：4,695世帯 ※校区全域が 津波避難対象地域	校区中心部から約2.0km 東部は約1.1km 西部は約2.5km	0~5m	【東西幹線道路】 ・堺大和高田線 ・大小路線 ・国道26号及び 国道310号 (フェニックス通) 【南北幹線道路】 ・大道筋 ・国道26号	【北部エリア】 堺大和高田線、戎島 町10号線等で東へ 【南部エリア】 国道26号、宿院北 2号線等で東へ	・三国ヶ丘方面 (約2.0km、13m以上)
		浸水深			
		0.01m~3.0m未 満			

避難経路概念図



熊野校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：8,371人 世帯数：4,813世帯 ※校区の全域が 津波注意地域	校区中心部から 約1.0km 東部は約0.1km 西部は約1.1km	2m～7m	【東西幹線道路】 ・堺大和高田線 ・国道26号及び 310号(フェニックス通) ・大小路線 【南北幹線道路】 ・大阪和泉南線 ・大道筋 ・砂道翁橋線	【北部エリア】 堺大和高田線、花田 口通(殿馬場中学校 南側の道路)で東へ	・方違神社 (約1.0km、13m以上)
		浸水深			
		なし			

避難経路概念図



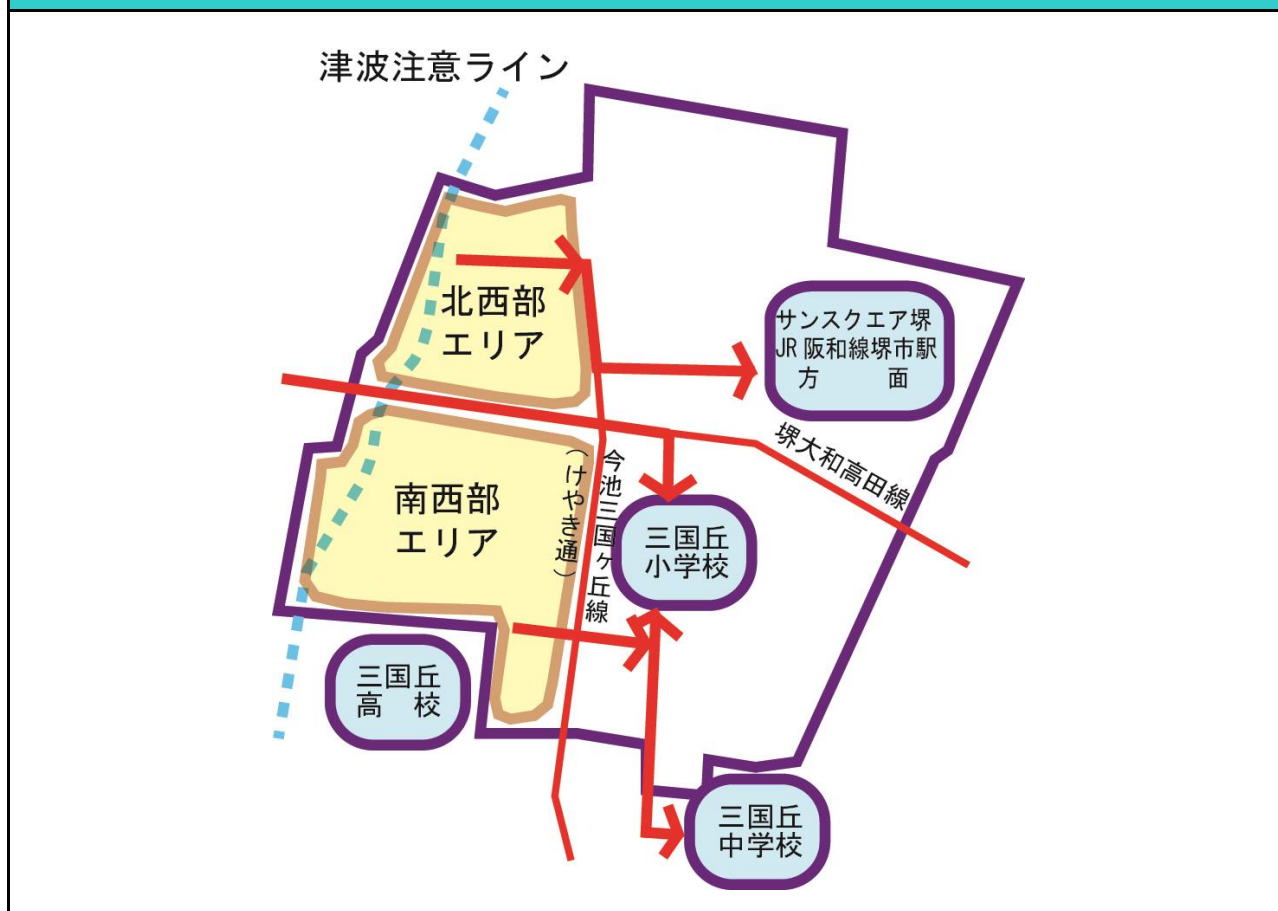
榎校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：865人 世帯数：428世帯 ※校区の一部が 津波注意地域	浸水注意地域か ら約1.0km	6m～13m以上	【東西幹線道路】 ・国道310号及び 大阪中央環状線 【南北幹線道路】 ・大阪和泉泉南線	【北西部エリア】 竹内街道などのエリ ア内一般道路で東へ	・三国丘高校 (約0.3km, 13m以上) ・榎小学校 (約0.3km, 13m以上) ・永山園公園 (約0.5km, 13m以上)
		浸水深			
		なし			

避難経路概念図



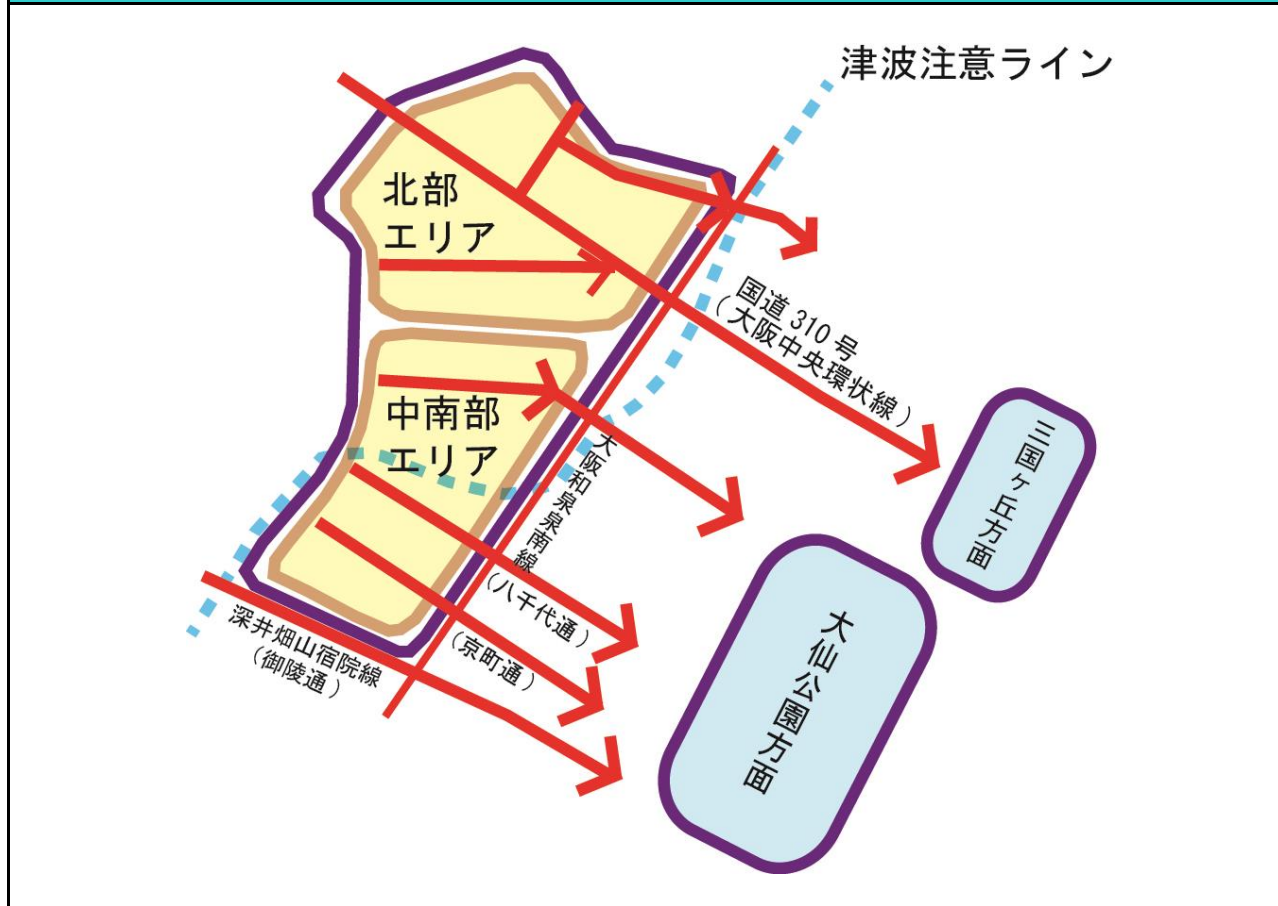
三国丘校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：2,020人 世帯数：911世帯 ※校区西側の一部が 津波注意地域	津波注意地域か ら約0.6km	6m～13m以上	【東西幹線道路】 ・堺大和高田線 【南北幹線道路】 特になし	【北西部エリア】 エリア内一般道路で 東へ	・サンスクエア堺 JR 阪和線堺市駅方面 (約0.9km, 13m以上)
		浸水深			
		なし			

避難経路概念図



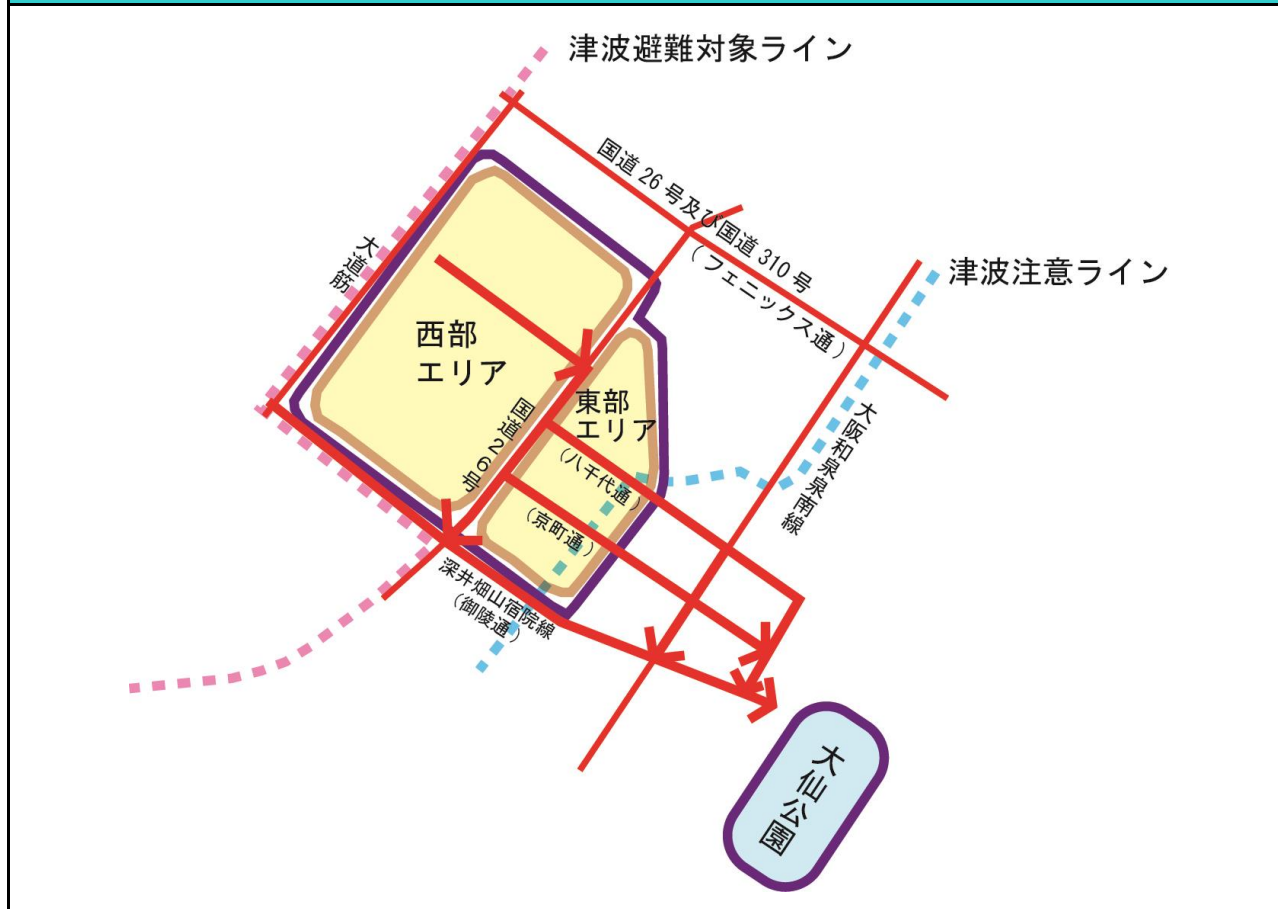
安井校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：5,751人 世帯数：3,249世帯 ※校区北側が 津波注意地域	校区中心部から 約1.5km 東部は約1.0km 西部は約2.0km	4m～8m	【東西幹線道路】 ・国道310号及び 中央環状線 ・深井畑山宿院線 (御陵通) 【南北幹線道路】 ・大阪和泉泉南線	【北部エリア】 国道310号及び中央 環状線、エリア内一 般道路等で東へ	・三国ヶ丘方面 (約1.5km, 13m以上)
		浸水深			
		なし			

避難経路概念図



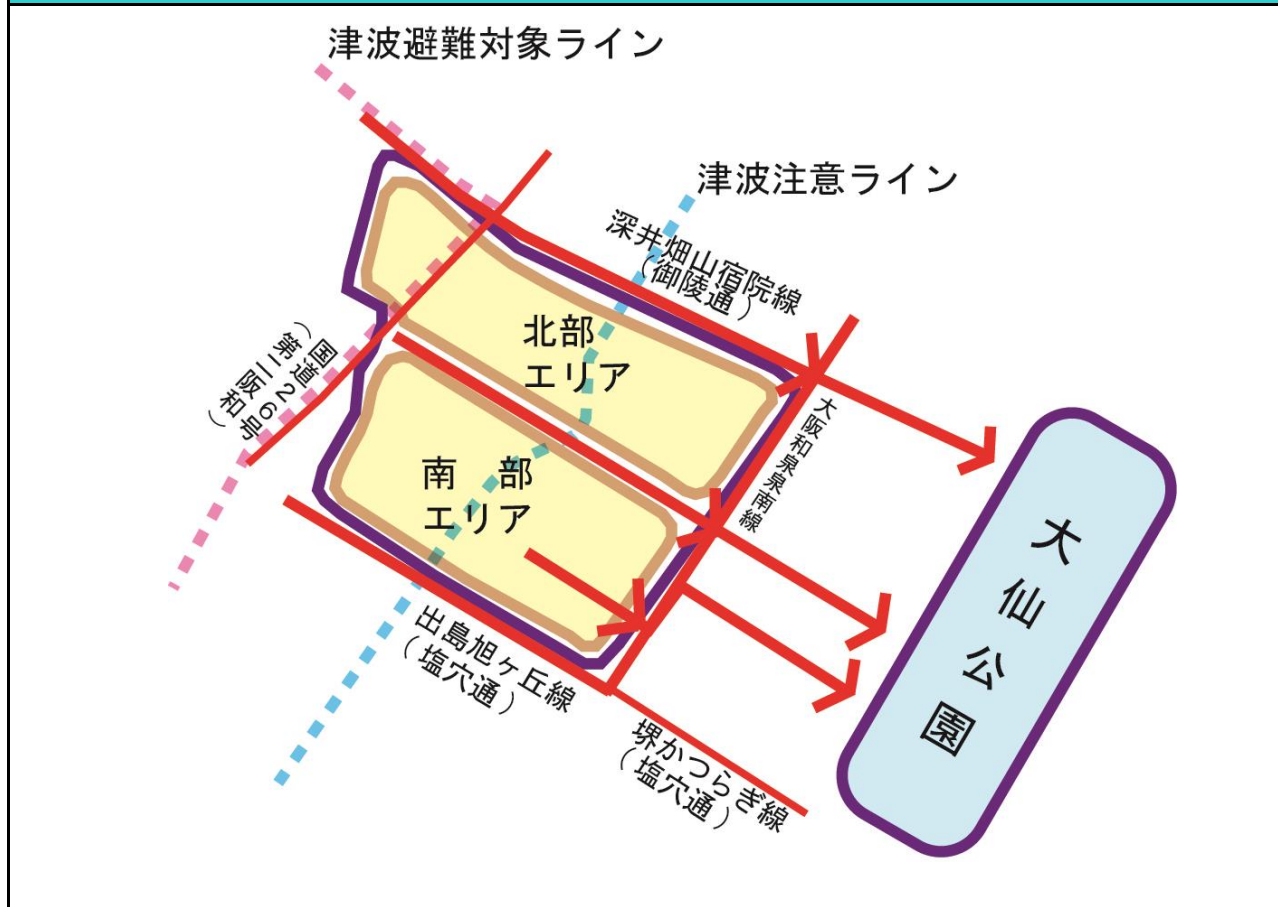
少林寺校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：5,474人 世帯数：3,082世帯 ※校区東側の一部が 津波避難対象地域 その他の地域は、 津波注意地域	校区中心部から 約1.5km 東部は約1.0km 西部は約2.0km	2m～7m	【東西幹線道路】 ・国道26号及び 310号(フェニックス通) ・深井畑山宿院線 (御陵通) 【南北幹線道路】 ・国道26号 ・大道筋	【西部エリア】 国道26号で南へ 深井畑山宿院線(御 陵通)で東へ 【東部エリア】 八千代通、京町通、 深井畑山宿院線(御 陵通)で東へ	・大山公園 (約1.5km, 13m以上)
		浸水深			
		0.3m～1.0m未満			

避難経路概念図



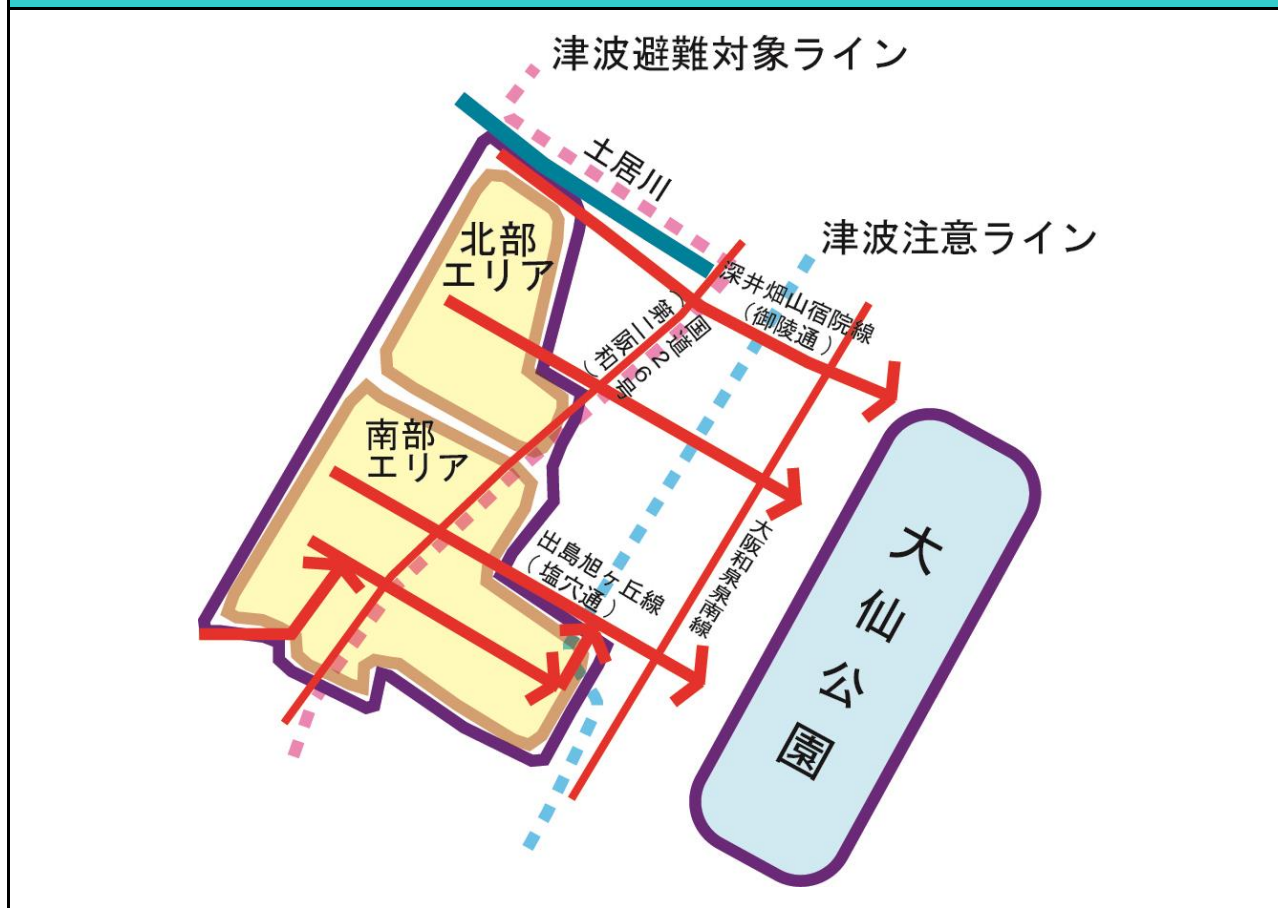
大仙西校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：2,391人 世帯数：1,211世帯 ※校区西側の一部が 津波避難対象地域	校区中心部から 約1.0km 東部は約0.6km 西部は約1.4km	3m～10m	【東西幹線道路】 ・深井畑山宿院線 (御陵通) ・出島旭ヶ丘線及 び堺かつらぎ線 (塩穴通) 【南北幹線道路】 ・国道26号 (第二阪和) ・大阪和泉泉南線	【北部エリア】 深井畑山宿院線(御陵通)、大仙西小学校 南側の道路等で東へ 【南部エリア】 大仙西小学校南側の 道路、出島旭ヶ丘線 (塩穴通)等で東へ	・大仙公園 (約1.0km, 13m以上)
		浸水深			
		0.01m～0.3m 未 満			

避難経路概念図



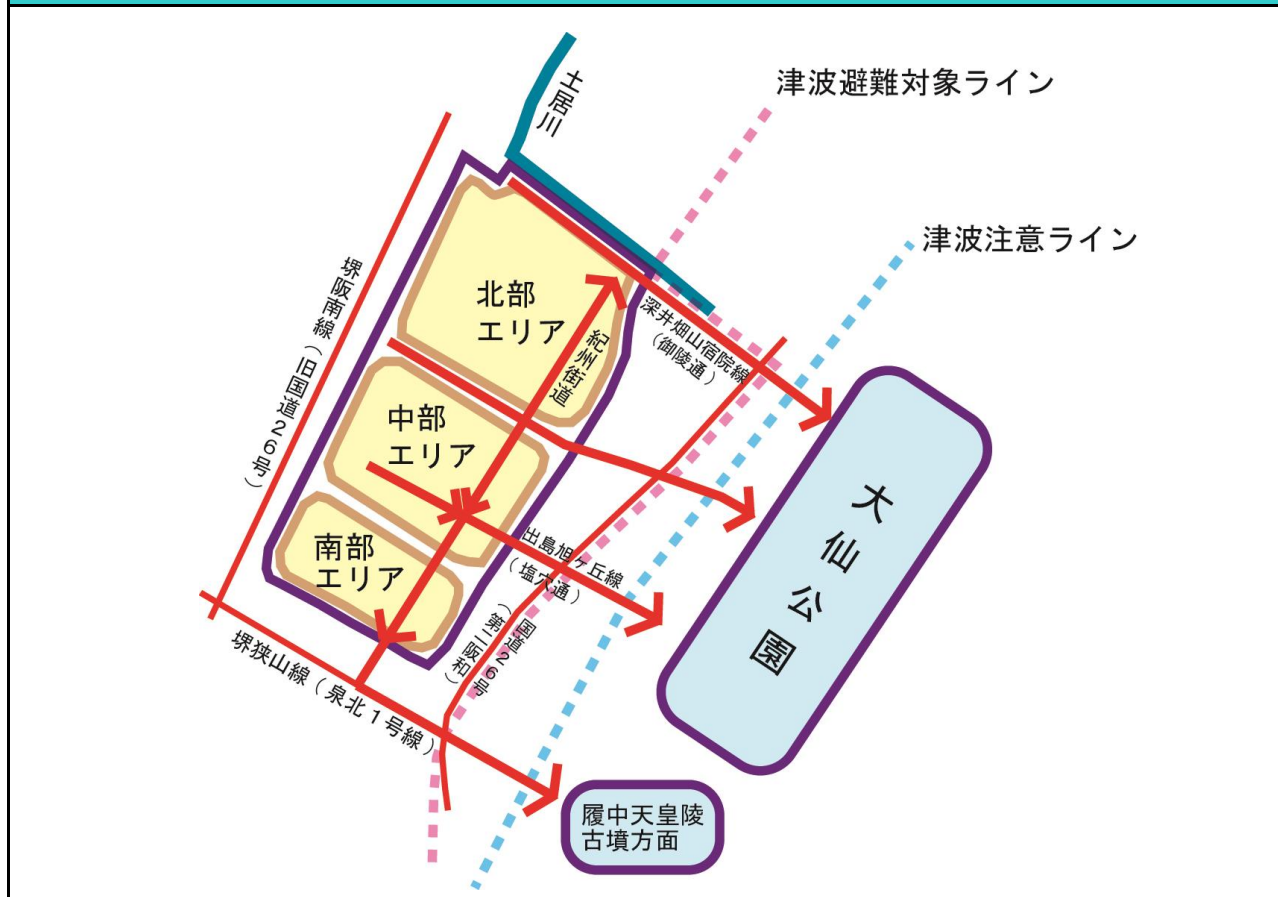
湊校区						
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法		
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)	
【校区全域】 人口：3,181人 世帯数：1,579世帯 ※校区西部が津波避難対象地域 校区東部が津波注意地域	校区中心部から約1km 東部は約1km 西部は約1.5km	2m~7m	【東西幹線道路】 ・深井畑山宿院線(御陵通) ・出島旭ヶ丘線(塩穴通) 【南北幹線道路】 ・国道26号(第二阪和) ・東湊兵寺石津線	【北部エリア】 深井畑山宿院線(御陵通)、大仙西小学校南側の道路で東へ 【南部エリア】 出島旭ヶ丘線(塩穴通)で東へ	・大仙公園 (約1.2km、13m以上)	
		浸水深				
		0.01m~1.0m未満				

避難経路概念図



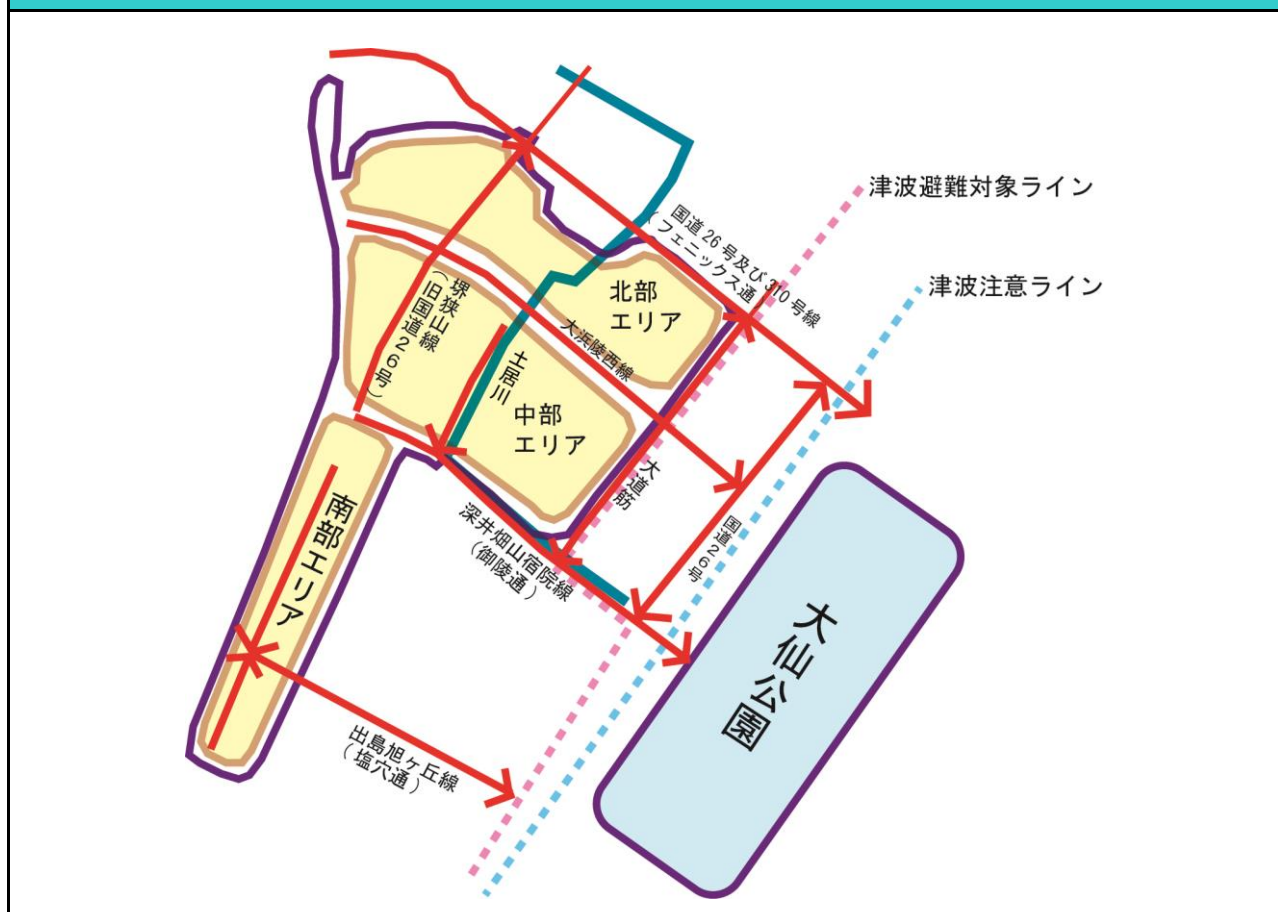
湊西校区					
校区概要			市が指定する避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標迄の距離	地盤高		対象区域と避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：8,696人 世帯数：4,207世帯 ※校区全域が津波避難対象地域	校区中心部から約2km 東部は約1.5km 西部は約2.5km	1m~3m	【東西幹線道路】 ・深井畑山宿院線(御陵通) ・出島旭ヶ丘線(塩穴通) 【南北幹線道路】 紀州街道	【北部エリア】 紀州街道等で北上し、深井畑山宿院線(御陵通)で東へ 【中部エリア】 紀州街道を通過して南下し、出島旭ヶ丘(塩穴通)で東へ 【南部エリア】 紀州街道を通過して南下し、堺狭山線(泉北1号線)で東へ	・大仙公園(約2.1km、13m以上) ・履中天皇陵古墳方面(約2.2km、13m以上)
		浸水深			
		0.01m~2.0m未満			

避難経路概念図



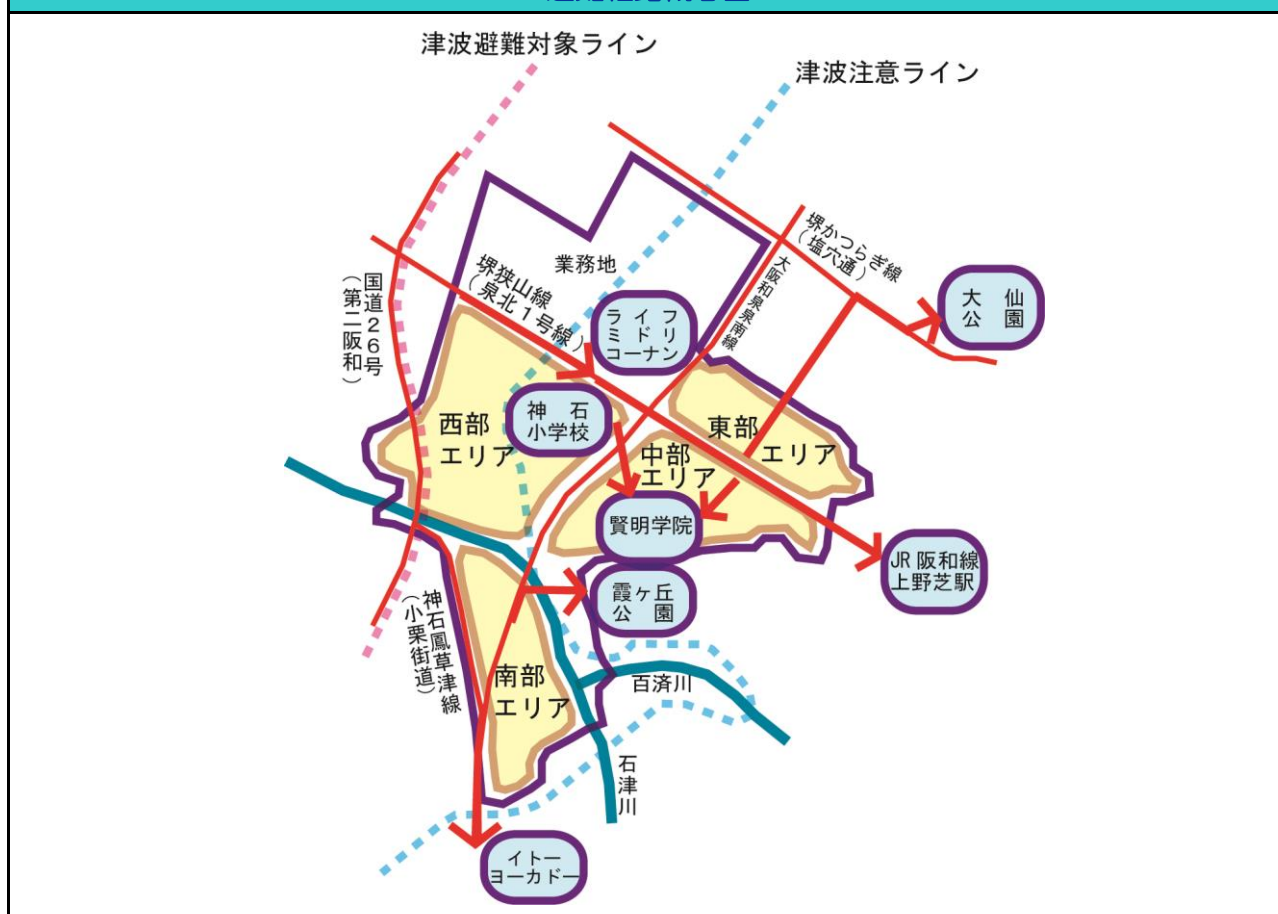
英彰校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：13,784人 世帯数：7,302世帯 ※校区のほぼ全域が 津波避難対象地域	校区中心部から約1.0km 東部は約1.0km 西部は約2.0km	1m～3m	【東西幹線道路】 ・国道26号及び310号 (フェニックス通) ・大浜陵西線 ・深井畑山宿院線(御陵通) ・出島旭ヶ丘線(塩穴通) 【南北幹線道路】 ・堺狭山線(旧国道26号) ・大道筋	【北部エリア】 国道26号及び310号(フェニックス通)、大浜陵西線で東へ 【中部エリア】 深井畑山宿院線(御陵通)で東へ 【南部エリア】 深井畑山宿院線(御陵通)、出島旭ヶ丘線(塩穴通)で東へ	・大仙公園 (約2km、13m以上)
		浸水深			
		0.01m～2.0m未 満			

避難経路概念図



神石校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：2,655人 世帯数：1,228世帯 ※校区西部の一部が 津波避難対象地域 校区西半分が津波注 意地域	校区中心部から 約0km 東部は約0km 西部は約0.4km	3m~13m以上	【東西幹線道路】 ・堺狭山線 (泉北1号線) ・堺かつらぎ線 (塩穴通) 【南北幹線道路】 ・大阪和泉泉南線 ・国道26号 (第二阪和)	【東部エリア】 エリア内一般道路で 北へ 堺かつらぎ線(塩穴 通)で東へ	・大仙公園 (約1.0km, 13m以上) ・賢明学院 (約0.2km, 13m以上) ・JR阪和線上野芝駅 (約1.0km, 13m以上)
		浸水深		【中部エリア】 堺狭山線(泉北1号 線)で東へ エリア内一般道路で 南へ	・ライフ・ミドリ・ユナ (0km, 7m~9m) ・神石小学校 (0km, 8m~10m) ・賢明学院 (0km, 13m以上)
		なし		【西部エリア】 堺狭山線(泉北1号 線)、石津川停車場石 津線等で東へ 【南部エリア】 大阪和泉泉南線で北 東へ 神石鳳草津線(小栗街 道)等で南へ	・霞ヶ丘公園 (約0.5km, 13m以上) ・イトーヨーカドー (約1.5km, 7m~9m)

避難経路概念図



浜寺石津校区						
校区概要			市が指定する避難路	基本的な避難方法		
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標迄の距離	地盤高		対象区域と避難経路	避難目標 (距離・地盤高)	
【校区全域】 人口：11,695人 世帯数：6,058世帯 ※校区のほぼ全域が津波避難対象地域	校区中心部から約1.5km 東部は約0.5km 西部は約2.0km	1~4m	【東西幹線道路】 ・堺狭山線(泉北1号線) ・大阪高石線(ときはま線) ・諏訪森神野線 【南北幹線道路】 ・堺阪南線(旧国道26号) ・東湊浜寺石津線 ・国道26号(第二阪和)	【北部エリア】 堺狭山線(泉北1号線)等で東へ 【中部及び石津川沿いエリア】 エリア内一般道路、川沿いの府道等で東へ 【石津川左岸エリア】 紀州街道を經由し、大阪高石線(ときはま線)及び一般道路等で南へ	・ライフ・エディション(約1.2km, 7m~9m) ・神石小学校(約1.2km, 8m~10m) ・賢明学院(約1.6km, 13m以上) ・霞ヶ丘公園(約1.9km, 13m以上) ・JR阪和線上野芝駅(約2.3km, 13m以上)	
		浸水深				・浜寺中学校(約1.8km, 7m)
		0.01m~3.0m未満				

避難経路概念図



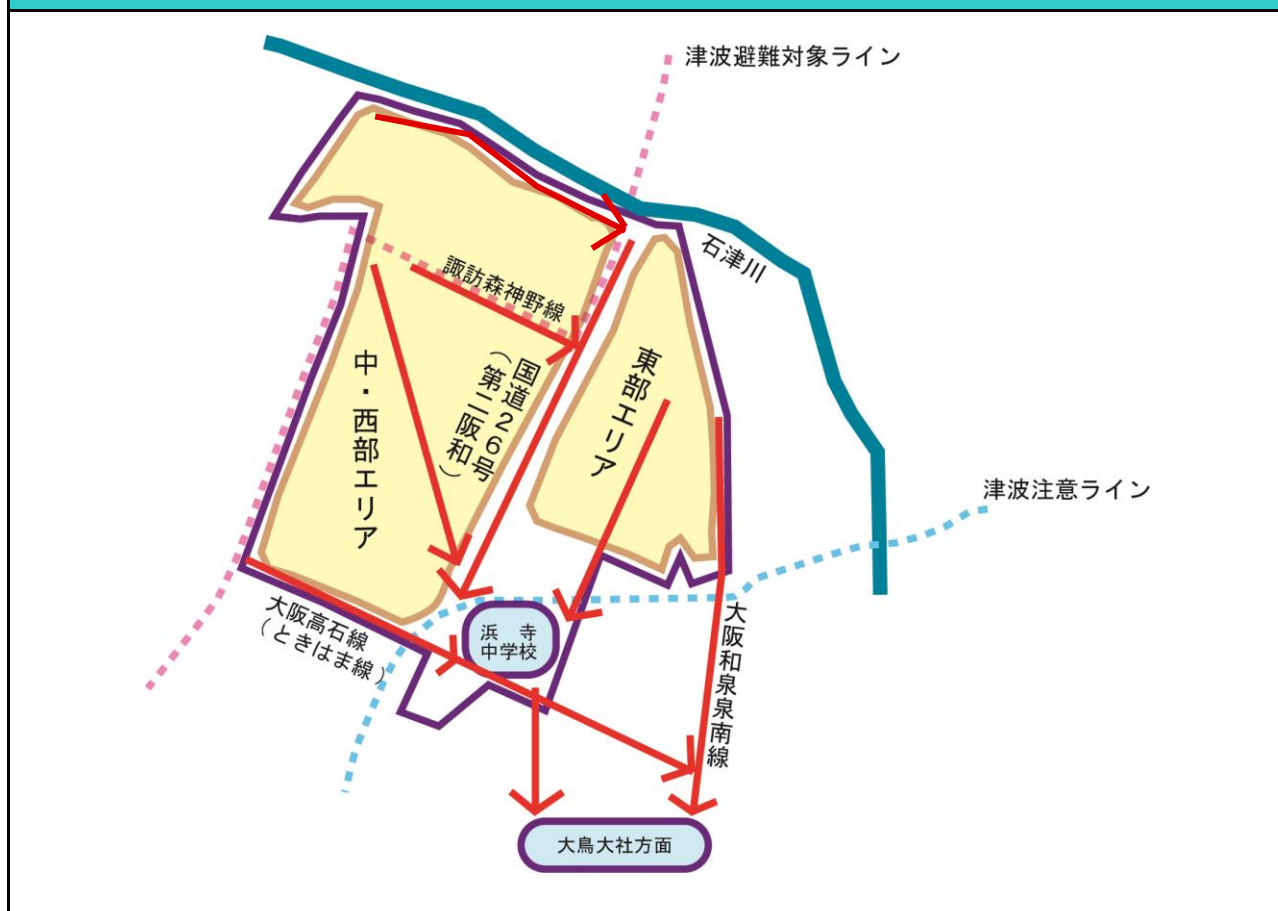
浜寺校区					
校区概要			市が指定する避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標迄の距離	地盤高		対象区域と避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：9,598人 世帯数：4,339世帯 ※校区全域が津波避難対象地域	校区中心部から約2km 東部は約1.0km 西部は約2.5km	1~3m	【東西幹線道路】 ・大阪高石線(ときはま線) ・浜寺諏訪森西24号線 【南北幹線道路】 ・堺阪南線(旧国道26号)	【東部エリア】 大阪高石線(ときはま線)で東へ 【中部エリア】 紀州街道、堺阪南線(旧国道26号)で南へ 大阪高石線(ときはま線)で東へ 【西部エリア】 堺阪南線(旧国道26号)で南へ 大阪高石線(ときはま線)で東へ	・浜寺中学校 (約2km、7m)
		浸水深			
		0.01m~3.0m未満			

避難経路概念図



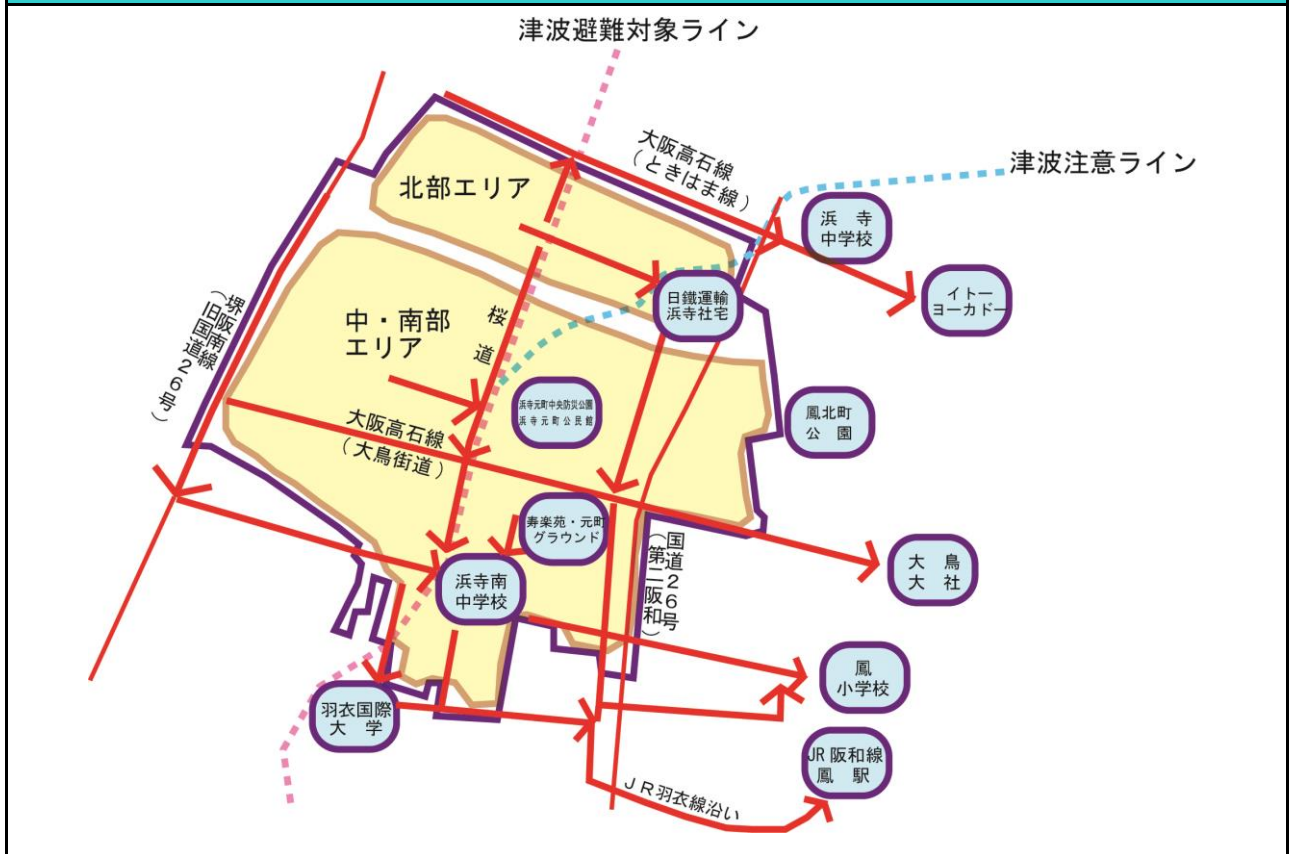
浜寺東校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：7,777人 世帯数：3,451世帯 ※校区北部の一部が 津波避難対象地域	校区中心部か ら約0.7km 東部は約0～ 0.2km 西部は約1.0km	3m～7m	【東西幹線道路】 ・諏訪森神野線 ・大阪高石線 (ときはま線) 【南北幹線道路】 ・国道26号 (第二阪和) ・大阪和泉泉南線	【東部エリア】 諏訪森神野線、エリ ア内一般道路で、浜 寺中学校へ、また状 況を見て大鳥大社 へ 【中・西部エリア】 エリア内一般道路 で浜寺中学校へ また状況を見て大 鳥大社へ	・浜寺中学校 (約0.5km～0.6km、 7m) ・大鳥大社方面 (約1.3km、13m以上)
		浸水深			
		0.01m～2.0m未 満			

避難経路概念図



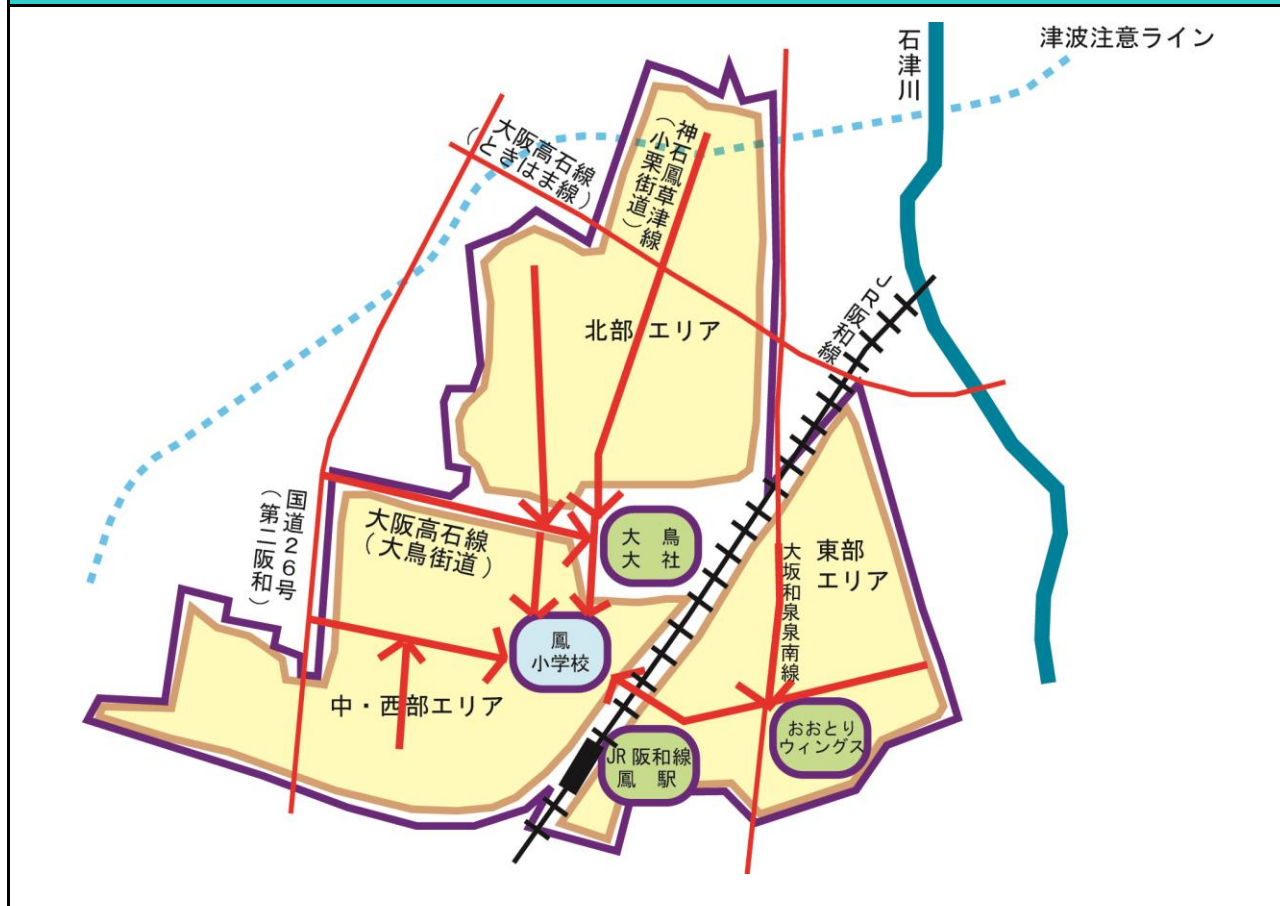
浜寺昭和校区						
校区概要			市が指定する避難経路	基本的な避難方法		
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標迄の距離	地盤高		対象区域と避難経路	避難目標 (距離・地盤高)	
【校区全域】 人口：10,588人 世帯数：4,240世帯 ※校区の東部以外が津波避難対象地域	校区の東部から約1.5km 校区の西部から約0.5km	0~11m	【東西幹線道路】 ・大阪高石線(ときはま線) ・大阪高石線(大鳥街道) 【南北幹線道路】 ・堺阪南線(旧国道26号) ・桜道 ・国道26号(第二阪和)	【北部エリア】 大阪高石線(ときはま線)で東へ 【中・南部エリア】 大阪高石線(大鳥街道)、エリア内一般道路、JR 羽衣線沿いの道路で東へ エリア内一般道路で南へ	<ul style="list-style-type: none"> ・浜寺中学校 (約1.2km, 9m~11m) ・日鐵運輸浜寺社宅 (約0.5km, 7m~8m) ・イトーヨーカドー (約1.4km, 7m~9m) ・浜寺元町中央防災公園、浜寺元町公民館 (約0.4km, 9m~10m) ・鳳北町公園 (約0.9km, 13m以上) ・寿楽苑・元町グラウンド (約0.4km, 9m~10m) ・大鳥大社 (約1.5km, 13m以上) ・浜寺南中学校 (約0.4km, 8m~10m) ・鳳小学校 (約1.6km, 13m以上) ・羽衣国際大学 (約0.5km, 7m~9m) ・JR 阪和線鳳駅 (約1.5km, 13m以上) 	
		浸水深				0.01m~3.0m未満

避難経路概念図



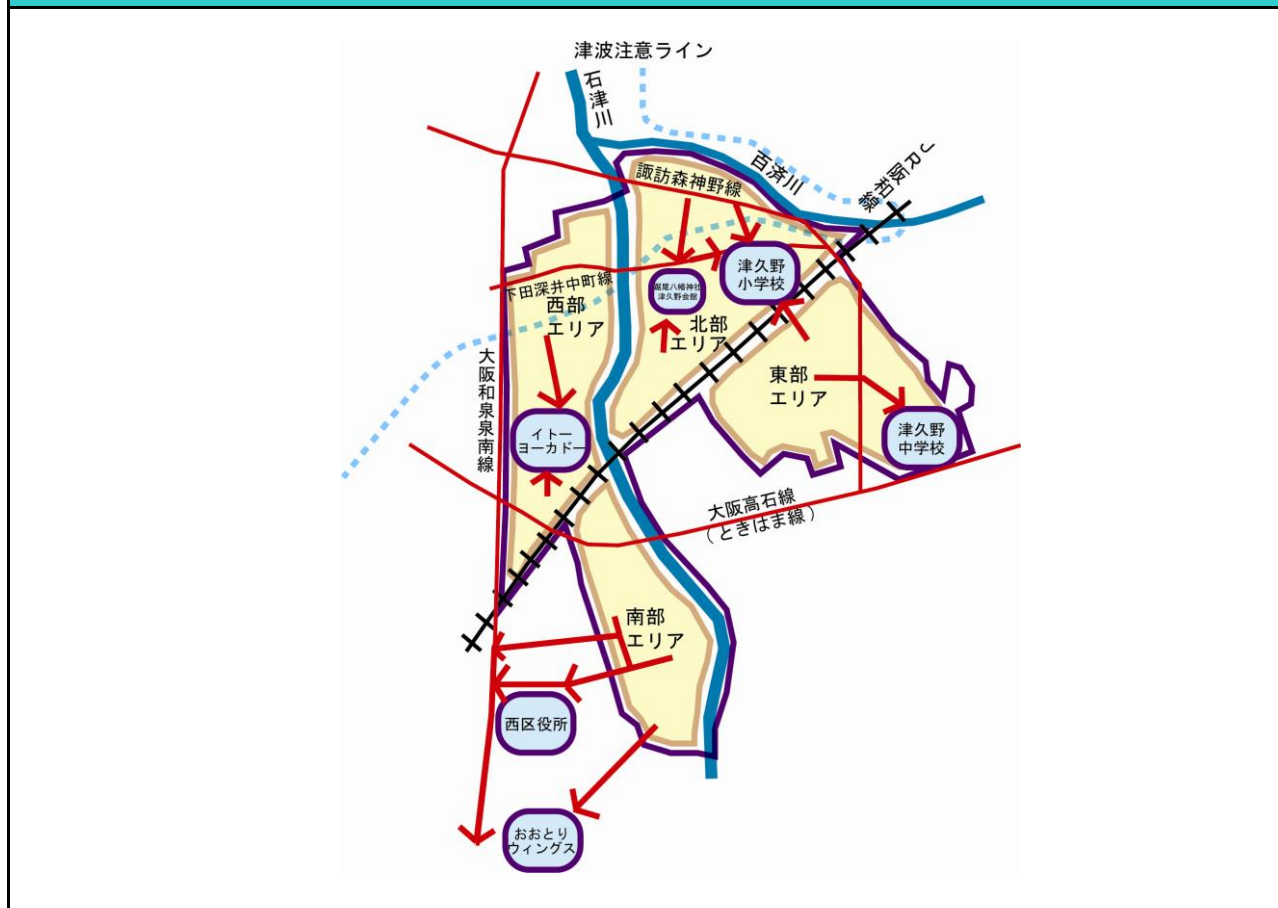
鳳校区						
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法		
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)	
【校区全域】 人口：809人 世帯数：332世帯 ※校区北部の一部が 津波注意地域	北部の一部から 約1.5km	6m～17m以上	【東西幹線道路】 ・大阪高石線 (ときはま線、大鳥街道) 【南北幹線道路】 ・大阪和泉泉南線 ・国道26号 (第二阪和)	【北部エリア】 神石鳳草津線(小栗街道)等南へ 【中・西部エリア】 一般道路、大阪高石線(大鳥街道)等東へ 【東部エリア】 大阪和泉泉南線でおおとりウイングス・鳳駅付近を經由し、鳳小学校へ	・(大鳥大社、おおとりウイングス、JR阪和線鳳駅を経て) ・鳳小学校 (約0.3km～0.8km、13m以上)	
		浸水深				なし

避難経路概念図



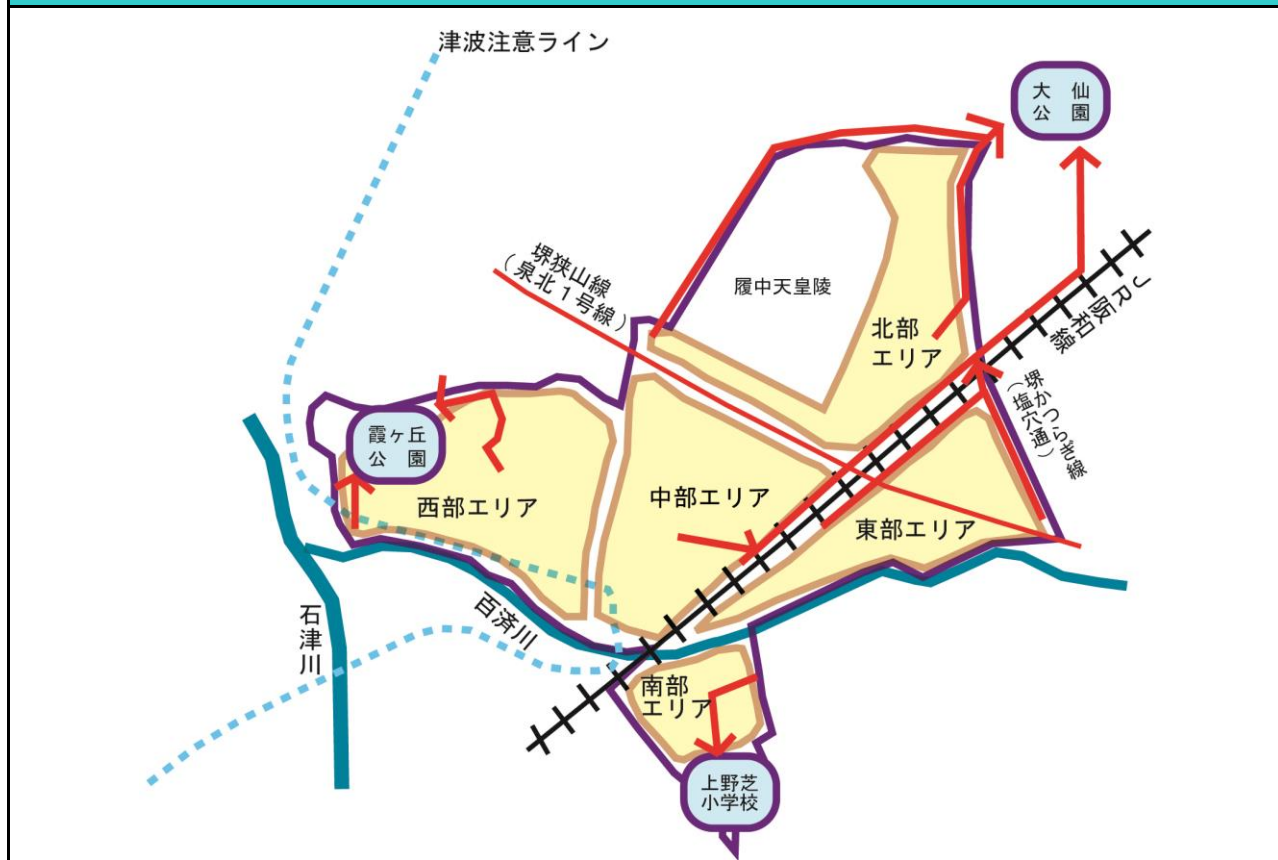
津久野校区					
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法	
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)
【校区全域】 人口：6,323人 世帯数：2,712世帯 ※校区北部の一部が 津波注意地域	校区北部から約 0.1km~0.3km	5m~17m以上	【東西幹線道路】 ・諏訪森神野線 【南北幹線道路】 ・大阪和泉南線	【北部エリア】 下田深井中町線で津 久野会館等へ	・踰尾八幡神社・久野会館 (約0.2km、13m以上) ・津久野小学校 (約0.2km、10m~12m)
		浸水深		【東部エリア】 エリア内一般道路で 津久野小学校または 津久野中学校へ	・津久野小学校 (約0.3km、10m~12m) ・津久野中学校 (約0.4km、13m以上)
		なし		【西部エリア】 エリア内一般道路で イトーヨーカドーへ	・イトーヨーカドー (約0.2km、7m~8m)
				【南部エリア】 エリア内一般道路で 西区役所、おおとり ウイングスへ	・西区役所 (約0.4km、10m~11m) ・おおとりウイングス (約0.6km、10m~12m)

避難経路概念図



上野芝校区						
校区概要			市が指定する 避難路	基本的な避難方法		
人口 (平成26年1月末住基)	避難目標 迄の距離	地盤高		対象区域と 避難経路	避難目標 (距離・地盤高)	
【校区全域】 人口：5,075人 世帯数：2,094世帯 ※校区南西部の一部が 津波注意地域	南西部の一部から約0.1km~0.2km	6m~13m以上	【東西幹線道路】 ・堺狭山線 (泉北1号線) ・堺かつらぎ線 (塩穴通) 【南北幹線道路】 特になし	【北・中・東部エリア】 エリア内一般道路からJR阪和線沿いの道路を經由し、塩穴通を北へ 【西部エリア】 エリア内一般道路で北西へ 【南部エリア】 エリア内一般道路で南へ	・大仙公園 (約0.8km, 13m以上)	
		浸水深				・霞ヶ丘公園 (約0.3km, 13m以上)
		なし				・上野芝小学校 (約0.1km, 10m~12m)

避難経路概念図



巻末資料

- ① 津波対策の推進に関する法律
- ② 堺市津波避難対策検討協議会規約
- ③ 津波避難対象地域・津波注意地域 町丁一覧
- ④ 津波避難ビル一覧
- ⑤ 津波発生時等における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書（雛型）
- ⑥ 防災行政無線による情報伝達
- ⑦ サイレン吹鳴箇所（一覧）
- ⑧ おおさか防災ネット
- ⑨ 緊急速報メール
- ⑩ i-FAX
- ⑪ 津波率先避難等協力事業所一覧
- ⑫ 堺市津波率先避難等協力事業所の登録に関する要綱
- ⑬ 津波啓発看板一覧

① 津波対策の推進に関する法律

(平成二十三年六月二十四日)

(法律第七十七号)

第一百七十七回通常国会

菅内閣

津波対策の推進に関する法律をここに公布する。

津波対策の推進に関する法律

津波は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災においても明らかになったように、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがある災害である。我が国は、過去幾度となく津波により甚大な被害を受け、また、東日本大震災により多くの尊い命を失ったことは、痛恨の極みである。さらに、東日本大震災では、原子力発電所の事故による災害の発生により、地域住民の生活及び我が国の経済社会に深刻な影響を及ぼしている。

他方、津波は、その発生に際して国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができることから、津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であり、東日本大震災という未曾有の大災害を受け、その重要性が一層高まっている。

我が国は、地殻の境界及びその周辺に位置し、常に、大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされており、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかったことを国として率直に反省し、津波に関する最新の知見及び先人の知恵、行動その他の歴史的教訓を踏まえつつ、津波対策に万全を期する必要がある。

ここに、津波に関する基本的認識を明らかにするとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めることにより、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(津波対策を推進するに当たっての基本的認識)

第二条 津波対策は、次に掲げる津波に関する基本的認識の下に、総合的かつ効果的に推進されなければならない。

一 津波は、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがあること。

二 津波は、その発生に際して国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができることから、防潮堤、水門等津波からの防護のための施設の整備と併せて、津波避難施設（津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能を有する堅固な建築物又は工作物をいう。以下同じ。）の着実な整備を推進するとともに、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、防災思想の普及等を推進することにより津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であること。

三 津波は、被害の発生を防止し、又は軽減するためにその規模等を迅速かつ適切に予測する必要があること、津波による被害の詳細な予測がいまだ困難であること等から、観測体制の充実並びに過去の津波及び将来発生することが予測される津波並びにこれらによる被害等に関する調査研究を推進することが重要であること。

四 津波は、国境を越えて広域にわたり伝播する特性を有していること、各国における調査研究の成果を国際的に共有する必要性が高いこと等から、観測及び調査研究に係る国際協力を推進することが重要であること。

(この法律の趣旨及び内容を踏まえた津波対策の実施)

第三条 国及び地方公共団体は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）その他の関係法律に基づく災害対策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、津波対策を適切に実施しなければならない。

2 事業者及び国民は、津波対策の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する津波対策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力体制の整備)

第四条 国は、津波対策を効果的に推進するため、国、地方公共団体、大学等の研究機関、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならない。

(津波の観測体制の強化及び調査研究の推進)

第五条 国は、津波による被害の発生を防止し、又は軽減するため、津波の観測体制の強化に努めなければならない。

2 国は、津波の発生機構の解明、津波の規模等に関する予測の精度の向上、地形、土地利用の現況その他地域の状況を踏まえて津波による被害を詳細に予測する手法の開発及び改善、津波による被害の防止又は軽減を図るための施設の改良、津波に関する記録（国民の津波に関する体験の記録を含む。）の収集その他津波対策を効果的に実施するため必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

(地域において想定される津波による被害の予測等)

第六条 都道府県及び市町村は、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行い、その結果を津波対策に活用するよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、前項の予測の内容について、津波により浸水するおそれのある地域の土地利用の現況の変化、津波に関する最新の知見等を踏まえて、適宜、適切な見直しを行うよう努めなければならない。

3 国は、都道府県及び市町村が第一項の予測及びその結果の津波対策への活用を適切に行うことができるよう、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施等)

第七条 国及び地方公共団体は、第五条第二項の調査研究の成果等を踏まえ、国民が、津波に関する記録及び最新の知見、地域において想定される津波による被害、津波が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じ、津波が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようになることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、津波について防災上必要な教育及び訓練、防災思想の普及等に努めなければならない。

(地域において想定される津波による被害についての周知等)

第八条 都道府県及び市町村は、地震防災対策特別措置法第十四条第一項及び第二項の規定により津波により浸水する範囲及びその水深を住民に周知するに当たっては、第六条第一項の予測の結果を活用するとともに、印刷物の配布のほか予測される被害を映像として住民に視聴させること等を通じてより効果的に行うよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、津波により浸水すると想定される範囲に地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波からの迅速かつ適切な避難を確保する必要がある

と認められるものがある場合にあっては、当該施設の所有者又は管理者への前項の周知に特に配慮するものとする。

3 第六条第三項の規定は、都道府県及び市町村が行う第一項の周知について準用する。

(津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置)

第九条 国及び地方公共団体は、津波に関する予報又は警報及び避難の勧告又は指示が的確かつ迅速に伝達され、できる限り多くの者が、迅速かつ円滑に避難することができるようにするために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。

3 第一項の措置を講ずる場合及び前項の計画を定める場合には、高齢者、障害者、乳幼児、旅行者、日本語を理解できない者その他避難について特に配慮を要する者の津波からの避難について留意しなければならない。

4 第六条第三項の規定は、都道府県及び市町村が行う第二項の計画の策定について準用する。

(津波対策のための施設の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、津波対策に係る施設の整備等においては、次の事項に特に配慮して取り組むよう努めなければならない。

一 最新の知見に基づく施設の整備の推進

二 既存の施設の維持及び改良

三 海岸及び津波の遡上が予想される河川の堤防の性能（地震による震動及び地盤の液状化により破壊されないために必要とされる性能を含む。）の確保及び向上

四 海岸及び津波の遡上が予想される河川の水門等について津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖を可能とするための改良

五 津波避難施設の指定の推進

2 国及び地方公共団体は、津波により浸水するおそれのある地域において、公共施設等（津波からの防護を直接の目的として整備するものを除く。）を整備しようとするときは、当該地域における一時的な避難場所としての機能その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮しなければならない。

(津波対策に配慮したまちづくりの推進)

第十一条 都道府県及び市町村は、まちづくりを推進するに当たっては、津波対策について考慮した都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の用途地域の指定、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十九条の災害危険区域の指定等による津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、津波が発生した際に沿岸部の堅固な建築物を利用して内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築その他の津波対策の推進に配慮して取り組むよう努めなければならない。

(危険物を扱う施設の津波からの安全の確保)

第十二条 国及び地方公共団体は、産業との調和に配慮しつつ、石油類、火薬類、高圧ガス、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質その他の危険物を多量に扱う施設の津波からの安全の確保に努めなければならない。

(災害復旧及び災害からの復興に当たっての配慮)

第十三条 災害復旧に関する国の制度は、津波による被害からの復旧にも十分配慮されたものでなければならない。

2 国及び地方公共団体は、津波による被害の特性を踏まえ、津波により被害を受けた地域の復旧及び復興に当たり、当該地域の産業の復興及び雇用の確保に特に配慮するよう努めなければならない。

(津波対策に関する国際協力の推進)

第十四条 国は、津波が、国境を越えて広域にわたり伝播する特性を有していること、各国における調査研究の成果を国際的に共有する必要性が高いこと及び我が国において蓄積された津波に関する知見の国際的評価が高いことに鑑み、津波による被害の発生を防止し、又は軽減するための国際協力の推進について、次に掲げる事項に特に配慮して取り組むよう努めなければならない。

- 一 国際的な観測及び通報のための体制の整備
- 二 海外への研究者の派遣
- 三 外国人研究者及び外国人留学生の受入れ並びに帰国後のこれらの者との継続的な交流及び連携
- 四 我が国において蓄積された知識、技術、記録等の海外への提供
- 五 海外の被災地域に対する適切かつ迅速な援助の実施
(津波防災の日)

第十五条 国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、津波防災の日を設ける。

- 2 津波防災の日は、十一月五日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、津波防災の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。
(財政上の措置等)

第十六条 国は、津波対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国は、都道府県又は市町村が、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行う場合又はその内容を住民に視聴させるための映像を作成する場合には、必要な財政上の援助を行うものとする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

- 2 第十六条第二項の規定は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。
(検討)

第二条 政府は、速やかに、津波避難施設が津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能をより効果的に発揮することができるよう、その適切な配置、構造及び規模並びに運用の方法、津波避難施設への迅速かつ円滑な移動の確保のために必要な措置等の検討を踏まえ、津波避難施設、津波避難施設への避難路及び誘導のための設備等の整備の促進を図るために必要な財政上及び税制上の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、東日本大震災の検証等を踏まえ、津波対策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

② 堺市津波避難対策検討協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、堺市津波避難対策検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、津波避難に係る必要な事項について認識を共有するとともに、堺市内における津波発生時の避難対策について検討し、情報交換を行うことにより、迅速な津波対応と地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 情報伝達、避難時期、避難路及び避難手法に関すること。
- (2) 緊急一時避難先（津波避難ビル）の指定に関すること。
- (3) その他津波避難対策について必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、委員の互選により選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は総委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第10条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を当該会議に出席させることができる。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、堺市防災計画室に置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、堺市防災計画室長の職にある者をもって充てる。

(解散)

第13条 協議会は第2条に規定する目的が達成されたときは、解散する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規約は、平成23年9月26日から施行する。

附則

この規約は、平成24年3月29日から施行する。

附則

この規約は、平成25年9月5日から施行する。

別表

堺区自治連合協議会を代表する者
西区自治連合協議会を代表する者
三宝校区自治連合町会を代表する者
錦綾校区自治連合会を代表する者
市校区自治連合協議会を代表する者
湊西校区自治連合協議会を代表する者
英彰校区自治連合会を代表する者
浜寺石津連合町会を代表する者
浜寺校区自治連合会を代表する者
浜寺東校区自治連合会を代表する者
浜寺昭和校区自治連合会を代表する者
堺市漁業協同組合連合会を代表する者
堺市から選出された者
大阪府から選出された者
大阪府警察から選出された者
本市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の部隊から選出された者
学識経験を有する者

③ 津波避難対象地域・津波注意地域 町丁一覧 (1/2)

[津波避難対象地域] * : 一部エリアが対象		
町丁名	区	校区
塩浜町	堺区	三宝
海山町1丁	堺区	三宝
海山町2丁	堺区	三宝
海山町3丁	堺区	三宝
海山町4丁	堺区	三宝
海山町5丁	堺区	三宝
海山町6丁	堺区	三宝
海山町7丁	堺区	三宝
三宝町1丁	堺区	三宝
三宝町2丁	堺区	三宝
三宝町3丁	堺区	三宝
三宝町4丁	堺区	三宝
三宝町5丁	堺区	三宝
三宝町6丁	堺区	三宝
三宝町7丁	堺区	三宝
三宝町8丁	堺区	三宝
三宝町9丁	堺区	三宝
山本町1丁	堺区	三宝
山本町2丁	堺区	三宝
山本町3丁	堺区	三宝
山本町4丁	堺区	三宝
山本町5丁	堺区	三宝
山本町6丁	堺区	三宝
匠町	堺区	三宝
松屋大和川通1丁	堺区	三宝
松屋大和川通2丁	堺区	三宝
松屋大和川通3丁	堺区	三宝
松屋大和川通4丁	堺区	三宝
松屋町1丁	堺区	三宝
松屋町2丁	堺区	三宝
神南辺町1丁	堺区	三宝
神南辺町2丁	堺区	三宝
神南辺町3丁	堺区	三宝
神南辺町4丁	堺区	三宝
神南辺町5丁	堺区	三宝
神南辺町6丁	堺区	三宝
築港八幡町	堺区	三宝
鉄砲町	堺区	三宝
南島町1丁	堺区	三宝
南島町2丁	堺区	三宝
南島町3丁	堺区	三宝
南島町4丁	堺区	三宝
南島町5丁	堺区	三宝
緑町1丁	堺区	三宝
緑町2丁	堺区	三宝
緑町3丁	堺区	三宝
緑町4丁	堺区	三宝
綾之町西1丁	堺区	錦西
綾之町西2丁	堺区	錦西
綾之町西3丁	堺区	錦西
錦之町西1丁	堺区	錦西
錦之町西2丁	堺区	錦西
錦之町西3丁	堺区	錦西
九間町西1丁	堺区	錦西
九間町西2丁	堺区	錦西
九間町西3丁	堺区	錦西
材木町西1丁	堺区	錦西
材木町西2丁	堺区	錦西
材木町西3丁	堺区	錦西
桜之町西1丁	堺区	錦西
桜之町西2丁	堺区	錦西
桜之町西3丁	堺区	錦西
七道西町	堺区	錦西
七道東町	堺区	錦西
車之町西1丁	堺区	錦西
車之町西2丁	堺区	錦西
車之町西3丁	堺区	錦西
宿屋町西1丁	堺区	錦西
宿屋町西2丁	堺区	錦西
宿屋町西3丁	堺区	錦西
神明町西1丁	堺区	錦西
神明町西2丁	堺区	錦西
神明町西3丁	堺区	錦西
並松町	堺区	錦西
北半町西	堺区	錦西
北旅籠町西1丁	堺区	錦西
北旅籠町西2丁	堺区	錦西
北旅籠町西3丁	堺区	錦西
柳之町西1丁	堺区	錦西

[津波避難対象地域] * : 一部エリアが対象		
町丁名	区	校区
柳之町西2丁	堺区	錦西
柳之町西3丁	堺区	錦西
綾之町東1丁	堺区	錦
桜之町東1丁	堺区	錦
北半町東	堺区	錦
北旅籠町東1丁	堺区	錦
栄橋町1丁	堺区	市
栄橋町2丁	堺区	市
榎屋町西1丁	堺区	市
熊野町西1丁	堺区	市
熊野町西2丁	堺区	市
熊野町西3丁	堺区	市
甲斐町西1丁	堺区	市
甲斐町西2丁	堺区	市
甲斐町西3丁	堺区	市
市之町西1丁	堺区	市
市之町西2丁	堺区	市
市之町西3丁	堺区	市
住吉橋町1丁	堺区	市
住吉橋町2丁	堺区	市
戎島町1丁	堺区	市
戎島町2丁	堺区	市
戎島町3丁	堺区	市
戎島町4丁	堺区	市
戎島町5丁	堺区	市
戎之町西1丁	堺区	市
戎之町西2丁	堺区	市
大町西1丁	堺区	市
大町西2丁	堺区	市
大町西3丁	堺区	市
大浜北町5丁	堺区	市
築港南町	堺区	市
北波止町	堺区	市
竜神橋町1丁	堺区	市
竜神橋町2丁	堺区	市
南半町東2丁	堺区	少林寺
南旅籠町東2丁	堺区	少林寺
南旅籠町東3丁	堺区	少林寺
大仙西町1丁	堺区	大仙西
高砂町1丁	堺区	湊
春日通1丁	堺区	湊
春日通2丁	堺区	湊
春日通3丁	堺区	湊
春日通4丁	堺区	湊
昭和通1丁	堺区	湊
昭和通2丁	堺区	湊
昭和通3丁	堺区	湊
昭和通4丁	堺区	湊
昭和通5丁	堺区	湊
昭和通6丁	堺区	湊
菅原通1丁	堺区	湊
菅原通2丁	堺区	湊
菅原通3丁	堺区	湊
菅原通4丁	堺区	湊
菅原通5丁	堺区	湊
東湊町1丁	堺区	湊
東湊町2丁	堺区	湊
東湊町3丁	堺区	湊
東湊町4丁	堺区	湊
東湊町5丁	堺区	湊
東湊町6丁	堺区	湊
八幡通1丁	堺区	湊
八幡通2丁	堺区	湊
八幡通3丁	堺区	湊
八幡通4丁	堺区	湊
老松町1丁	堺区	湊
出島町1丁	堺区	湊西
出島町2丁	堺区	湊西
出島町3丁	堺区	湊西
出島町4丁	堺区	湊西
出島町5丁	堺区	湊西
西湊町1丁	堺区	湊西
西湊町2丁	堺区	湊西
西湊町3丁	堺区	湊西
西湊町4丁	堺区	湊西
西湊町5丁	堺区	湊西
西湊町6丁	堺区	湊西
楠町1丁	堺区	湊西
楠町2丁	堺区	湊西
楠町3丁	堺区	湊西

[津波避難対象地域] * : 一部エリアが対象		
町丁名	区	校区
楠町4丁	堺区	湊西
柏木町1丁	堺区	湊西
柏木町2丁	堺区	湊西
柏木町3丁	堺区	湊西
柏木町4丁	堺区	湊西
寺地町西1丁	堺区	英彰
寺地町西2丁	堺区	英彰
寺地町西3丁	堺区	英彰
寺地町西4丁	堺区	英彰
宿院町西1丁	堺区	英彰
宿院町西2丁	堺区	英彰
宿院町西3丁	堺区	英彰
宿院町西4丁	堺区	英彰
出島海岸通1丁	堺区	英彰
出島海岸通2丁	堺区	英彰
出島海岸通3丁	堺区	英彰
出島海岸通4丁	堺区	英彰
出島西町	堺区	英彰
出島浜通	堺区	英彰
少林寺町西1丁	堺区	英彰
少林寺町西2丁	堺区	英彰
少林寺町西3丁	堺区	英彰
少林寺町西4丁	堺区	英彰
新在家町西1丁	堺区	英彰
新在家町西2丁	堺区	英彰
新在家町西3丁	堺区	英彰
新在家町西4丁	堺区	英彰
大浜西町	堺区	英彰
大浜中町1丁	堺区	英彰
大浜中町2丁	堺区	英彰
大浜中町3丁	堺区	英彰
大浜南町1丁	堺区	英彰
大浜南町2丁	堺区	英彰
大浜南町3丁	堺区	英彰
大浜北町1丁	堺区	英彰
大浜北町2丁	堺区	英彰
大浜北町3丁	堺区	英彰
大浜北町4丁	堺区	英彰
中之町西1丁	堺区	英彰
中之町西2丁	堺区	英彰
中之町西3丁	堺区	英彰
中之町西4丁	堺区	英彰
南半町西1丁	堺区	英彰
南半町西2丁	堺区	英彰
南半町西3丁	堺区	英彰
南半町西4丁	堺区	英彰
南旅籠町西1丁	堺区	英彰
南旅籠町西2丁	堺区	英彰
南旅籠町西3丁	堺区	英彰
南旅籠町西4丁	堺区	英彰
石津町4丁	堺区	神石
石津西町	西区	浜寺石津
築港新町1丁	西区	浜寺石津
築港新町2丁	西区	浜寺石津
築港新町3丁	西区	浜寺石津
築港新町4丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町西1丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町西2丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町西3丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町西4丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町中1丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町中2丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町中3丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町中4丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町東1丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町東2丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町東3丁	西区	浜寺石津
浜寺石津町東4丁	西区	浜寺石津
浜寺諏訪森町西1丁	西区	浜寺
浜寺諏訪森町西2丁	西区	浜寺
浜寺諏訪森町西3丁	西区	浜寺
浜寺諏訪森町西4丁	西区	浜寺
浜寺諏訪森町中1丁	西区	浜寺
浜寺諏訪森町中2丁	西区	浜寺
浜寺諏訪森町中3丁	西区	浜寺
浜寺諏訪森町東1丁	西区	浜寺
浜寺諏訪森町東2丁	西区	浜寺
浜寺諏訪森町東3丁	西区	浜寺
浜寺石津町西5丁	西区	浜寺

津波避難対象地域・津波注意地域 町丁一覧（2 / 2）

[津波避難対象地域] * : 一部エリアが対象		
町丁名	区	校区
浜寺石津町中5丁	西区	浜寺
[津波注意地域] * : 一部エリアが対象		
浜寺船尾町西1丁	* 西区	浜寺東
浜寺船尾町西2丁	* 西区	浜寺東
浜寺船尾町東1丁	西区	浜寺東
浜寺公園町1丁	西区	浜寺昭和
浜寺公園町2丁	西区	浜寺昭和
浜寺公園町3丁	西区	浜寺昭和
浜寺公園町4丁	西区	浜寺昭和
浜寺昭和町1丁	西区	浜寺昭和
浜寺昭和町2丁	西区	浜寺昭和
浜寺昭和町3丁	西区	浜寺昭和
浜寺昭和町4丁	西区	浜寺昭和
浜寺昭和町5丁	西区	浜寺昭和
浜寺南町1丁	* 西区	浜寺昭和
築港浜寺町	* 西区	浜寺昭和
築港浜寺町	* 西区	浜寺昭和
浜寺元町3丁	* 西区	浜寺昭和
浜寺元町5丁	* 西区	浜寺昭和

[津波注意地域] * : 一部エリアが対象		
町丁名	区	校区
綾之町東2丁	堺区	錦
錦之町東1丁	堺区	錦
錦之町東2丁	堺区	錦
九間町東1丁	堺区	錦
九間町東2丁	堺区	錦
九間町東3丁	堺区	錦
材木町東1丁	堺区	錦
材木町東2丁	堺区	錦
材木町東3丁	堺区	錦
材木町東4丁	堺区	錦
桜之町東2丁	堺区	錦
車之町東1丁	堺区	錦
車之町東2丁	堺区	錦
車之町東3丁	堺区	錦
宿屋町東1丁	堺区	錦
宿屋町東2丁	堺区	錦
宿屋町東3丁	堺区	錦
神明町東1丁	堺区	錦
神明町東2丁	堺区	錦
神明町東3丁	堺区	錦
中向陽町1丁	堺区	錦
中向陽町2丁	堺区	錦
南庄町1丁	堺区	錦
南庄町2丁	堺区	錦
北向陽町1丁	堺区	錦
北向陽町2丁	堺区	錦
北旅籠町東2丁	堺区	錦
柳之町東1丁	堺区	錦
柳之町東2丁	堺区	錦
遠里小野町1丁	堺区	錦綾
遠里小野町2丁	堺区	錦綾
遠里小野町3丁	堺区	錦綾
遠里小野町4丁	* 堺区	錦綾
錦綾町1丁	堺区	錦綾
錦綾町2丁	堺区	錦綾
錦綾町3丁	堺区	錦綾
高須町1丁	堺区	錦綾
高須町2丁	堺区	錦綾
高須町3丁	堺区	錦綾
砂道町1丁	堺区	錦綾
砂道町2丁	堺区	錦綾
砂道町3丁	堺区	錦綾
南清水町1丁	堺区	錦綾
南清水町2丁	堺区	錦綾
南清水町3丁	堺区	錦綾
北庄町1丁	堺区	錦綾
北庄町2丁	堺区	錦綾
北庄町3丁	堺区	錦綾
北清水町1丁	堺区	錦綾
北清水町2丁	堺区	錦綾
北清水町3丁	堺区	錦綾
香ヶ丘町1丁	* 堺区	浅香山
香ヶ丘町3丁	* 堺区	浅香山
香ヶ丘町4丁	* 堺区	浅香山
香ヶ丘町5丁	* 堺区	浅香山
今池町1丁	* 堺区	浅香山
今池町2丁	* 堺区	浅香山

[津波注意地域] * : 一部エリアが対象		
町丁名	区	校区
榎屋町東1丁	堺区	熊野
榎屋町東2丁	堺区	熊野
榎屋町東3丁	堺区	熊野
榎屋町東4丁	堺区	熊野
熊野町東1丁	堺区	熊野
熊野町東2丁	堺区	熊野
熊野町東3丁	堺区	熊野
熊野町東4丁	堺区	熊野
熊野町東5丁	堺区	熊野
甲斐町東1丁	堺区	熊野
甲斐町東2丁	堺区	熊野
甲斐町東3丁	堺区	熊野
甲斐町東4丁	堺区	熊野
甲斐町東5丁	堺区	熊野
甲斐町東6丁	堺区	熊野
市之町東1丁	堺区	熊野
市之町東2丁	堺区	熊野
市之町東3丁	堺区	熊野
市之町東4丁	堺区	熊野
市之町東5丁	堺区	熊野
市之町東6丁	堺区	熊野
戎之町東1丁	堺区	熊野
戎之町東2丁	堺区	熊野
戎之町東3丁	堺区	熊野
戎之町東4丁	堺区	熊野
戎之町東5丁	堺区	熊野
宿院町東1丁	堺区	熊野
宿院町東2丁	堺区	熊野
宿院町東3丁	堺区	熊野
宿院町東4丁	堺区	熊野
新町	堺区	熊野
大町東1丁	堺区	熊野
大町東2丁	堺区	熊野
大町東3丁	堺区	熊野
大町東4丁	堺区	熊野
中瓦町1丁	堺区	熊野
中瓦町2丁	堺区	熊野
南花田口町1丁	堺区	熊野
南花田口町2丁	堺区	熊野
南瓦町	堺区	熊野
南向陽町1丁	堺区	熊野
南向陽町2丁	堺区	熊野
北花田口町1丁	堺区	熊野
北花田口町2丁	堺区	熊野
北花田口町3丁	堺区	熊野
北瓦町1丁	堺区	熊野
北瓦町2丁	堺区	熊野
五月町	* 堺区	榎
南三国ヶ丘町1丁	* 堺区	榎
三国ヶ丘御幸通	* 堺区	三国丘
中三国ヶ丘町1丁	* 堺区	三国丘
中田出井町1丁	* 堺区	三国丘
南田出井町1丁	* 堺区	三国丘
北三国ヶ丘町1丁	* 堺区	三国丘
北田出井町1丁	* 堺区	三国丘
一条通	* 堺区	安井
永代町3丁	堺区	安井
永代町4丁	堺区	安井
永代町5丁	* 堺区	安井
永代町6丁	堺区	安井
翁橋町1丁	堺区	安井
翁橋町2丁	堺区	安井
神保通	* 堺区	安井
中安井町1丁	堺区	安井
中安井町2丁	堺区	安井
中安井町3丁	堺区	安井
南安井町2丁	堺区	安井
南安井町3丁	堺区	安井
南安井町4丁	堺区	安井
南安井町5丁	堺区	安井
南安井町6丁	堺区	安井
賑町2丁	* 堺区	安井
賑町3丁	* 堺区	安井
賑町4丁	* 堺区	安井
北安井町	堺区	安井
旭通	* 堺区	少林寺
永代町1丁	堺区	少林寺
永代町2丁	堺区	少林寺
京町通	* 堺区	少林寺

[津波注意地域] * : 一部エリアが対象		
町丁名	区	校区
御陵通	* 堺区	少林寺
幸通	* 堺区	少林寺
寺地町東1丁	堺区	少林寺
寺地町東2丁	堺区	少林寺
寺地町東3丁	堺区	少林寺
寺地町東4丁	堺区	少林寺
少林寺町東1丁	堺区	少林寺
少林寺町東2丁	堺区	少林寺
少林寺町東3丁	堺区	少林寺
少林寺町東4丁	堺区	少林寺
新在家町東1丁	堺区	少林寺
新在家町東2丁	堺区	少林寺
新在家町東3丁	堺区	少林寺
新在家町東4丁	堺区	少林寺
中之町東1丁	堺区	少林寺
中之町東2丁	堺区	少林寺
中之町東3丁	堺区	少林寺
中之町東4丁	堺区	少林寺
南安井町1丁	堺区	少林寺
南半町東1丁	堺区	少林寺
南旅籠町東1丁	堺区	少林寺
南旅籠町東4丁	堺区	少林寺
賑町1丁	* 堺区	少林寺
八千代通	* 堺区	少林寺
文珠橋通	* 堺区	少林寺
協和町1丁	堺区	大仙西
協和町2丁	* 堺区	大仙西
協和町3丁	* 堺区	大仙西
協和町4丁	* 堺区	大仙西
大仙西町2丁	堺区	大仙西
大仙西町3丁	堺区	大仙西
大仙西町4丁	* 堺区	大仙西
高砂町2丁	堺区	湊
高砂町3丁	堺区	湊
高砂町4丁	* 堺区	湊
老松町2丁	堺区	湊
老松町3丁	堺区	湊
霞ヶ丘町4丁	* 堺区	神石
神石市之町	* 堺区	神石
石津町1丁	堺区	神石
石津町2丁	* 堺区	神石
石津町3丁	* 堺区	神石
石津北町	* 堺区	神石
浜寺船尾町西3丁	西区	浜寺東
浜寺船尾町西4丁	西区	浜寺東
浜寺船尾町西5丁	* 西区	浜寺東
浜寺船尾町東2丁	西区	浜寺東
浜寺船尾町東3丁	西区	浜寺東
浜寺船尾町東4丁	西区	浜寺東
浜寺元町1丁	西区	浜寺昭和
浜寺元町2丁	* 西区	浜寺昭和
浜寺元町4丁	* 西区	浜寺昭和
浜寺南町2丁	* 西区	浜寺昭和
鳳北町10丁	* 西区	鳳
鳳北町9丁	* 西区	鳳
下田町	* 西区	津久野
宮下町	* 西区	津久野
神石市之町	* 西区	津久野
津久野町2丁	* 西区	津久野
津久野町3丁	* 西区	津久野
上野芝町5丁	* 西区	上野芝
上野芝町7丁	* 西区	上野芝
上野芝町8丁	* 西区	上野芝
神野町1丁	* 西区	上野芝

④ 津波避難ビル一覧（1／2）

H26.3月末現在

施設名称	棟数	所在地	校区	時間指定状況
三宝小学校	2	堺区三宝町5-286	三宝	
月州中学校	2	堺区神南辺町1-1	三宝	
三宝下水処理場	1	堺区松屋大和川通4-147-1	三宝	
榊高速オフセット堺工場	1	堺区松屋大和川通3-132	三宝	
メゾンドール堺	3	堺区神南辺町2-76-1	三宝	
山九株式会社 堺支店	1	堺区松屋町1-6-7	三宝	平日8:30～17:00
山九株式会社 さかい寮	1	堺区三宝町6-324-1	三宝	9:00～22:30
日鉄住金テックスエンジ(株) 堺支店	1	堺区緑町4-156	三宝	平日8:30～17:00
グリーンセンター臨海工場	1	堺区築港八幡町1-70外	三宝	
(株)日新 堺ロジスティクスセンター	1	堺区築港八幡町138-3	三宝	
クボタ・アルファコート堺	1	堺区山本町5-95	三宝	6:00～22:00
サンメゾン堺	1	堺区三宝町1丁10-1	三宝	
リーガル堺Ⅱ	1	堺区三宝町5-291	三宝	
東急ドエル・アルス堺フェニックス	1	堺区海山町1-7-2	三宝	
プランズ堺七道	1	堺区三宝町2-150-1	三宝	
ヴェルドール堺	1	堺区三宝町6-314-4	三宝	
アステージ堺	1	堺区山本町2-56-1	三宝	
アーバンビュー堺プレミアムコート	3	堺区山本町1-20-1	三宝	
錦西小学校	1	堺区神明町西2-1-1	錦西	
七道並松東住宅 2棟	1	堺区七道東町132-22	錦西	
ロイヤルパレス	1	堺区神明町西1-1-7	錦西	
ポルト堺Ⅰ	1	堺区宿屋町西3-1-2	錦西	
ポルト堺Ⅱ	1	堺区宿屋町西3-1-27	錦西	
ファミリー堺	3	堺区七道東町182-3	錦西	
ロイヤルコートビルⅢ	1	堺区車之町西2-2-32	錦西	8:00～21:00
ロイヤルコートビルⅡ	1	堺区車之町西1-1-26	錦西	
ロイヤルコートビル	1	堺区車之町西2-2-5	錦西	8:00～21:00
グランコート堺九間町	1	堺区九間町西2-1-1	錦西	
メゾンドール堺ザビエル公園	1	堺区材木町西2-2-10	錦西	
市小学校	2	堺区市之町西3-1-14	市	
ホテル・アゴラリージェンシー堺	1	堺区戎島町4-45-1	市	
シティホテルサンブラザ	2	堺区竜神橋町1-1-20	市	
大阪ガス(株) 堺ガスビル	1	堺区住吉橋町2-2-19	市	
府営堺戎島住宅	2	堺区戎島町1	市	
スーパーホテル堺マリティマ	1	堺区大町西3-4-1	市	
株式会社サンユー 都市開発	1	堺区甲斐町西1-1-31	市	9:00～19:00
堺東京海上日動ビル	1	堺区熊野町西2-1-3	市	平日9:00～17:00
コンフォートホテル堺	1	堺区竜神橋町1-5-1	市	
ニューライフ堺	1	堺区住吉橋町1-7-15	市	
堺化学本社ビル	1	堺区戎島町5-2	市	平日9:00～17:40 年末年始除く
フクダ電子南近畿販売(株) 本社ビル	1	堺区大町西1-1-25	市	平日8:50～17:30
ロイヤルコート6番館	1	堺区熊野町西1-2-15	市	
ロイヤルコート5番館	1	堺区戎之町西2-2-3	市	
ロイヤルコート3番館	1	堺区戎之町西2-2-5	市	
アパガーデンコートザビエルパーク	1	堺区熊野町西2-2-12	市	
プラットプラット	1	堺区戎島町3-22-1	市	7:00～24:00
エル・アバダント堺	1	堺区竜神橋町2-3-9	市	
堺駅前アーバンコンフォート	2	堺区戎島町3-22-4	市	
プロパレス堺駅前ピラーステージ	1	堺区栄橋町2-1-24	市	
レックスシティ堺駅前	1	堺区栄橋町2-1-10	市	
錦綾小学校	2	堺区錦綾町1-6-19	錦綾	
砂道住宅	1	堺区砂道町1-15	錦綾	
堺文化保育園	1	堺区錦綾町1-3-17	錦綾	
敬愛ンビックホール堺	1	堺区砂道町3-1-12	錦綾	
協和発酵キリン(株)堺工場	2	堺区高須町1-1-53	錦綾	
レックスガーデン堺東	1	堺区錦綾町3-8-1	錦綾	
関西大学堺キャンパス	1	堺区香ヶ丘町1-11-1	浅香山	
錦小学校	3	堺区九間町東3-1-17	錦	
アフアームドⅠ	1	堺区北半町東1-7	錦	
泉陽高等学校	1	堺区車之町東3-2-1	錦	
熊野小学校	1	堺区熊野町東5-1-49	熊野	
殿馬場中学校	2	堺区榊屋町東3-2-1	熊野	
女性センター	1	堺区宿院町東4-1-27	熊野	
堺市総合福祉会館	1	堺区南瓦町2-1	熊野	
ホテル第一堺	1	堺区南向陽町2-2-25	熊野	
ダイワロイネットホテル堺東	1	堺区新町5-13	熊野	
ホテル1-2-3堺	1	堺区大町東4-2-30	熊野	

津波避難ビル一覧（2／2）

H26.3月末現在

施設名称	棟数	所在地	校区	時間指定状況
OPH堺戎之町	1	堺区戎之町東4-3-2	熊野	
ロイヤルコート8番館	1	堺区戎之町東1-1-7	熊野	
英彰小学校	3	堺区寺地町西4-1-1	英彰	
大浜中学校	4	堺区大浜南町2-4-1	英彰	
出島下水道管理事務所	1	堺区出島浜通1-1	英彰	
シティホテル青雲荘	2	堺区出島海岸通2-4-14	英彰	
ホテルサンルート堺	1	堺区少林寺町西1-1-1	英彰	
OPH大浜	1	堺区大浜北町2-6-10	英彰	
府営堺寺地住宅	1	堺区寺地町西2-2-25	英彰	
府営堺大浜南町住宅	1	堺区大浜南町2-3-1・2	英彰	
損保ジャパン堺ビル	1	堺区宿院町西1-1-6	英彰	平日9:00～17:00
堺フェニックスビル	1	堺区宿院町西1-1-3	英彰	平日・土曜日8:00～20:00
日新製鋼株式会社 大浜寮	1	堺区大浜南町1-2-2	英彰	
パールハイツ堺	1	堺区新在家町西1-1-10	英彰	
東湊住宅	1	堺区東湊町6-353	湊	
ロータスプラザ	1	堺区昭和通1丁11-1	湊	
レビア堺湊	1	堺区東湊町2-150-5	湊	
新湊小学校	2	堺区西湊町6-6-1	湊西	
UR湊駅前団地48号棟	1	堺区出島町2-7	湊西	
府公社湊団地	2	堺区出島町2-6	湊西	
少林寺小学校	3	堺区少林寺町東4-1-1	少林寺	
OPH堺少林寺	1	堺区少林寺町東3-2-8	少林寺	
堺病院少林寺宿舎	1	堺区少林寺町東4-5-1	少林寺	
堺病院永代宿舎	1	堺区永代町2-39-1	少林寺	
森新ビル	1	堺区寺地町東2-2-1	少林寺	
小走石油㈱ ENEOSガソリンスタンド(本社ビル屋上)	1	堺区寺地町東1-1-24	少林寺	
安井小学校	2	堺区南安井町4-1-5	安井	
翁橋住宅 1棟	1	堺区翁橋町2-3-1	安井	
ホテルリパティプラザ	1	堺区翁橋町1丁99	安井	
陵西中学校	1	堺区大仙西町2-79	大仙西	
魚本流空手拳法連盟総本部	1	堺区石津町3-7-24	神石	
ナビタス株式会社	1	堺区石津北町9-1	神石	平日8:30～17:00
グラン・コート堺石津川公園	1	堺区石津町3-7-1	神石	
浜寺石津小学校	3	西区浜寺石津町中2-3-28	浜寺石津	
堺サンホテル石津川	1	西区浜寺石津町西3-4-25	浜寺石津	
カサグランデ浜寺北	1	西区浜寺石津町東1-681-1	浜寺石津	
ケアライフ・メディカルサブライ(株) 本社ビル	1	西区浜寺石津町西2-1-6	浜寺石津	
ふぁみーゆ浜寺	1	西区浜寺石津町東3-746-2	浜寺石津	
ライオンズガーデン浜寺	1	西区浜寺石津町中2-1-37	浜寺石津	
シャルマンフジ浜寺ガーデンオアシス	1	西区浜寺石津町中2丁200-4	浜寺石津	
ジョイフルハイツ	1	西区浜寺石津町東4-330-19	浜寺石津	
ジョイフルハイツII	1	西区浜寺石津町東4-330-22	浜寺石津	
ラ・メゾン坂口	1	西区浜寺石津町東4-5-46	浜寺石津	
ベガサスロイヤルリゾート石津	1	西区浜寺石津町東1-3-31	浜寺石津	
住宅型有料老人ホーム ネクスス浜寺	1	西区浜寺石津町西2-6-17	浜寺石津	
グランコート浜寺北	1	西区浜寺石津町中1-4-1	浜寺石津	
コスモ浜寺石津町	1	西区浜寺石津町中1-7-38	浜寺石津	
アクティブ浜寺石津	2	西区浜寺石津町中1-8-38	浜寺石津	
朝日プラザ浜寺	1	西区浜寺石津町東4-6-1	浜寺石津	
石津川保育園	1	西区浜寺石津町東3-6-25	浜寺石津	
浜寺東小学校	2	西区浜寺船尾町東1-101	浜寺東	
大韓航空大阪マンション	1	西区浜寺船尾町西3-91	浜寺東	
介護医療型老人保健施設 ペルセウス	1	西区浜寺船尾町東3-447	浜寺東	
ハynes諏訪森	1	西区浜寺船尾町西1-153-2	浜寺東	
ルイシャトレ諏訪ノ森	1	西区浜寺石津町東5-12-13	浜寺東	
浜寺小学校	2	西区浜寺諏訪森町東2-163	浜寺	
中石津住宅 1・2・3・4・5棟	5	西区浜寺石津町中5-12	浜寺	
諏訪の森団地 1号棟 2号棟	2	西区諏訪森町西2-114	浜寺	
岬工業株式会社	1	西区浜寺諏訪森町西4-380-1	浜寺	
ダイアパレス浜寺諏訪森	1	西区浜寺諏訪森町西2-138-1	浜寺	
メインハイツ諏訪森	1	西区浜寺諏訪森町西3-287-1	浜寺	
ダイアパレス諏訪森ガーデンパーク	1	西区浜寺諏訪森町西4-308-1	浜寺	
エテルノテラサ浜寺元町	1	西区浜寺元町1-120-1	浜寺昭和	
ベルク浜寺公園	1	西区浜寺元町5-563-1	浜寺昭和	
㈱スズキ自販近畿 堺社宅	1	西区浜寺元町1丁95-2	浜寺昭和	
エスワイビル浜寺荘	1	西区浜寺公園町1-14-5	浜寺昭和	
大和証券グループ浜寺寮	1	西区浜寺昭和町2-237	浜寺昭和	
ダイアパレス浜寺イースト	1	西区浜寺元町5-525-1	浜寺昭和	
	173棟			

⑤ 津波発生時等における緊急一時避難場所としての使用に関する協定書（雛型）

津波発生時等における緊急一時避難場所としての使用に関し、堺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波災害又は水害等（以下「津波災害等」）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、地域住民等の安全を確保するため、乙の所有する施設を緊急一時避難場所として使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を地域住民等の緊急一時避難場所として、甲に使用させるものとする。

- （1）所在地 堺市〇区〇
- （2）所有者 〇〇〇〇〇
- （3）名称 〇〇〇〇〇
- （4）構造等 〇〇造〇〇階建
- （5）使用場所 屋内〇階 m² 屋上〇m² 合計〇m²（約〇〇〇〇人収容）

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等（以下「用具等」という。）を設置する場合は、乙の了解のうえ行うものとする。

（使用の通知）

第3条 甲は第1条の規定に基づき乙が所有する対象施設を使用するときは、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承諾した施設を使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（使用期間）

第4条 緊急一時避難場所としての対象施設の使用期間は、大津波警報が発表されたとき、または市長が必要と認めるときから、津波注意報の解除等により安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲は、対象施設を第1条に規定する目的以外に使用しないものとする。

（施設使用の終了）

第6条 甲は、対象施設の使用を終了したときは、乙に使用終了を通知することとする。

（費用負担）

第7条 対象施設の使用料は無料とする。

(損害の賠償)

第8条 甲は、対象施設を地域住民等が避難したことに伴い、施設の破損、施設内の物品の破損又は紛失等が生じたときは、乙が被った損害を賠償するものとする。

(原状回復義務)

第9条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を原状に回復しなければならない。
2 前項の施設の原状回復に要した費用は、甲が負担するものとする。

(所有者の責任)

第10条 乙は、対象施設を地域住民等が避難に使用した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(施設変更の報告)

第11条 乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能になるときは、甲に報告するものとする。

(津波避難ビル表示、公開)

第12条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで緊急一時避難場所として指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、有効期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がないときには、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項又この協定書の実施について疑義の生じた事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山修身

乙 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号
〇〇 〇〇

⑥ 防災行政無線による情報伝達

【大津波警報】

(1) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)による警報音と避難文言(自動)

●警報音


サイレン音 無音 サイレン音 無音 サイレン音 無音 避難文言 <終了>

(3秒) (2秒) (3秒) (2秒) (3秒) (2秒)

●避難文言「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高い所に避難してください。」

(2) 堺市の手動操作で行うサイレンの吹鳴及び音声による避難指示文言(手動)

●警報音(津波警報も同じ)

避難指示の時のサイレンの鳴り方 

1分 5秒 1分 5秒

サイレン音 無音 サイレン音 無音 避難文言 繰り返し

約5分

●避難文言

「大津波警報が発表されました。
JR阪和線を目標に直ちに東の高い所へ避難してください。」

【津波警報】

(1) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)による警報音と避難文言(自動)

●警報音

サイレン音 無音 サイレン音 無音 避難文言 <終了>

(5秒) (6秒) (5秒) (6秒)

●避難文言「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高い所に避難してください。」

(2) 堺市の手動操作で行うサイレンの吹鳴及び音声による避難指示文言(手動)

●警報音(大津波警報と同じ)

●避難文言

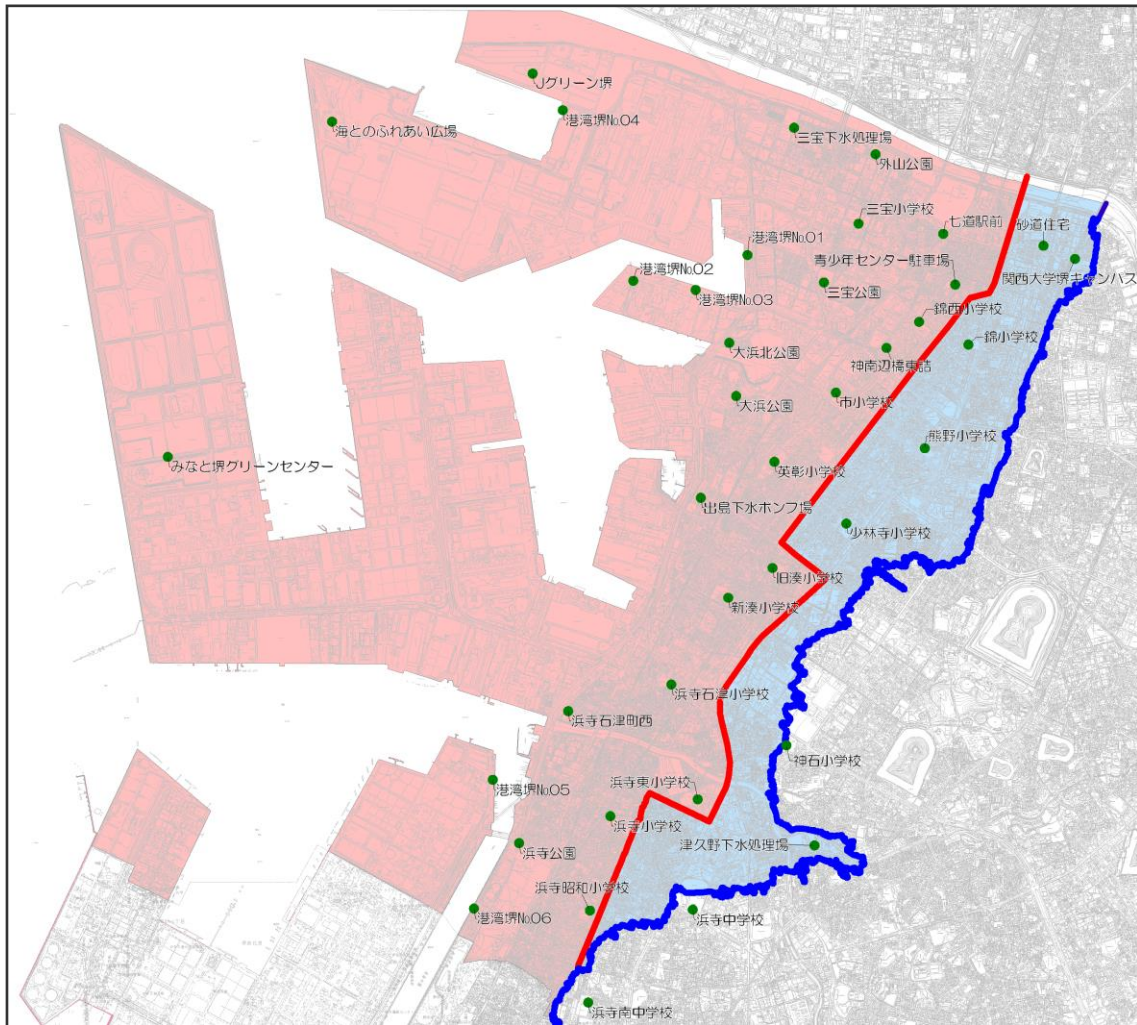
「津波警報が発表されました。
JR阪和線を目標に直ちに東の高い所へ避難してください。」

⑦ サイレン吹鳴箇所（一覧）

H26.2 月末現在

名称	登録名称	住所	大津波警報 津波警報 発表時	想定を 超える時
三宝下水処理場	三宝下水	堺市堺区松屋大和川通3丁目地内	●	●
三宝小学校	三宝小	堺市堺区三宝町5丁286番地	●	●
七道駅前	七道駅前	堺市堺区鉄砲町地内	●	●
神南辺橋東詰	神南辺橋	堺市堺区車ノ町3丁目地内	●	●
大浜北公園	大浜北公園	堺市堺区北波止町地内	●	●
市小学校	市小	堺市堺区市之町西3丁1番14号	●	●
英彰小学校	英彰小	堺市堺区寺地町西4丁1番1号	●	●
新湊小学校	新湊小	堺市堺区西湊町6丁6番1号	●	●
出島下水ポンプ場	出島下水	堺市堺区出島浜通51番1号	●	●
関西大学堺キャンパス	関西大学堺	堺市堺区香ヶ丘町1丁10番1号	×	●
錦小学校	錦小	堺市堺区九間町東3丁1番17号	×	●
熊野小学校	熊野小	堺市堺区熊野町東5丁1番49号	×	●
旧湊小学校	旧湊小	堺市堺区東湊町2丁119番地	●	●
外山公園	外山公園	堺市堺区南島町5丁74番地	●	●
三宝公園	三宝公園	堺市堺区山本町4丁86番地	●	●
砂道住宅	砂道住宅	堺市堺区砂道町1丁5番20号	×	●
大浜公園	大浜公園	堺市堺区大浜北町4丁3番50号	●	●
少林寺小学校	少林寺小	堺市堺区少林寺町東4丁1番1号	×	●
錦西小学校	錦西小	堺市堺区神明町西2丁1番1号	●	●
神石小学校	神石小	堺市堺区石津町2丁6番1号	×	●
海とのふれあい広場	海ふれあい	堺市堺区匠町6番1	●	●
Jグリーン堺	Jグリーン	堺市堺区築港八幡町145番地	●	●
青少年センター駐車場	青少年錦西	堺市堺区錦之町西2丁2-23	●	●
港湾堺No.02	築港南町西	堺市堺区築港南町地内	●	●
港湾堺No.03	築港南町東	堺市堺区築港南町地内	●	●
港湾堺No.04	築港八幡	堺市堺区築港八幡町地内	●	●
港湾堺No.01	塩浜町	堺市堺区塩浜町地内	●	●
浜寺石津小学校	浜寺石津小	堺市西区浜寺石津町中2丁3番28号	●	●
浜寺小学校	浜寺小	堺市西区浜寺諏訪森町東2丁163番地	●	●
浜寺昭和小学校	浜寺昭和小	堺市西区浜寺昭和町2丁282番地	●	●
浜寺石津町西	浜寺石津西	堺市西区浜寺石津町西4丁296番地先	●	●
浜寺公園	浜寺公園	堺市西区浜寺公園町4丁目地内	●	●
浜寺東小学校	浜寺東小	堺市西区浜寺船尾町1丁101番地	●	●
津久野下水処理場	津久野下水	堺市西区宮下町272番地1号	×	●
浜寺中学校	浜寺中	堺市西区浜寺船尾町西5丁60番地	●	●
浜寺南中学校	浜寺南中	堺市西区浜寺南町1丁55番地	●	●
みなと堺グリーン広場	みなと堺G	堺市西区築港新町3丁54	●	●
港湾堺No.05	築港浜寺	堺市西区築港浜寺町地内	●	●
港湾堺No.06	浜寺公園南	堺市西区浜寺公園町地内	●	●
			32	39

サイレン吹鳴箇所（位置図）



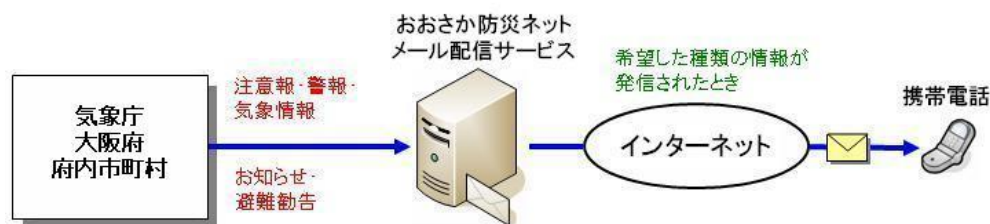
●	サイレン吹鳴箇所
■	津波避難対象地域
■	津波注意地域

⑧ おおさか防災ネット

(1) サービスの概要

おおさか防災ネットの防災情報メール配信サービスでは、府民の皆様の防災対策にお役立ていただくため気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報について、メールで配信するものです。

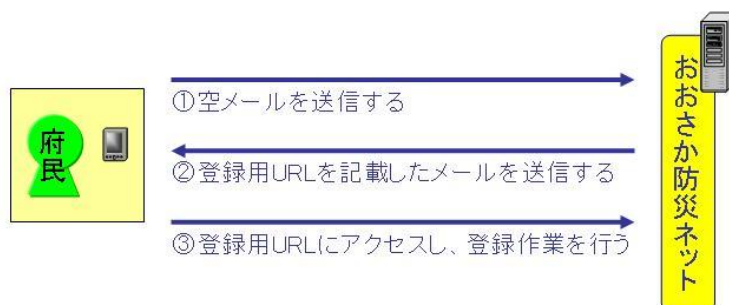
(2) 情報の流れ



(3) 設定できる通知情報

避難勧告・指示状況、津波、地震、台風、気象警報・注意報、土砂災害、光化学スモッグ、お知らせ（その他緊急情報、防災イベント情報など）

(4) 登録の流れ



空メールの送信

○<touroku@osaka-bousai.net>に空メール（本文、件名に何も書かれていないメール）を送信してください。

○以下のQRコードを携帯電話で読み込んでメールを送信することも可能です。

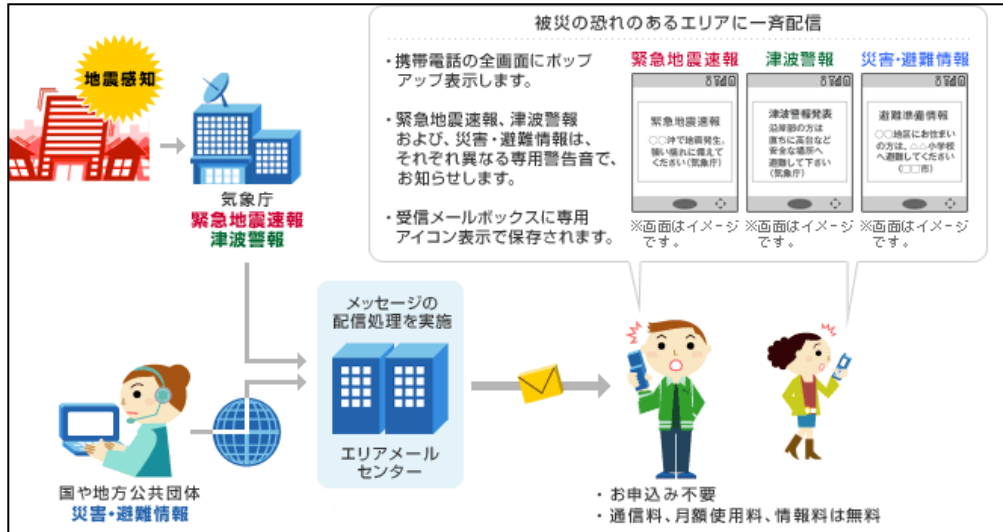


出典：おおさか防災ネット

⑨ 緊急速報メール

緊急速報メールとは、気象庁又は国及び地方公共団体が携帯電話（スマートフォンを含む）向けに災害に関する情報をメール形式で一斉送信するもので、NTTドコモ、au、ソフトバンクがそれぞれサービスを提供しています。

【緊急速報メールの仕組み（NTTドコモのウェブサイトから引用）】



※エリアメールの利用にあたって、以下の事項について注意が必要です。

- ①同サービスを利用するために、あらかじめ携帯電話での受信設定が必要な機種があります。
 - ②機種によっては、一部機能をご利用いただけない場合がございます。
- 以上のことについて、ご利用の携帯電話会社にお問い合わせください。

○市から一斉送信する文例（※津波警報・大津波警報発表時のみ抜粋）

【津波警報発表時】

次の地域はJR阪和線を目標に直ちに東の高い所へ避難して下さい。

1. 大和川以南～御陵通までの阪堺線より海側
2. 御陵通以南～諏訪森神野線までの国道26号より海側
3. 諏訪森神野線以南～大鳥街道までの桜道より海側
4. 大鳥街道以南の標高6.8mより海側

遠くへ避難できない場合は丈夫なビル等の3階以上に避難して下さい。

【大津波警報発表時】

次の地域はJR阪和線を目標に直ちに東の高い所へ避難して下さい。

1. 大和川以南～御陵通までの阪堺線より海側
2. 御陵通以南～諏訪森神野線までの国道26号より海側
3. 諏訪森神野線以南～大鳥街道までの桜道より海側
4. 大鳥街道以南の標高6.8mより海側

遠くへ避難できない場合は丈夫なビル等の3階以上に避難して下さい。1～4より標高の高い地域も情報収集に努め必要に応じ避難して下さい。

⑩ i-FAX

(1) 内容

防災スピーカーや広報車など音声による災害情報伝達が困難な方へ、避難勧告等の災害情報や大規模災害発生時の生活支援情報を自宅のファックスへ配信します。

(2) 制度イメージ



パソコン（堺市）によるメール配信によって、聴覚障害者のファックスに一齐に災害情報等を配信します。

(3) 対象者 原則として、身体障害者手帳の交付を受けている市内在住の聴覚障害者で、自宅にファックスがある方

(4) 情報伝達する状況及び主な内容

- ・堺市内に避難所を開設するとき、閉鎖するとき
- ・災害により避難が必要なとき（避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令時）
- ・その他、大規模災害発生時の生活支援情報（給食・給水、相談窓口の設置等の情報）をお知らせするとき

※ 気象警報・注意報、突発的な災害（地震、事故等）の発生情報は、対象外です

※ 大規模地震によりライフラインが途絶されたときは、ファックス送信できません。

(5) 登録申請の方法

災害情報ファックス配信登録申請書に必要事項を記入の上、郵送かファックスで堺市危機管理室へ申請してください。

○市からFAX送信する文例（※津波警報・大津波警報発表時のみ抜粋）

【津波警報発表時】

次の地域はJR阪和線を目標に直ちに東の高い所へ避難して下さい。

1. 大和川以南～御陵通までの阪堺線より海側
2. 御陵通以南～諏訪森神野線までの国道26号より海側
3. 諏訪森神野線以南～大鳥街道までの桜道より海側
4. 大鳥街道以南の標高6.8mより海側

遠くへ避難できない場合は丈夫なビル等の3階以上に避難して下さい。

【大津波警報発表時】

次の地域はJR阪和線を目標に直ちに東の高い所へ避難して下さい。

1. 大和川以南～御陵通までの阪堺線より海側
2. 御陵通以南～諏訪森神野線までの国道26号より海側
3. 諏訪森神野線以南～大鳥街道までの桜道より海側
4. 大鳥街道以南の標高6.8mより海側

遠くへ避難できない場合は丈夫なビル等の3階以上に避難して下さい。1～4より標高の高い地域も情報収集に努め必要に応じ避難して下さい。

⑪津波率先避難等協力事業所一覧（1／2）

H25.12月末時点

名称	所在地	校区
トヨタカローラ南海(株) さかいプラザ	堺市堺区神南辺町2-92-4	三宝
ネットトヨタ南海(株) 堺北店	堺市堺区神南辺町2-93	三宝
(医)清恵会 三宝病院	堺市堺区松屋町1-4-1	三宝
日鉄住金テックスエンジ(株) 堺支店	堺市堺区緑町4-156	三宝
双葉化学(株)	堺市堺区山本町1-2	三宝
西日本三菱自動車販売(株) 堺店	堺市堺区三宝町5-276-2	三宝
日産大阪販売株式会社 堺店	堺市堺区海山町2-143	三宝
ファミリーマート山本町店	堺市堺区山本町3-80-3	三宝
ファミリーマート海山町店	堺市堺区海山町3-154-2	三宝
サガミ堺山本店	堺市堺区山本町3-77	三宝
東洋ベンディング(株)	堺市堺区三宝町2-111	三宝
株式会社 丸阪	堺市堺区山本町2-57	三宝
堺三宝郵便局	堺市堺区三宝町4-256-6	三宝
堺海山郵便局	堺市堺区海山町5-198	三宝
堺北共同購入センター	堺市堺区緑町2-55	三宝
チヨダメタルスタッド関西(株)	堺市堺区山本町1-2-2	三宝
三晃自動車株式会社	堺市堺区山本町1-3-2	三宝
セブンイレブン堺松屋大和川通店	堺市堺区松屋大和川通1-9-1	三宝
セブンイレブン堺海山町店	堺市堺区海山町5-208	三宝
セブンイレブン堺山本町5丁店	堺市堺区山本町5-93-1	三宝
(株)ダイネット	堺市堺区柳之町西3-3-1	錦西
株式会社大成エンタープライズ ランドリー事業部	堺市堺区錦之町西3-2-22	錦西
株式会社鉛市	堺市堺区神明町西3-11-1	錦西
堺柳之町郵便局	堺市堺区柳之町西1-1-2	錦西
堺七道郵便局	堺市堺区七道西町12-11-1-107	錦西
有限会社曾呂利	堺市堺区宿屋町西1-1-1	錦西
日本たばこ産業(株) 堺営業所	堺市堺区甲斐町西3-1-30	市
南海バス(株) 堺営業所	堺市堺区戎島町4-1	市
株式会社関西マツダ 堺北店	堺市堺区戎島町4-31	市
株式会社大成エンタープライズ	堺市堺区戎島町4-37	市
堺戎島郵便局	堺市堺区戎島町1-34-2	市
南海堺駅内郵便局	堺市堺区戎島町3-22-1	市
大阪ガス株式会社(南部導管部・南部リビング営業部・南部エネルギー営業部)	堺市堺区住吉橋町2-2-19 堺ガスビル	市
堀富商工株式会社 管理総括部	堺市堺区大町西3-2-3	市
ゼロワンネーブルハウス	堺市堺区甲斐町西3-3-11	市
南海塩業株式会社	堺市堺区市之町西3-2-3	市
セブンイレブン堺大町西3丁店	堺市堺区大町西3-1-22	市
トヨタカローラ南海(株) 堺北店	堺市堺区北庄町2-4-10	錦綾
ネットトヨタ南海(株) 堺中央店	堺市堺区北庄町2-4-3	錦綾
(株)コガネ	堺市堺区南清水町1-3-27	錦綾
ファミリーマート錦綾町店	堺市堺区錦綾町2-3-16	錦綾
ファミリーマート南清水町店	堺市堺区南清水町2-3-1	錦綾
ファミリーマート砂道店	堺市堺区砂道町1-15-18	錦綾
絹川ネジ工業株式会社	堺市堺区錦綾町2-2-11	錦綾
堺錦綾郵便局	堺市堺区錦綾町2-4-1	錦綾
大阪トヨペット株式会社 堺店	堺市堺区高須町2-1-18	錦綾
株式会社サンテクノ	堺市堺区北庄町2-3-2	錦綾
(株)泉消防設備	堺市堺区宿屋町東1-1-30	錦
堺材木町郵便局	堺市堺区材木町東3-2-3	錦
堺東駅前郵便局	堺市堺区北花田口町3-2-27	熊野
堺郵便局	堺市堺区南瓦町2-16	熊野
堺東本部	堺市堺区南花田口町2-2-15	熊野
セブンイレブン堺宿院店	堺市堺区大町東2-1-1	熊野

津波率先避難等協力事業所一覧（2／2）

H25.12月末時点

名称	所在地	校区
熊田石油(株)	堺市堺区三条通7-24	榎
榊ビーコン	堺市堺区大浜中町3-12-23	英彰
(株) 松尾組	堺市堺区大浜中町3-7-11	英彰
真弓興業株式会社	堺市堺区大浜中町2-1-25	英彰
堺大浜郵便局	堺市堺区大浜北町2-2-10	英彰
堺出島郵便局	堺市堺区出島海岸通1-16-20	英彰
堺宿院郵便局	堺市堺区宿院町西3-2-1	英彰
ファミリーマート堺出島海岸通店	堺市堺区出島海岸通1-12-13	英彰
大阪コールドシステム株式会社	堺市堺区出島海岸通3-5-32	英彰
平和興業株式会社 堺支店	堺市堺区出島海岸通4-7-16	英彰
セブンイレブン堺大浜中町3丁店	堺市堺区大浜中町3-1-1	英彰
セブンイレブン堺出島海岸通り店	堺市堺区出島海岸通り1-3-10	英彰
堺東湊郵便局	堺市堺区高砂町1-16-7	湊
社会医療法人同仁会 耳原老松診療所	堺市堺区老松町2-58-1	湊
堺湊郵便局	堺市堺区西湊町4-6-1	湊西
たけ造園	堺市堺区柏木町3-4-8	湊西
特定非営利活動法人 きずなの会 本部	堺市堺区西湊町5-4-12	湊西
ウインクル西湊	堺市堺区西湊町6-2-12	湊西
堺永代郵便局	堺市堺区永代町1-1-20	少林寺
堺南旅籠町郵便局	堺市堺区南半町東2-1-32	少林寺
小走石油株式会社	堺市堺区寺地町東1-1-24	少林寺
ミナルコ(株)	堺市堺区翁橋町1-1-1	安井
堺協和郵便局	堺市堺区協和町2-61	大仙西
大醬(株)	堺市堺区石津北町20	神石
サンライズMSI(株)	堺市西区浜寺石津町中1-4-7	浜寺石津
備すかいらく ガスト堺浜寺店	堺市西区浜寺石津町西2-9-4	浜寺石津
堺浜寺石津郵便局	堺市西区浜寺石津町中3-13-18	浜寺石津
大阪営業所	堺市西区浜寺石津町東1-2-13	浜寺石津
白光金属工業株式会社	堺市西区浜寺石津町東1-1-23	浜寺石津
白光株式会社	堺市西区浜寺石津町東1-1-23	浜寺石津
非破壊検査株式会社 堺事業部	堺市西区浜寺石津町西2-2-12	浜寺石津
堀富商工株式会社 本社工場	堺市西区浜寺石津町東3-5-23	浜寺石津
いも膳石津店	堺市西区浜寺石津町西2-320-3	浜寺石津
千代田空調機器株式会社 石津工場	堺市西区浜寺石津町東1-5-11	浜寺石津
セブンイレブン堺浜寺石津町中店	堺市西区浜寺石津町中2-389-4	浜寺石津
堺浜寺船尾郵便局	堺市西区浜寺船尾町西1-254	浜寺東
浜寺ロングゴルフ	堺市西区浜寺船尾町西1-11	浜寺東
(株) 片山建設	堺市西区浜寺船尾町西3-291	浜寺東
セブンイレブン堺浜寺船尾町西店	堺市西区浜寺船尾町西2-306	浜寺東
トヨタカローラ南海(株) 本社	堺市西区浜寺諏訪森町西1-7	浜寺
トヨタカローラ南海(株) 諏訪森店	堺市西区浜寺諏訪森町西1-7	浜寺
トヨタカローラ南海(株) 諏訪森プラザ	堺市西区浜寺諏訪森町西1-7	浜寺
トヨタカローラ南海(株) フォルクスワーゲン浜寺	堺市西区浜寺諏訪森町西1-24	浜寺
トヨタカローラ南海(株) U-car デポ	堺市西区浜寺石津町西5-6-1	浜寺
ネットトヨタ南海(株) 本社	堺市西区浜寺諏訪森町西1-24	浜寺
ネットトヨタ南海(株) 諏訪森店	堺市西区浜寺諏訪森町西1-5	浜寺
諏訪ノ森郵便局	堺市西区浜寺諏訪森町中3-244	浜寺
藤 建	堺市西区浜寺諏訪森町西2-113-8	浜寺
大阪トヨペット株式会社 諏訪森店	堺市西区浜寺諏訪森町西1-35	浜寺
セブンイレブン堺浜寺諏訪森町店	堺市西区浜寺諏訪森町西1-28-10	浜寺
読売センター浜寺	堺市西区浜寺公園町3-233	浜寺昭和
ローソン堺浜寺元町1丁店	堺市西区浜寺元町1-13-1	浜寺昭和
堺浜寺昭和郵便局	堺市西区浜寺昭和町2-269-1	浜寺昭和

⑫ 堺市津波率先避難等協力事業所の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等の津波からの迅速かつ適切な避難行動を支援し、もって市民等の生命及び身体の安全を確保することを目的として、大津波警報又は津波警報の発表時における避難を率先して実施し、かつ、平時における地域の防災活動に積極的に協力する企業、団体等の事業所（以下「津波率先避難等協力事業所」という。）を登録することについて必要な事項を定める。

(登録の資格)

第2条 津波率先避難等協力事業所として登録を受けることができる事業所は、次に掲げる要件に該当し、かつ、次項各号に掲げる津波からの率先避難その他防災関連事業を支援する取組（以下「防災関連事業支援等取組」という。）を実施するものとする。

- (1) 対象となる事業所の所在地又は活動の拠点が、別表に掲げる登録対象地域にあること。
- (2) 代表者又は責任者が明らかであること。
- (3) 宗教活動及び特定の政治活動を目的としていないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う事業所でないこと。
- (5) 青少年の健全育成に反する業種でないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのないこと。
- (7) 対象となる事業所を設置する企業、団体等（以下「企業等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。
- (8) 企業等が法人である場合にあっては、その役員（暴対法第9条第21号口の役員をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

2 前項の防災関連事業支援等取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 大阪府に大津波警報又は津波警報が発表された際、津波避難対象地域にある津波率先避難等協力事業所は、従業員の安全を確保した後、二次災害の防止対策を講ずるとともに、自ら率先して避難を開始し避難目標まで周辺住民に津波避難の呼びかけを行うこと。津波注意地域にある津波率先避難等協力事業所は、直ちに避難できるよう準備を行い、情報収集に努め、想定を上回る津波が発生した場合には津波避難対象地域と同じ避難行動を行うこと。
- (2) 津波避難等協力事業所は、大阪府に大津波警報又は津波警報が発表された際に、率先して避難を行うことについてマニュアルその他の取決めを定めるように努めること。
- (3) おおさか防災ネットに登録し、迅速かつ正確な津波情報の収集に努めること。
- (4) 平時においては、本市、自治会その他これに類する団体が実施する防災訓練等への参加に努めるとともに、津波以外の大規模災害が発生した際にも、救出、救助、炊出し等各種災害対応に努め、地域の防災力向上に寄与すること。

(登録の申込み)

第3条 津波率先避難等協力事業所として登録を受けようとする事業所は、堺市津波率先避難協力等事業所登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容について審査し、登録の可否を決定する。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、登録を決定した事業所に対し、堺市津波率先避難等協力事業所登録決定通知書（様式第2号）及び堺市津波率先避難等協力事業所ロゴマーク及び標

高表示ステッカー（様式第3号（甲）（乙）（丙）。以下「ロゴマーク等」という。）を交付する。

3 津波率先避難等協力事業所は、店頭その他公衆の見やすい場所にロゴマーク等を掲示するものとする。また、自己の広報印刷物にロゴマーク等を使用することができる。

4 ロゴマーク等の権利義務関係、使用基準等については、市長が別に定める。

（防災関連事業支援等取組の周知）

第5条 津波率先避難等協力事業所の防災関連事業支援等取組については、堺市ホームページへの掲載その他の方法により、広く市民に周知するものとする。

（調査及び要請）

第6条 市長は、津波率先避難等協力事業所が第2条に規定する登録の資格（以下「登録資格」という。）を満たしていないおそれがあると認められるときは、当該事業所に対し、その協力を得て、事業所への直接訪問その他の方法により、調査を行うことができる。

2 市長は前項の調査の結果、津波率先避難等協力事業所が登録資格を満たしていないと認めるときは、登録資格を満たすよう要請できるものとする。

（登録事項の変更）

第7条 津波率先避難等協力事業所は、登録した事項に変更があったときは、速やかに堺市津波率先避難等協力事業所登録事項変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（登録の廃止）

第8条 津波率先避難等協力事業所は、登録を廃止しようとするときは、堺市津波率先避難等協力事業所登録廃止届（様式第5号。以下「登録廃止届」という。）を市長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、津波率先避難等協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する登録の資格を満たさなくなったとき。
- (2) 第6条に規定する調査及び要請に協力しなかったとき。
- (3) 前条の規定により登録廃止届を提出したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、津波率先避難等協力事業所として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、堺市津波率先避難等協力事業所登録取消通知書（様式第6号）により通知する。ただし、登録廃止届を受理した場合は、この限りでない。

（経費の負担）

第10条 津波率先避難等協力事業所が防災関連事業支援等取組を実施する際に負担する経費については、市長はこれを一切負担しない。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

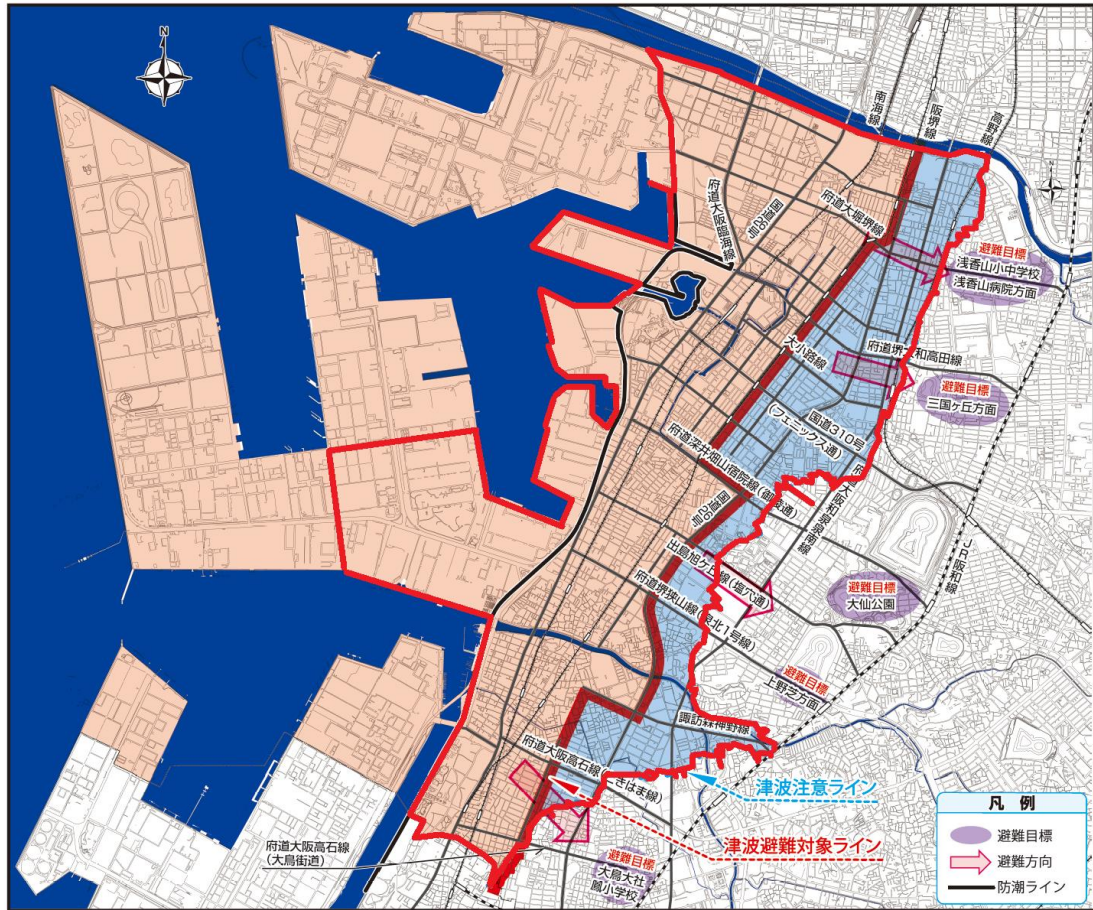
この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

○登録対象地域

- ①津波警報・大津波警報発表時に直ちに避難する地域 **津波避難対象地域**
- ②大津波警報発表時は、直ちに避難できるよう準備し、情報収集に努める地域 **津波注意地域**



登録対象地域

○登録対象地域 <町丁別>

【津波避難対象地域】 ※・・・一部除く町丁

区	小学校区	町丁名	小学校区	町丁名	小学校区	町丁名
堺区	三宝小学校	塩浜町	錦西小学校	柳之町西1丁～3丁	湊小学校	菅原通1丁～5丁
		海山町1丁～7丁	錦小学校	綾之町東1丁		東湊町1丁～6丁
		三宝町1丁～9丁		桜之町東1丁		八幡通1丁～3丁
		山本町1丁～6丁		北半町東	老松町1丁	
		匠町※	市小学校	北旅籠町東1丁	湊西小学校	出島町1丁～5丁
		松屋大和川通1丁～4丁		栄橋町1丁, 2丁		西湊町1丁～6丁
		松屋町1丁～2丁		櫛屋町西1丁		楠町1丁～4丁
		神南辺町1丁～6丁		熊野町西1丁～3丁	柏木町1丁～4丁	
		築港八幡町※		甲斐町西1丁～3丁	寺地町西1丁～4丁	
		鉄砲町		市之町西1丁～3丁	宿院町西1丁～4丁	
	南島町1丁～5丁	住吉橋町1丁, 2丁		出島海岸通1丁～4丁		
	緑町1丁～4丁	戎島町1丁～5丁		出島西町		
	綾之町西1丁～3丁	戎之町西1丁, 2丁		出島浜通		
	錦之町西1丁～3丁	大町西1丁～3丁		少林寺町西1丁～4丁		
	九間町西1丁～3丁	大浜北町5丁		新在家町西1丁～4丁		
	材木町西1丁～3丁	築港南町		大浜西町		
	桜之町西1丁～3丁	北波止町	大浜中町1丁～3丁			
	七道西町	竜神橋町1丁, 2丁	大浜南町1丁～3丁			
	七道東町	南半町東2丁	大浜北町1丁～4丁			
	車之町西1丁～3丁	南旅籠町東2丁	中之町西1丁～4丁			
	宿屋町西1丁～3丁	南旅籠町東3丁	南半町西1丁～4丁			
	神明町西1丁～3丁	大仙西小学校	南旅籠町西1丁～4丁			
	並松町	湊小学校	高砂町1丁	神石小学校	石津町4丁	
	北半町西		春日通1丁～4丁			
	北旅籠町西1丁～3丁		昭和通1丁～6丁			

区	小学校区	町丁名	小学校区	町丁名	小学校区	町丁名
西区	浜寺石津小学校	石津西町	浜寺小学校	浜寺諏訪森町東1丁～3丁	浜寺昭和小学校	浜寺昭和町1丁～5丁
		築港新町1丁～4丁※		浜寺石津町西5丁		浜寺南町1丁
		浜寺石津町西1丁～4丁	浜寺石津町中5丁	築港浜寺西町※		
		浜寺石津町中1丁～4丁	浜寺石津町東5丁	築港浜寺町※		
	浜寺石津町東1丁～4丁	浜寺船尾町西1丁～2丁	浜寺元町3丁, 5丁			
	浜寺小学校	浜寺諏訪森町西1丁～4丁	浜寺船尾町東1丁			
		浜寺諏訪森町中1丁～3丁	浜寺公園町1丁～4丁			

【津波注意地域】

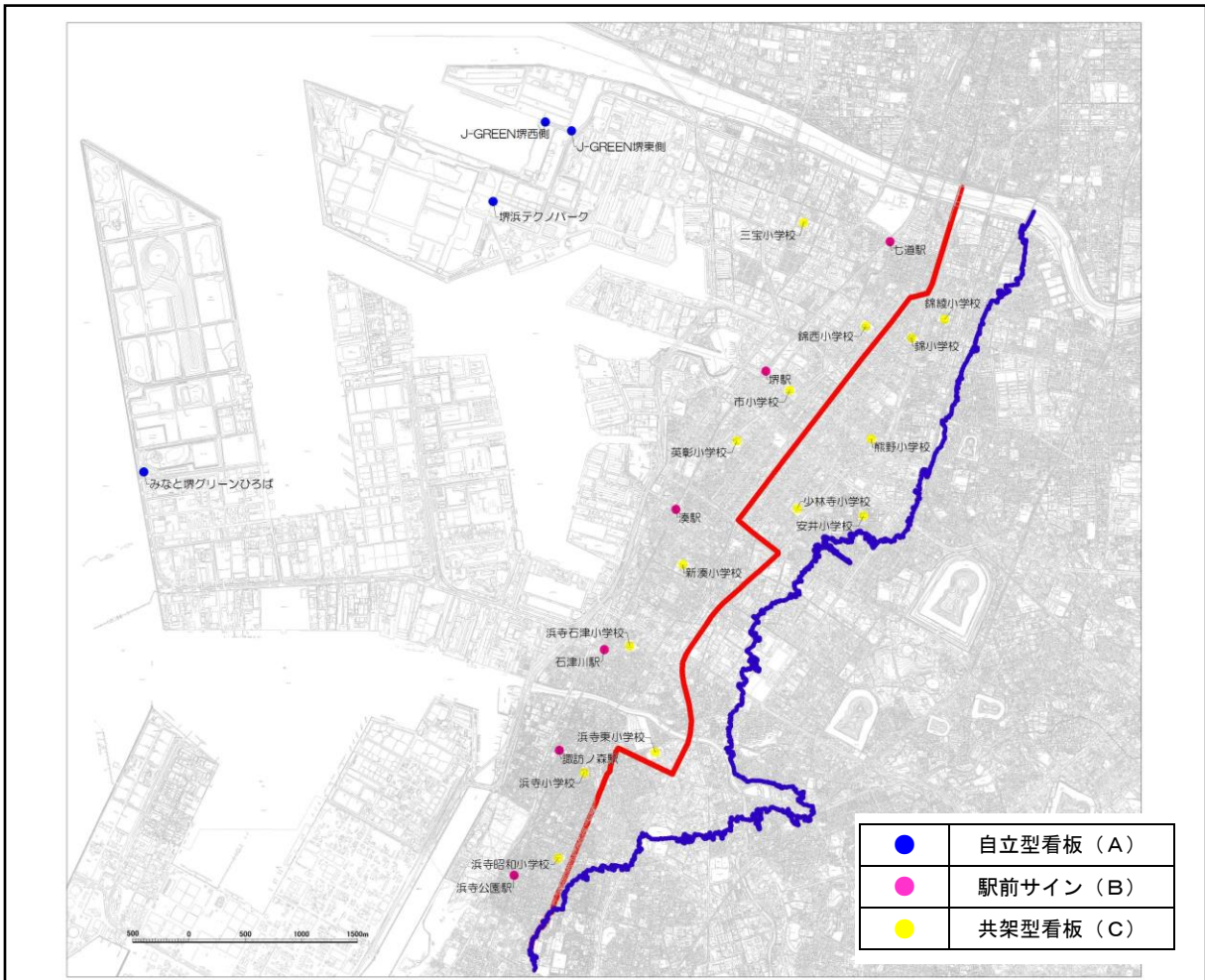
区	小学校区	町丁名	小学校区	町丁名	小学校区	町丁名
堺区	錦小学校	綾之町東2丁	熊野小学校	市之町東1丁～6丁	安井小学校	賑町2丁～4丁
		錦之町東1丁～2丁		戎之町東1丁～5丁		北安井町
		九間町東1丁～3丁		宿院町東1丁～4丁	旭通	
		材木町東1丁～4丁		新町	永代町1丁, 2丁	
		桜之町東2丁		大町東1丁～4丁	京町通	
		車之町東1丁～3丁		中瓦町1丁, 2丁	御陵通	
		宿屋町東1丁～3丁		南花田口町1丁, 2丁	幸通	
		神明町東1丁～3丁		南瓦町	寺地町東1丁～4丁	
		中向陽町1丁, 2丁		南向陽町1丁, 2丁	少林寺町東1丁～4丁	
		南庄町1丁, 2丁		北花田口町1丁～3丁	新在家町東1丁～4丁	
	北向陽町1丁, 2丁	北瓦町1丁, 2丁	中之町東1丁～4丁			
	北旅籠町東2丁	五月町	南安井町1丁			
	柳之町東1丁, 2丁	南三国ヶ丘町1丁	南半町東1丁			
	遠里小野町1丁～4丁	三国ヶ丘御幸通	南旅籠町東1丁, 4丁			
	錦綾町1丁～3丁	中三国ヶ丘町1丁	賑町1丁			
	高須町1丁～3丁	中田出井町1丁	八千代通			
	砂道町1丁～3丁	南田出井町1丁	文珠橋通			
	南清水町1丁～3丁	北三国ヶ丘町1丁	協和町1丁～4丁			
	北庄町1丁～3丁	北田出井町1丁	大仙西町2丁～4丁			
	北清水町1丁～3丁	一条通	高砂町2丁～4丁			
	浅香山小学校	番ヶ丘町1丁, 3丁～5丁	永代町3丁～6丁	湊小学校	老松町2丁, 3丁	
	今池町1丁, 2丁	翁橋町1丁, 2丁	神保通		霞ヶ丘町4丁	
	熊野小学校	櫛屋町東1丁～4丁	神保通	神石小学校	神石市之町	
		熊野町東1丁～5丁	中安井町1丁～3丁		石津町1丁～3丁	
甲斐町東1丁～6丁		南安井町2丁～6丁	石津北町			

区	小学校区	町丁名	小学校区	町丁名	小学校区	町丁名
西区	浜寺東小学校	浜寺船尾町西3丁～5丁	鳳小学校	鳳北町10丁	津久野小学校	神石市之町
		浜寺船尾町東2丁～4丁		鳳北町9丁		津久野町2丁, 3丁
	浜寺昭和小学校	浜寺元町1丁, 2丁, 4丁	津久野小学校	下田町	上野芝小学校	上野芝町5丁, 7丁, 8丁
		浜寺南町2丁		宮下町	神野町1丁	

⑬ 津波啓発看板一覧

設置場所					
自立型看板		共架型看板			
1	J-GREEN 堺西側	1	三宝小学校	12	浜寺小学校
2	J-GREEN 堺東側	2	錦西小学校	13	浜寺東小学校
3	堺浜テクノパーク	3	錦綾小学校	14	浜寺昭和小学校
4	みなと堺グリーンひろば	4	錦小学校		
駅前サイン		5	市小学校		
1	七道駅	6	熊野小学校		
2	堺駅	7	英彰小学校		
3	湊駅	8	少林寺小学校		
4	石津川駅	9	安井小学校		
5	諏訪ノ森駅（設置予定）	10	新湊小学校		
6	浜寺公園駅（設置予定）	11	浜寺石津小学校		

○位置図



堺市津波避難計画

平成26年3月作成

編集・発行：堺市防災計画室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL：072-228-7031

FAX：072-222-7339

Eメール：kikan@city.sakai.lg.jp